

# 令和7年第4回

## 名寄市議会定例会会議録目次

### 第1号（11月27日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣言・開議宣言	4
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第2. 会期の決定（14日間）	4
1. 日程第3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第4. 議案第1号 名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について	5
○提案理由説明（加藤市長）	5
○原案可決	5
1. 日程第5. 議案第2号 名寄市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例 の一部改正について	6
○提案理由説明（加藤市長）	6
○原案可決	6
1. 日程第6. 議案第3号 名寄市印鑑条例の一部改正について	6
○提案理由説明（加藤市長）	6
○原案可決	6
1. 日程第7. 議案第4号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について 議案第5号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について 議案第6号 名寄市都市公園条例の一部改正について	6
○提案理由説明（加藤市長）	6
○原案可決	7
1. 日程第8. 議案第7号 名寄市総合福祉センター条例の一部改正について	7
○提案理由説明（加藤市長）	7
○原案可決	7
1. 日程第9. 議案第8号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	7
○提案理由説明（加藤市長）	7
○原案可決	8

1. 日程第 10. 議案第 9 号 名寄市博物館条例の一部改正について	8
○提案理由説明（加藤市長）	8
○原案可決	8
1. 日程第 11. 議案第 10 号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
議案第 11 号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
議案第 12 号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	8
○提案理由説明（加藤市長）	8
○質疑（川村幸栄議員）	8
○原案可決	9
1. 日程第 12. 議案第 13 号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について	9
○提案理由説明（加藤市長）	9
○原案可決	10
1. 日程第 13. 議案第 14 号 指定管理者の指定について（名寄市スポーツ施設）	
議案第 15 号 指定管理者の指定について（名寄ピヤシリスキー場、名寄市ピヤシリシャンツェ、体育センターピヤシリ・フォレスト）	
議案第 16 号 指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター）	
議案第 17 号 指定管理者の指定について（名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設）	
議案第 18 号 指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設）	
議案第 19 号 指定管理者の指定について（名寄市東部地区集落センター）	
議案第 20 号 指定管理者の指定について（名寄市西部地区集落センター）	10
○提案理由説明（加藤市長）	10
○原案可決	10
1. 日程第 14. 議案第 21 号 和解について	11
○提案理由説明（加藤市長）	11
○原案可決	11
1. 日程第 15. 議案第 22 号 令和 7 年度名寄市一般会計補正予算（第 5 号）	11
○提案理由説明（加藤市長）	11
○原案可決	12

1. 日程第 16. 議案第 23 号 令和 7 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○原案可決	1 2
1. 日程第 17. 議案第 24 号 令和 7 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 1 号）	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○原案可決	1 3
1. 日程第 18. 議案第 25 号 令和 7 年度名寄市水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○原案可決	1 3
1. 日程第 19. 議案第 26 号 令和 7 年度名寄市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○原案可決	1 4
1. 日程第 20. 議案第 27 号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
議案第 28 号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
議案第 29 号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
議案第 30 号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	
議案第 31 号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	
議案第 32 号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○原案可決	1 4
1. 日程第 21. 諸問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 5
○適任と認める	1 5
1. 休会の決定	1 5
1. 散会宣告	1 5

## 第2号（12月8日）

1. 議事日程	17
1. 本日の会議に付した事件	17
1. 出席議員	17
1. 欠席議員	17
1. 事務局出席職員	17
1. 説明員	17
1. 開議宣告	18
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	18
1. 日程第2. 一般質問	18
○質問（東川孝義議員）	18
○質問（遠藤隆男議員）	28
1. 休憩宣告	37
1. 再開宣言	37
○質問（高橋伸典議員）	37
○質問（水間健詞議員）	45
1. 散会宣告	50

## 第3号（12月9日）

1. 議事日程	51
1. 本日の会議に付した事件	51
1. 出席議員	51
1. 欠席議員	51
1. 事務局出席職員	51
1. 説明員	51
1. 開議宣告	52
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	52
1. 日程第2. 一般質問	52
○質問（谷聰議員）	52
○質問（山崎真由美議員）	61
1. 休憩宣告	73
1. 再開宣言	73
○質問（川村幸栄議員）	73
1. 散会宣告	84

## 第4号（12月10日）

1. 議事日程	85
1. 本日の会議に付した事件	85
1. 出席議員	85
1. 欠席議員	85
1. 事務局出席職員	85
1. 説明員	86
1. 開議宣告	87
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	87
1. 日程第2. 一般質問	87
○質問（高野美枝子議員）	87
1. 休憩宣告	93
1. 再開宣言	93
1. 休憩宣言	95
1. 再開宣言	95
○質問（中畠孝幸議員）	98
1. 日程第3. 議案第33号 工事請負契約の変更について	105
○提案理由説明（加藤市長）	105
○原案可決	105
1. 日程第4. 議案第34号 名寄市議会政務活動費の特例に関する条例の制定について	105
○提案理由説明（遠藤隆男議員）	105
○原案可決	105
1. 日程第5. 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	
意見書案第2号 OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書	
意見書案第3号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書	106
○原案可決	106
1. 日程第6. 報告第1号 例月出納検査報告について	106
○報告済	106
1. 日程第7. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	106
○決定	106
1. 日程第8. 委員の派遣報告	106
○厚生文教常任委員長報告（高橋伸典委員長）	106

○報告済	108
1. 閉会宣告	108
1. 質問文書表	109
1. 議決結果表	111

令和7年第4回名寄市議会定例会会議録  
開会 令和7年1月27日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第1号 名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第5 議案第2号 名寄市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について  
日程第6 議案第3号 名寄市印鑑条例の一部改正について  
日程第7 議案第4号 名寄市ピヤシリスキー場条例の一部改正について  
議案第5号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について  
議案第6号 名寄市都市公園条例の一部改正について  
日程第8 議案第7号 名寄市総合福祉センター条例の一部改正について  
日程第9 議案第8号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について  
日程第10 議案第9号 名寄市博物館条例の一部改正について  
日程第11 議案第10号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第11号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第12号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

- る条例の一部改正について  
日程第12 議案第13号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について  
日程第13 議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市スポーツ施設)  
議案第15号 指定管理者の指定について(名寄ピヤシリスキー場、名寄市ピヤシリシャンツエ、体育センターピヤシリ・フォレスト)  
議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市大橋地区コミュニティセンター)  
議案第17号 指定管理者の指定について(名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設)  
議案第18号 指定管理者の指定について(名寄市風連農産物出荷調整利雪施設)  
議案第19号 指定管理者の指定について(名寄市東部地区集落センター)  
議案第20号 指定管理者の指定について(名寄市西部地区集落センター)  
日程第14 議案第21号 和解について  
日程第15 議案第22号 令和7年度名寄市一般会計補正予算(第5号)  
日程第16 議案第23号 令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第17 議案第24号 令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算(第1号)  
日程第18 議案第25号 令和7年度名寄市水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第19 議案第26号 令和7年度名寄市下水

	道事業会計補正予算（第1号）	日程第8 議案第7号 名寄市総合福祉センター条例の一部改正について
日程第20	議案第27号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 議案第28号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について 議案第29号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第30号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について 議案第31号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第32号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	日程第9 議案第8号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について 日程第10 議案第9号 名寄市博物館条例の一部改正について 日程第11 議案第10号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 議案第11号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 議案第12号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第21	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	日程第12 議案第13号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について 日程第13 議案第14号 指定管理者の指定について（名寄市スポーツ施設） 議案第15号 指定管理者の指定について（名寄ピヤシリスキーエ、名寄市ピヤシリシャンツエ、体育センターピヤシリ・フォレスト） 議案第16号 指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター） 議案第17号 指定管理者の指定について（名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設） 議案第18号 指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設） 議案第19号 指定管理者の指定について（名寄市東部地区集落センター） 議案第20号 指定管理者の指定について（名寄市西部地区集落センター）

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期の決定
日程第3	行政報告
日程第4	議案第1号 名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第5	議案第2号 名寄市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第3号 名寄市印鑑条例の一部改正について
日程第7	議案第4号 名寄市ピヤシリスキーエ条例の一部改正について 議案第5号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について 議案第6号 名寄市都市公園条例の一部改正について

日程第14	議案第21号	和解について					
日程第15	議案第22号	令和7年度名寄市一般会計補正予算(第5号)					
日程第16	議案第23号	令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)					
日程第17	議案第24号	令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算(第1号)					
日程第18	議案第25号	令和7年度名寄市水道事業会計補正予算(第1号)					
日程第19	議案第26号	令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算(第1号)					
日程第20	議案第27号	名寄市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 議案第28号	名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について 議案第29号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第30号	名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について 議案第31号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第32号	名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について					

7番	清	水	一	夫	議員
8番	川	村	幸	栄	議員
9番	佐	藤		靖	議員
11番	高	野	美	枝	議員
12番	高	橋	伸	典	議員
13番	遠	藤	隆	男	議員
14番	東	川	孝	義	議員
15番	東		千	春	議員

**1. 欠席議員(0名)****1. 事務局出席職員**

事務局長	渡辺	博史
書記	石橋	恵美
書記	及川	洋人
書記	川名	桃代

**1. 説明員**

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
教育長	岸木	小夜子	君
総務部長	山村		睦君
総合政策部長	石橋		毅君
市民部長	松田	慎司	君
健康福祉部長	馬場	義人	君
経済部長	山田	裕治	君
建設水道部長	東	聰男	君
教育部長	伊藤	慈生	君
市立総合病院事務部長	佐々木	紀幸	君
市立大学学長	水間		剛君
総合政策室長	櫻田	孝臣	君
こども・高齢者支援室長	倉澤	富美子	君
上下水道室長	佐藤	美香	君
会計室長	山岸	克利	君
監査委員	岡川		進君

**1. 出席議員(15名)**

議長	16番	山田	典幸	議員
副議長	10番	倉澤	宏	議員
	1番	中畠	孝幸	議員
	3番	山崎	真由美	議員
	4番	水間	健詞	議員
	5番	谷		聰
	6番	今村	芳彦	議員

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和7年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 川村幸栄 議員

14番 東川孝義 議員

を指名いたします。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月10日までの14日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月10日までの14日間と決定いたしました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和7年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

初めに、本年度の文化賞など、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、「福祉部門」、「障がい者福祉の向上」で社会福祉法人なよろ陽だまりの会に文化奨励賞を授与いたしました。

なよろ陽だまりの会は、障がいのある方たちの

「職業」と「生活」を支援することで、「働く喜び」と「地域で生きる力」を育て、「自ら社会参加」することで自立した活動を進めていくことを目的に、平成26年に設立された法人です。その活動は、昭和38年に保護者の会である「名寄手をつなぐ親の会」が発足したことから始まり、現在の「名寄心と手をつなぐ育成会」に受け継がれ、同法人と育成会との両輪で事業を拡大してきました。

法人設立後は、市内8か所にグループホームを開設し、利用者の自立した生活を支援するほか、市指定ごみ袋の製造や市内高齢者への配食サービスを実施するなど、障がいのある方たちの継続的な就労の支援のみならず、地域に欠かせない事業を提供してきました。

こうした長年に渡る実績と、「名寄心と手をつなぐ育成会」との協働によって、本市を含む上川地区の地域福祉の向上に大きく貢献した団体として評価され、今回の受賞に至りました。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、保健衛生、住民運動実践の各分野で市勢の発展に寄与された16個人の皆様に功労表彰を、多額の寄附をいただいた9個人、38団体に善行表彰をそれぞれお贈りいたしました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、総合計画について申し上げます。

次期総合計画策定に向けては、10月15日に「名寄市総合計画審議会」へ第3次名寄市総合計画の策定について諮問し、11月には2回の「市民ワークショップ」において、本市の現状の課題や魅力について意見を出し合い、理想の将来像について議論してきました。

また、各団体や市内の小学生から大学生に対しても、各教育機関の御協力をいただきながら、アンケート調査を実施するとともに、意見交換会などを実施しました。

次期計画の策定にあたっては、市民アンケートの結果などを踏まえ、進めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

10月1日から、救急搬送時にマイナ保険証を活用し、傷病者の医療情報を救急隊が確認できる「マイナ救急」の運用を開始しました。

この取組により、意識障害や付き添いがない場合でも、救急隊が保険資格情報や薬剤情報などを迅速に把握でき、より正確な病状確認と救急活動の質が向上しております。

10月末までの救急出動件数は118件で、このうち「マイナ救急」を活用した事案は20件で全体の17パーセントでした。

現場でのカードリーダーの認証は概ね円滑で、得られた医療情報は正確に医療機関へ情報伝達が行われています。

名寄市立大学の公立大学法人化に向けて、可能な限り早期に広く教職員の理解を得ることを目的に、9月24日に名寄市立大学教職員を対象に公立大学法人制度説明会を開催するとともに、10月1日付けで総合政策部内に大学法人化準備室を設置しました。

また、定款や中期目標・中期計画、人事・給与、財務全般などを新法人へ円滑に移行することを目指し、大学や地域関係団体の代表者、有識者などで組織する「名寄市立大学法人移行推進委員会」を設置しました。令和9年4月の法人移行に向けて、国や北海道の指導・助言をいただきながら着実に準備を進めてまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

本年6月28日に設立したNスポーツコミッショナによろにおいて、事務局長1人、トレーナー人材2人が欠員となっていたところでございますが、10月1日付け人事異動で本市職員2人を派遣するとともに、11月10日にはトレーナー人材として地域おこし協力隊1人を採用し、フルメンバーでの活動が始まりました。

スポーツを活用した地域づくりへの貢献を大いに期待するとともに、将来ビジョンを共有しながら地域と一体となり、スポーツ振興に取り組んでまいります。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告いたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で行政報告を終わります。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第1号

名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い改正をされた児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき乳児等通園支援事業の設備及び運営について基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第2号  
名寄市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。  
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。  
本件は、市民の利便性を向上させるため申請手続及び施設予約のオンライン化を進めるに当たり、定義の適用範囲、オンラインによる送付要件の変更が必要なことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第3号  
名寄市印鑑条例の一部改正についてを議題とい

たします。

提出者の説明を求めます。  
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市印鑑条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市民の利便性を向上させるため印鑑登録証明書の申請手続をオンライン化することから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第4号  
名寄市ピヤシリスキ一場条例の一部改正について、議案第5号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について、議案第6号 名寄市都市公園条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。  
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市ピヤシリスキ一場条例の一部改正について、議案第5

号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について及び議案第6号 名寄市都市公園条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、北海道宿泊税条例が令和8年4月1日から施行されることに伴い宿泊税の徴収が開始をされることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第4号外2件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第4号外2件の一括採決を行います。

議案第4号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第7号

名寄市総合福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市総合福祉センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市総合福祉センター2階、多目的ホールにおいて本来事業に支障のない範囲で一般

利用者にも開放することから、利用料金、減免規定等必要な事項を追加をするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第8号  
名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市民の利便性を向上させるため各種手数料に係る申請手続のオンライン化に関する規定を追加することから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第10 議案第9号 名寄市博物館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市博物館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、月曜日が休館日であった名寄市北国博物館において、祝日の月曜日を開館日とし、翌火曜日を振替休館日とするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第11 議案第10号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第11号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第12号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第11号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第12号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことでも家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令等が施行されたことに伴い、それぞれ法律上従うべき基準及び参酌すべき基準に対応するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第10号外2件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、12号の名

寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について確認をさせていただきたいと思います。

提案説明資料の中を見せていただきますと、乳幼児健康診査の内容が保育所等における健康診断に相当する場合における当該健康診断の全部または一部を省略することができる規定というふうに説明がありました。本市としては、どういった対応をされようとしていくのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準の乳幼児健康診査の内容を保育所の資料に基づいて判断ができるというような内容ということで、これにつきましては国の省令がこういう形で変わっておりまして、基本的にはそれに私どもとしても従うという形になっております。これに該当する施設につきましては、本市が指定する特定施設、1か所今名寄市内に保育所がございますけれども、そこを該当させるということで、それ以外の道認可の施設につきましては同様の文言を北海道の条例において同様な形で利用するという形で伺っておりますので、本市の条例についても道と同じような運用していくというような形で考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今確認をさせていただいたのは、全部または一部を省略できるというふうになっているので、本市としては全部なのか一部なのか省略するところをどのようにされようとしているのかお聞かせをいただきたいというふうに思っているところなのですが。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 条例上でそういう形ができるというように規定させていただいておりますので、運用についてはそれぞれの形の中でどのように運用していくかというのはこれから

という形になるかなというふうに思っております。  
以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 気になりますのは、今3歳児、5歳児の健康診断の際にいろいろ発達障がい等々発見されるということで、健診が非常に重要視されているという状況がありますので、丁寧な対応をしていただきたいなという思いがあつて、お尋ねをさせていただきましたので、ぜひそういうといった方向で対応していただくように求めて、終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第10号外2件の一括採決を行います。

議案第10号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号外2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第12 議案第13号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市風連在宅老人デイサービスセン

ターについて、介護人材の不足や登録利用人数の減少に伴う稼働率の低下及び財政的な課題から従前どおりの運営が困難であるため、風連地区の介護サービスの将来的な介護需要を踏まえた持続可能な介護サービス提供量となるよう、令和8年3月31日をもって廃止をするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第13 議案第1号 指定管理者の指定について（名寄市スポーツ施設）、議案第15号 指定管理者の指定について（名寄ピヤシリスキ一場、名寄市ピヤシリシャンツエ、体育センターピヤシリ・フォレスト）、議案第16号 指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター）、議案第17号 指定管理者の指定について（名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設）、議案第18号 指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設）、議案第19号 指定管理者の指定について（名寄市東部地区集落センター）、議案第20号 指定管理者の指定について（名寄市西部地区集

落センター）、以上7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号から議案第20号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第14号及び議案第15号の名寄市スポーツ施設を含む2施設については名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第16号から議案第20号までの名寄市大橋地区コミュニティセンターを含む5施設につきましては同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第14号外6件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより議案第14号外6件の一括採決を行います。

議案第14号外6件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第14号外6件は原案のとおり可

決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第14 議案第21号 和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 和解について、提案の理由を申し上げます。

本件は、学校管理下の体育の授業中に発生をした負傷事故における損害賠償請求事件について、相手方に解決金として1,200万円を支払うことにより和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第15 議案第22号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 令和7年

度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正是、各款にわたる臨時の経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ2億5,221万9,000円を追加をし、予算総額を293億4,626万3,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして基金積立金1,221万8,000円の追加は、いただいた寄附金を寄附者の意向に基づき地域振興基金に積み立てようとするものでございます。

3款民生費におきまして社会福祉一般行政経費1,025万8,000円の追加は、令和6年度における生活保護費等福祉施策に係る事業費の精算に伴い国、道への返還金を追加しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして名寄地区衛生施設事務組合負担金7,910万5,000円の追加は、前年度の自己搬入手数料等の確定と一般廃棄物中間処理施設建設工事の請負契約の変更から生じる負担金について追加しようとするものでございます。

6款農林業費におきまして世代交代円滑化事業費336万3,000円、農地利用効率化等支援事業費1,206万円、土地改良区決済金等支援事業費1,859万8,000円、新基本計画実装・農業構造転換支援事業費7,872万円の追加は、それぞれ農業機械の購入や施設設備の増強、畠地化に要する経費に対し北海道の補助が採択をされたことから、補助金を計上しようとするものでございます。

また、水利施設等保全高度化事業費（ちえぶん地区）1,350万5,000円の追加は、国、道と進める智恵文地区農地整備事業において労務単価の上昇等により事業費が増加したことから、必要となる負担金について追加しようとするものでございます。

7款商工費におきまして中小企業特別融資預託金2,420万円の追加は、現在までの申請の状況から見込まれる不足額を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加などに伴う国、道支出金などの特定財源を計上するほか、前年度繰越金にて収支の調整を図ろうとするものでございます。

第2表、債務負担行為補正は名寄庁舎環境衛生管理業務委託料ほか計27件を追加しようとするものであり、第3表、地方債補正は廃棄物中間処理施設整備事業ほか計2件について限度額の変更をしようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第16 議案第23号 令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 令和7年

度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ52万9,000円を追加をし、予算総額を29億2,446万1,000円にしようとするものでございます。

歳出におきまして6款諸支出金52万9,000円の追加は、令和6年度介護給付費負担金の精算に伴う返還金を追加しようとするものであり、歳入におきましては前年度繰越金を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第17 議案第24号 令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うもの

で、消防用設備点検委託料ほか計10件を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第18 議案第25号 令和7年度名寄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第25号 令和7年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正是、水質検査業務の一部を外部委託することに伴う債務負担行為の設定を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第19 議案第26号 令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号 令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正是、大規模下水管路特別重点調査事業に要する国庫補助金や委託料及び起債の目的等の追加のほか、債務負担行為の追加等について補正をしようとするものでございます。

まず、収益的収入について申し上げます。1款下水道事業収益では、国庫補助金1,294万9,000円の追加により総額を12億5,939万円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款下水道事業費用では営業費用について管渠費2,589万8,000円、処理場費753万5,000円を追加し、総額を12億2,310万9,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入では企業債180万円を追加し、総額を6億311万8,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第20 議案第27号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第28号

名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第29号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第30号  
名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第31号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第32号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第27号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第28号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第29号  
名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第30号  
名寄市教育委員

会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第31号  
名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第32号  
名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年8月7日付人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、名寄市職員及び会計年度任用職員の給与並びに議員及び特別職の期末手当の額について同様の措置を講ずるため、関係条例を改正しようとするものでございます。

なお、議員報酬及び特別職の期末手当の改定につきましては、名寄市特別職報酬等審議会から的一般職員に準じて改定を行うことが適当であるとの答申に基づき当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第27号外5件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより議案第27号外5件の一括採決を行います。

議案第27号外5件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第27号外5件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第21 諒問第1

号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題  
といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、令和8年3月31日付で西條知加子氏が任期満了となります。

本件は、西條氏を再度候補者として推薦をいたしましたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(山田典幸議員) お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めるに決定いたしました。

---

○議長(山田典幸議員) お諮りします。

議事の都合により、明日11月28日から12月7日までの10日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田典幸議員) 異議なしと認めます。

よって、明日11月28日から12月7日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長(山田典幸議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時48分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 山田典幸

署名議員 川村幸栄

署名議員 東川孝義

令和7年第4回名寄市議会定例会議録  
開議 令和7年12月8日（月曜日）午前10時00分

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

## 1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田	典幸	議員
副議長	10番	倉澤	宏幸	議員
	1番	中島	孝幸	議員
	3番	山崎	眞由美	議員
	4番	水間	健詞	議員
	5番	谷	聰	議員
	6番	今村	芳彦	議員
	7番	清水	一夫	議員
	8番	川村	幸栄	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	11番	高野	美枝子	議員
	12番	高橋	伸典	議員
	13番	遠藤	隆男	議員
	14番	東川	孝義	議員
	15番	東	千春	議員

## 1. 欠席議員（0名）

## 1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記記	川洋人
書記記	川名桃代

## 1. 説明員

市長	加藤剛士君
教育長	岸小夜子君
総務部長	木村睦君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	松田慎司君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聰男君
教育部長	伊藤慈生君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸君
市立大學事務局長	水間剛君
総合政策室長	櫻田孝臣君
こども・高齢者支援室長	倉澤富美子君
上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	山岸克利君
監査委員	岡川進君

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 清水一夫 議員

9番 佐藤 靖 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

令和8年度予算編成に向けて外1件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問してまいります。

大項目の1番目、令和8年度予算編成に向けて伺います。小項目の1番目、令和8年度予算編成の基本的な考え方について。令和8年度の予算編成は、11月1日の市長訓令に基づき具体的な編成作業が進められていると思います。令和8年度予算編成においては、名寄市総合計画（第2次）が最終年度を迎えること、加えて令和8年度は市長選挙で骨格予算とはなりますが、全体事業量を把握する必要があるため通年ベースでの予算要求とされております。また、具体的な編成に向けては、前例にとらわれない大胆な見直しにより一般財源ベースで5億円削減の目標も掲げられております。そこで、令和7年度行政評価結果報告書によると、評価対象事業54事業のうちC評価9事業、D評価2事業となっており、C、D事業は全体の20%となっております。この評価結果をどのように受け止め、次年度以降の取組にどのように反映をされていくのかお伺いをいたします。

小項目の2番目、行財政改革の具体的な施策推進に向けて。令和8年度の予算編成の柱の一つとして、徹底的な行財政改革に努めるとされており、具体的な目指す姿として選択と集中の実質化を念頭に、1つ、人材育成改革、2つ、財政改革、3つ、事業選択改革が掲げられております。行財政改革を進める上で人口推移の把握は重要であり、近隣の市町村に比べ減少幅は少ないので、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを下回っており、人口減少は大きな課題であります。そこで、具体的な項目であります人材育成では、今までの教育研修を含めてメンタルな部分が多いと思いますが、職員の採用を含めた今後の考え方について、また財政改革において財源確保はもちろんのこと、公共施設の統廃合、利用料金、補助金、負担金など多岐にわたりますが、令和8年度で取り組むべき考え方について、事業選択改革では次期の総合計画との関連性が大きいとは思いますが、事業の統廃合、業務改善、市民サービスなど具体的な考え方についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、集中的重点事項の具体的な施策について。令和8年度予算編成に向けて初めて3点の集中的事項が明示をされております。重点事項の具体的項目は、1つ、地の利を生かした付加価値の高い産業の誘致、育成、2つ、人を育て人が集まる教育、文化の創造、3つ、さらなるDXの推進であります。いずれの項目も予算編成において重要な内容であると考えますが、具体的には組織を横断し、部署間の連携を密にした検討を行うとされております。そこで、項目ごとに事業の優先順位をつけながら検討が進められていると思いますが、先ほどの3項目について継続性が必要な事業、見直しを進めなければならない事業についての基本的な考え方についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、名寄市総合計画（第3次）策定に向けて伺います。小項目の1番目、名寄市総合計画（第2次）後期計画の進捗状況につ

いて。名寄市総合計画（第2次）は、平成29年度より前期2か年、中期4か年、後期4か年の10年間にわたって進められ、残り1年間となりました。具体的には、5つの基本目標と4つの重点プロジェクトに基づき推進されてきたと理解をしております。後期計画は、令和8年度の1年間を残しておりますが、名寄市総合計画（第3次）を策定するに当たり名寄市総合計画（第2次）の進捗についてしっかりと検証しておくことが重要であると考えます。そこで、当初計画との人口推移、財政状況、4つのプロジェクトにおける成果並びに実施計画における事業費の推移についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、名寄市総合計画（第3次）策定の基本姿勢の考え方について。令和9年度からスタートする名寄市総合計画（第3次）の策定作業が始まり、今回の計画は市長任期と連動させるため、前期、後期計画それぞれ4年間で、全体の計画期間は8年間で設定をされております。地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子化、経済を支える担い手不足、働き方改革や人々の価値観やライフスタイルの多様化により市民の求めるニーズも変化をしてきております。今回の策定に当たり、市民アンケート、ワークショップも既に開始をされており、市民意見の反映では市内小中学校及び高校生、大学生からの意見聴取、さらには市民と若手職員とのワークショップで10年後のまちづくりで大切にしたい将来像を検討する上で期待される取組であると考えます。そこで、計画に当たっての基本姿勢で5点の方針が示されており、市民参加の中でまちづくりのアンケートに加えてウェルビーイングのアンケートも実施をされております。今回実施のウェルビーイングのアンケートの目的とその活用を総合計画にどのような整合性を持たせていくのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、次期市長選挙出馬の考え方についてお伺いをいたします。名寄市長選挙

を来年4月に控え、加藤市長の4期16年間の実績と卓越した人脈と行動力を高く評価をしております。4期目は、新型コロナウイルス感染症の対応と適切な経済対策、名寄市総合計画（第2次）の施策推進に向けて着実な実績を築いていただきました。現在名寄市総合計画（第3次）の検討が行われており、具体的な施策推進並びに名寄市が目指すまちづくりに向けて加藤市長の手腕とリーダーシップを大いに期待をしており、次期市長選挙出馬に向けての考え方についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。東川議員から大項目で2点御質問いただきました。大項目1の小項目1と大項目2の小項目1と2は私から、大項目1の小項目2と3は総務部長から、大項目2の小項目3は後ほど市長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、令和8年度予算編成に向けて、小項目1、令和8年度予算編成の基本的な考え方についてお答えいたします。令和8年度予算編成につきましては、令和7年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2025、いわゆる骨太の方針、また経済、物価動向等を適切に反映するとした令和8年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針についてなど国の動向を注視するとともに、令和8年度予算編成においては非常に厳しい本市の財政状況の下、最終年度を迎える総合計画に掲げた重点プロジェクトや各種計画の目標達成に向けた事業を着実に推進するため、大きく3点の基本的な考え方に基づき予算編成に当たるよう市長から訓令が発出されたところです。

御質問の行政評価については、名寄市総合計画（第2次）後期実施計画160事業を4年間で評価するとしており、令和7年度は54事業を対象

とし、1次評価、ワーキンググループ、外部評価、2次評価を経て最終評価としております。行政評価は、担当部局が作成した調書を用いて事業の実績、成果等に基づき、妥当性、有効性、効率性、公平性、達成度を項目ごとに評価しております。評価基準として、A評価は現状のまま継続、B評価は進め方を改善、C評価は規模、内容の見直しを検討、D評価は抜本的な見直し、廃止、縮小としており、令和7年度の評価結果はA評価が41事業、B評価が2事業、C評価が9事業、D評価が2事業となりました。なお、後期実施計画から廃止となった1事業を除き、令和6年度CまたはD評価事業が本年度再評価により5事業がAまたはB評価へと改善されております。また、対象とした54事業のうち24事業を総合計画審議委員による外部評価において議論いただいたところ、成果指標に対する達成度、いわゆるKPIにより総合評価がCまたはD評価となっている事業が多く見られ、事業評価として適切に判断できていないではという意見もいただいております。このことから、名寄市総合計画（第2次）最終年度となる来年度は、目標達成に向けて今回の行政評価結果並びに外部委員からの御意見を踏まえて効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性の確保に努めてまいります。

次に、大項目2、名寄市総合計画（第3次）策定に向けて、小項目1、名寄市総合計画（第2次）後期計画の進捗状況についてお答えいたします。名寄市総合計画（第2次）は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とし、3つの基本理念と将来像、5つの基本目標と4つの重点プロジェクトを設定し、取組を推進してまいりました。令和9年度から始まる名寄市総合計画（第3次）に当たっては、本年度から策定作業を開始したところであります、名寄市総合計画（第2次）の進捗状況についても検証を行ってきたところであります。人口の推移につきましては、名寄市総合計画（第2次）を策定した平成29年10

月の人口が2万8,044人に対し、令和7年10月は2万4,297人となっており、8年間で3,747人の減少となりました。また、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいても令和7年の人口に目標設定した2万5,398人から1,101人下回る結果でありました。この要因の一つには、令和3年の王子マテリア名寄工場の撤退が大きな影響を受けていると考えております。

次に、財政状況ですが、普通会計では平成28年度の歳出決算額が234億1,000万円、令和6年度が257億9,000万円となっており、令和4年度以降は物価や人件費の高騰により様々な経費が増加となっています。また、基金の推移では、平成29年度に94億3,200万円であった基金残高が令和7年9月現在で57億6,500万円となり、厳しい財政状況となってきております。

次に、4つの重点プロジェクトにおける成果についてでありますが、重点プロジェクトは基本計画の期間内における主要な取組として、複数の基本目標にわたり施策間連携を図ることで一層効果が発揮される取組として選定し、成果指標を定めながら進めてまいりました。1つ目に、経済元気化プロジェクトの取組として、住宅改修費用の一部助成や電子地域通貨Y o r o c a の導入、農業分野においては市外からの新規参入者が中期計画内ではゼロ名でしたが、後期計画内では既に2名となっております。2つ目に、安心子育てプロジェクトでは、屋内の遊び場にこにこランドの整備や認定こども園あいあいの開園による待機児童の解消、乳幼児等医療費の助成対象拡大による経済的負担の軽減、開業医への助成事業実施による成果が挙げられます。3つ目に、冬季スポーツ拠点化プロジェクトでは、Nスポーツコミッショナによる設立や全国規模の競技会の誘致などスポーツ合宿、大会による経済効果が大きく、数字として成果に表れております。令和5年度の後期基本計画から新たに追加した生涯活躍プロジェクトで

は、地域連携推進事業補助金の実施や外国人材の確保に向けた受け入れ態勢の構築、部活動改革の推進などの取組のほか、市民講座への参加者数も増加しているなど成果がありました。

次に、実施計画における事業費の推移ですが、前期基本計画の2年間において当初277事業を登載し、事業費は165億5,605万円、重点プロジェクトに関しては98事業で、事業費は47億3,427万円がありました。中期基本計画の4年間においては、当初177事業を登載し、事業費では250億9,277万円、重点プロジェクトに関しては56事業で、事業費は106億2,228万円ありました。後期基本計画の4年間では、当初145事業を登載し、事業費は360億7,933万円、重点プロジェクトに関しては令和7年度ローリング調整後94事業で、事業費は126億6,900万円となったところです。実施計画は、毎年度ローリングを実施するなど進捗管理を行いながら進めてまいりましたが、中期計画期間には新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、これらの社会情勢等を踏まえて事業費の増減もあったところであります。後期計画が残すところ1年3か月となりました。今後も引き続き各事業の進捗状況も確認しながら、目標達成に向けて推進してまいります。

次に、小項目2、名寄市総合計画（第3次）策定の基本姿勢の考え方についてお答えいたします。名寄市総合計画（第3次）の策定に当たっては、市民参加の促進、社会経済情勢の変化への対応、地域資源の活用、分かりやすさと実効性の確保、ウェルビーイングの向上を目指す計画づくりの5つの基本姿勢を掲げ、進めていくことといたしました。ウェルビーイングにつきましては、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを意味する概念で、広義の幸福、多面的な幸せを表すものであります。昨今各自治体や教育分野等においても取り入れられるケースが増えてきており、総合計画においても施策を推進していく上で重要な考

え方であると判断したことから、これまでのまちづくりアンケートに加え、新たにウェルビーイングアンケートも実施し、市民の幸福度、暮らしやすさについて調査をしていくこととしました。ウェルビーイングの指標の一つとして、デジタル庁において各自治体の客観的データが示されています。客観的データにつきましては、各分野における人口に対する病院や学校、公園、飲食店の数、歩道の整備率、事故の発生率などを基に点数化されたものであり、各自治体とも比較することができるものとなっております。今回このアンケートにおいて各分野における幸福度を市民の皆様に直接意見聴取することで主観的データを取得することができますので、国が示す客観的データと市民の民意による主観的データを重ね合わせ、各分野における幸福感を可視化できるものと考えております。このことから、どの分野の幸福度が高いのか低いのか、またギャップが生じているかなど見えてくると思います。市民の主観的幸福度や満足度の傾向を分析し、健康、福祉、教育などの関連分野ごとに課題と強みを整理し、総合計画の基本目標及び施策体系に反映させるなどウェルビーイングアンケート結果との整合性を図り、市民の幸福度向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 私からは、大項目1、令和8年度予算編成に向けて、小項目2、行財政改革の具体的な施策推進に向けてについて申し上げます。

本市においては、少子高齢化、人口減少に直面し、市税や地方交付税などの一般財源収入の大幅な伸びは見込めない状況であり、物価高騰や人件費の増加、社会保障施策に要する経費の増加など財政面において厳しい状況に置かれています。そのため、本年7月の行財政改革推進実施本部会議において名寄市の行財政改革の目指すべき姿とし

て人材育成改革、財政改革、事業選択改革による選択と集中の実質化を目指すとともに、具体的な数値目標として令和8年度予算における一般財源ベースで5億円の削減を目標に掲げたところです。目指すべき姿のうち人材育成改革においては、本市では平成22年に策定した新名寄市人材育成基本方針に基づき人材の育成に努めておりましたが、令和5年12月に国から新たな指針が示されたことから、行革実施本部所管委員会において求められる職員像を明確にし、人材育成、人材確保、職場環境の改善などについて議論を進め、今年度末までに（仮称）名寄市人材育成・確保基本方針を策定する予定であります。また、職員採用については、生産年齢人口の減少、民間企業の給与、福利厚生面の向上、公務員人気の低迷など過去に比べ状況が大きく変化している中、一般事務職については今のところ一定数の確保はできているものの、保健師、保育教諭、土木技師などの専門職については応募者数も少ない状況であり、今後さらに人材確保が厳しくなると考えています。そのため、これまでの対策としては、多くの民間企業や公的機関で導入されている試験S P Iの導入や全国各地でのテストセンターでの受験対応、保健師については筆記試験を廃止するなど受験しやすい体制といたしました。また、学校訪問や就職説明会への参加、インターンシップ受入れを積極的に行い、学校や学生とのつながりを深めているところであります。

次に、財政改革、事業選択改革については、市長からも前例にとらわれない大胆な見直し、様々な視点から事業を再検討するよう指示が出されており、集中すべき事業や事業の廃止、縮小、統合などについて行革実施本部所管委員会にて検討、協議を進めているところです。さらには、本市が支出する負担金、補助金及び交付金について社会情勢や市民ニーズ、本市を取り巻く環境の変化などを鑑み、公益性や有効性等について検証を行い、今後その検証結果に基づき協議を進めていくこうと

考えております。また、老朽化が進行している多くの公共施設へのアプローチとして、今後の公共施設の維持管理、統廃合や利用料金の見直しなど今後の公共施設の在り方を考える検討材料となるよう、建物情報、利用状況、コスト情報、管理運営状況などを調査し、公共施設データベースとして見える化を図ったところであります。現在次年度の予算編成作業を進めているところですが、こうした行財政改革の着実な取組により限られた財政的、人的リソースを最大限に活用し、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

次に、小項目3、集中的重点事項の具体的な施策についてお答えいたします。令和8年度の予算編成については、国の動向を注視するとともに、直近の決算状況や令和7年度当初予算での編成状況など本市の財政状況を十分に認識した上で総合計画に掲げた将来像の実現のため、大きく3点の基本的な考え方に基づき予算編成に当たるよう市長から訓令が発出されました。特に今回の訓令では、厳しい財政状況下において要求される事業の全てを実施することは困難であり、どの事業に集中して取り組むかが非常に重要となってくることから、3つの集中的重点事項についても示されたところです。集中的重点事項の1つ目として、地の利を生かした付加価値の高い産業の誘致、育成においては、本市の気候風土や古くからの交通の要衝であり、上川北部の中核を担ってきた歴史的背景を踏まえ、基幹産業である農業をはじめとする様々な産業の誘致、育成を進めるとともに、労働力確保対策や担い手育成支援など喫緊の課題である人材不足の解消や持続可能な経済の充実に向けた事業を進めていく必要があると考えております。2つ目の人を育て人が集まる教育、文化の創造においては、NスポーツコミッショナによるNスポーツを通じた地域活性化、英語教育の強化によるグローバル社会に力強く対応できる人づくり、様々な文化活動や文化の力による地域活性化などに対する施策の展開をはじめ、名寄市

立大学の独立行政法人化移行の取組による大学の力を活用したまちづくりなど時代を切り開く人を育て、そのことにより将来的に人が集まり、ウェルビーイングの充実につながる施策の推進が必要と考えております。3つ目のさらなるDXの推進では、市民サービスオンライン化事業の取組やDX活用による業務の効率化を図る施策の展開が必要であると考えているところでございます。こうした基本的な考え方に基づき、市民の皆さんのが幸せとなるよう、既成概念にとらわれることなく、しっかりと議論を重ね、将来の名寄市を見据えた予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきました。確認も含めて再質問させていただきたいというふうに思います。

令和8年度予算編成に向けて、小項目1点目、令和8年度予算編成の基本的な考え方について、特行政評価について御答弁をいただきました。行政評価の基準等についての御答弁もいただいたところです。その中でC、D事業ということで、Cは規模、内容の見直し、Dは抜本的な見直しということで、この中で今回行政評価の中でCの評価基準、いわゆる規模、内容の見直しの視点ということで名寄ピヤシリシャンツエ整備事業、これについてお聞きをしたいというふうに思います。成果目標あるいは成果実績、これについては令和6年度目標7に対して実績9、1次評価から2次評価まで有効性、達成度は4と高い評価になっております。ただ、妥当性、公平性、先ほど部長の答弁にありましたけれども、これは評価が下がっております。というのは、この要因というのはやっぱり施設全体の老朽化だとか、あるいは競技における施設の安全性に課題があるのではないかというふうにも思います。一方、公平性という視点からいうと、市民の利用が少なくて維持コスト

がかかりますけれども、市内の経済効果については非常にある施設ではないかなというふうに思っております。令和8年度予算、先ほどもお話をさせていただいたように5億円削減ということで非常に厳しい編成作業が行われておりますけれども、経済元気化、冬季スポーツ重点プロジェクトの一つであります名寄ピヤシリシャンツエ整備事業、今後どのように進めていくかとされているのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ピヤシリシャンツエの今後の考え方ということですけれども、こちら行政評価対象になっているということで当然我々いわゆるローリング台帳というものにも登載をさせていただいておりまして、議員御承知のとおりかなりの大型投資につながる事業となっておりますので、特定財源の確保がやはり一番大きな課題と認識しているのと併せて市民の皆様の理解や整備への盛り上がりも欠かせない要素であるかなというふうに考えております。実際今年の行政評価においてもこの施設を維持していることで大会や合宿等誘致できていて、その1年間の経済効果が産業連関表試算になるのですが、年間で約1億円程度という結果も出てきているところであります。スポーツ振興というよりは経済活性化の施設として行政評価の中でも一定程度評価をされていましたというところでございまして、外部委員、いわゆる総計審議委員の皆様方の外部評価でも整備に向けては前向きな御意見もいただいているところでございます。先ほど冒頭申し上げた課題も含めて、今後も整備が実現可能なレベルの事業となるように我々としてもしっかり研究を続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 当然大型な投資になるというふうなことでの今御答弁、特定財源等を含めながらというふうなこと、一方では市内への

経済効果も非常に高いですよというふうな外部評価、実際に数字も出ていると。具体的には、市民の理解だと、あるいは盛り上がりもその中では必要になってくるというような御答弁もあったかというふうに思います。本当に経済効果1億円ということで、最近全国的に降雪量非常に少なくなってきて名寄ピヤシリシャンツエを利用したいいろんな大会非常に多くなってきているのかなというふうに思っております。来年2月には高校総体、下旬には中学生のインカレ、また3月にはジュニアオリンピックというふうなことでスポーツ合宿だと、あるいはインバウンドの利用というのも非常に多くなってきているのかなというふうに思います。先ほどお話もありましたこれだけ人が入ってくるということになると、交流人口だと宿泊あるいは飲食業を中心に地域経済に非常に大きな好循環をもたらすスポーツ拠点化の象徴的な施設の一つではないのかなというふうにも思っております。以前にもスキー場を含めた各施設、非常に名寄のところはポテンシャルが高いというふうなお話も聞いております。当然地域政策との兼ね合いもあるとは思いますけれども、足元マーケットを大切にしながら今後対応を進めていくというのも非常に大切なことだというふうに思いますけれども、改めて今御答弁いただきましたけれども、今後の施設整備についての考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ここ近年の冬季スポーツの状況を見てみると、一定程度インカレであったり、全国規模で開催地が回されている状況ですけれども、なかなか昨年の状況を見ると、本州地域でインカレ開催している会場の状況写真を見ますと雪を寄せ集めなければできないような状況というのがここ数年出てきているということですので、やはり雪がある地域の財産というか、そういうものをしっかりと生かしていくけるような、そういう誘致も含めて非常に地域経済活性化

のためには大切な視点だというふうに考えておりますので、しっかりといろいろな手法、今までにないような手法も含めて特定財源の確保、しっかりとここは我々もアンテナ張りながら動かしていただいて、そして改めて市民の皆様にもこういった効果がある施設なのだといったことも周知も含めて前向きに進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今年の3点目の予算の集中的重点事項の基本的な政策の中でも地の利を生かした付加価値の高い産業の誘致、育成というふうにも示されております。いずれにしても、令和8年度厳しい予算編成になりますけれども、将来を見据えて今後の設備投資に対するリターンとリスクのバランス等も考慮していただきながら関係団体とも十分協議の上、検討をお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、小項目の2番目、行財政改革の具体的な施策推進についてということで先ほど総務部長のほうから御答弁をいただきました。選択と集中の実質化を念頭にということで3点の考え方についてそれぞれ御答弁をいただきました。人材育成改革、財政改革、事業選択というふうなことで、特に人材育成については名寄市人材育成確保事業等を進めていくというふうなことで、今事務部門については一定程度確保できているけれども、専門職については非常にまだ不足の状況にあるというふうなこと、財政改革等については行革推進本部で負担金、補助金等についても公益性、有効性を含めながら検討を加えていくというふうなこと、それから事業の選択改革では公共施設等利用状況、コスト、建物と今後見える化をしながらそれぞれ周知をしていくというふうな御答弁があったかというふうに思います。公共施設等、先ほど壇上でもお話を申し上げましたけれども、人口という問題が大きく起因をしてくるのかなというふうに思います。名寄市、平成18年に旧風連町と合併し

てちょうど20年になります。合併当初の人口は3万1,212人、令和7年10月末時点では2万4,239人で22.3%減少しております。この減少の大きな要因、先ほど御答弁でもありましたけれども、王子マテリア名寄工場の閉鎖、これについては関連企業も含めて社会減という中では非常に大きな影響を与えたのかなというふうに思っております。人口減少の要因には、今お話をちょっとさせていただきました死亡数と出生数の差による自然増減と流出数と流入数の差による社会増減、この2つの側面ありますけれども、名寄市は先ほどの王子マテリアを除いてやはり自然減が大きく影響しているのではないのかなというふうにも思われております。今後持続可能なまちづくりを進めていくためには、合併以降の人口動態を冷静に判断して公共施設等、一時的には不都合が生ずる部分もあるとは思いますけれども、将来を見据えながら市民との合意形成によりまして既存の公共施設の集約、統廃合等積極的に進めていくというふうに思いますけれども、今後の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 今東川議員のほうからは、合併以降御紹介もいただきました人口が22.3%減少している中における公共施設の考え方についてということでいただいたかなというふうに思っています。さきの議員協議会の中でもお話しさせてもらっていますけれども、名寄市の財政的課題というところの一つとして、公共施設の今後の老朽化への対応というところが大きな課題になるということでお話もさせていただいております。改めて御紹介させていただきますけれども、本市の公共施設というのは建設後30年以上たっている施設というものが全体の61%になって老朽化がかなり進行しているというような状況になっているところでございます。施設のみならずインフラのほうも、道路ですとか上下水道ですとか橋梁といったものもそれぞれ年数がたっているも

のも非常に多くなってきておりまして、そこにかけていく整備に係るお金というところもこれからは1つ大きな課題になってきてているというふうに思っています。議員お話ししたとおり、合併してから20年間たっておりますけれども、施設の統廃合というところが正直あまり進んでいないのも事実でございまして、ここについてはこれから年齢構造の変化ですか、施設用途の類似性などもよく考慮させていただきながら、様々な条件を整理しながら施設の在り方については検討していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 公共施設、30年以上たっている施設が全体の61%あるというふうな、非常に老朽化が進んでいるというふうな御答弁がありました。公共施設等の総合管理計画、これ平成28年度から令和17年度までの20年間で公共施設の総延べ床面積を13%削減をしていくというふうに方針が示されております。令和7年度では、平成28年度から約9年間、あと残り11年間という形になりますけれども、令和6年度末の公共施設床面積の実態、それと計画当初の縮減率の差についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 令和6年度には、旧智恵文小学校の校舎の解体ですか、瑞生団地とか北栄団地の解体、さらには認定こども園に統合されました南保育所ですか西保育所の解体なども行わせていただいたのですけれども、今御質問いただきました公共施設等総合管理計画、13%縮減という目標を掲げている中において令和6年度末においては1.2%縮減ということで、13から1.2引くので、約10%近くがまだ残っているというような形になっているかなというふうに思っています。財源の確保がなかなか難しいと

いうところもあって、なかなか施設の取壊しが進んでいないというところが大きな現状なのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 令和5年度末で0.87、令和6年度で1.2ということであれば、本当に今総務部長御答弁あったように進んでいないのかなというふうに理解をさせていただきました。先ほども申し上げましたけれども、公共施設の利用等については先ほど御答弁でもありました利用状況、コスト等をしっかりと見える化して今度お知らせをしていくというようなお話をありましたけれども、人口推移と利用状況、この辺もしっかりと確認をしていただきながら、既得権だとか既成概念だとかというふうにとらわれないで公共施設の集約、統合再編、廃止だとか縮小、当初この計画にありますように総延べ床面積の縮減というふうなことはやはり将来に向けての負担を軽減をしていけるというふうにも思いますので、この辺の考え方、令和8年度でどこまで取組を進めいかれるのか、今の時点では先ほど御答弁あった内容だというふうに思いますので、改めてお聞きはしませんけれども、しっかりと取組を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、集中的重点事項の具体的な施策ということで先ほど3点の考え方についてそれでお聞きをいたしました。今それぞれ計画を進められているというふうに思いますので、個々の内容については改めて再質問しませんけれども、いずれにしても令和8年度は名寄市総合計画（第2次）最終年度でございます。これまで残された事業等についての積極的な取組について踏み込んだ施策をお願いを申し上げて、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

次に、名寄市総合計画（第3次）策定に向けてということで3点お聞きをさせていただきました。1点目は名寄市総合計画（第2次）後期計画の進

捲ということでお聞きをしました。それ内容について、特にこの中の人口の推移であるとか歳入歳出、それぞれ今までの成果等について、4点の重点プロジェクトについても報告をいただいたところであります。この中でそれ前期、中期、後期で予算に対しての実績と今の動きについて御答弁をいただきましたけれども、後期実施計画で大きな変動があった事業としては市立総合病院の手術室11億円だと、あるいは名寄東中学校26億円だと、子育て支援、恐らくこの辺が非常に大きく上回ったと思います。総合計画の全体を検証する指標で行政評価と成果指標、これで示されておりますけれども、行政評価の加重平均で前期が98.4%、中期は89.8%、これは当然コロナの影響もあったというふうに思いますけれども、後期計画もあと1年を残して今のところ87%というふうな実績になっておりますけれども、最終的な見通しこのように考えておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋毅君） 名寄市総合計画（第2次）の着地点の位置ということだと思いますけれども、そこの達成についてはそもそも指標であるKPIに対してどの程度達成しているかというのが主な評価対象になってくるのかなと思います。我々としては、評価としては数字が上がるべき取組を当然続けておりますけれども、行政評価の観点でいいますと、現総合計画の主要施策、効率的な行政運営、この中で行政評価のA評価以外の評価を受けた本数というのが実は目標に立てております。これは、いかにA評価をもらうということよりは、改善しなければならないポイントをちゃんと職員が見いだしていっているかといったところが重要だよねという、そんな目標を立てているところであります。我々行政評価を担当している総合政策部としては、全てA評価を目指す姿勢ではなくて、課題や改善を見つけてよりよい事業へ成長させていけることが最も重要と考えて

おりますので、達成についても100が全てではないというか、100にするためにいかに今現状満足せずにどんな課題を抱えてまだ成長するところを見いだしていけるかといったところも非常に重要な視点かなというふうに考えておりますので、今回も外部評価でA評価以外の評価でも内容的にはA評価でいいのではないかと言つていただけるような事業もありましたけれども、改善の意識を持って名寄市総合計画（第2次）期間をしっかりと完走させていただいて、そして次の名寄市総合計画（第3次）へとつなげていきたいというふうに考えておりますので、内容的には点数も大事ですけれども、より市民の皆さん方が充実したねつて言つていただけるような改善をしていけるように引き続き継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） KPIの数字でしっかり評価結果が見えるという中で、一方ではその数字も大切にしながらいろんな課題について取り組み、改善意識を持って進めていくというふうなことで立てた目標でありますので、できるだけ両方兼ね合わせた中で今後最終的な数値に向けて進めていただければなというふうに思います。

2点目の今回ウェルビーイングの考え方、先ほど答弁いただきました。ただ、正直言つて今回アンケート等も実施もしていただいていると思います。実際にウェルビーイング、先ほど地域幸福度というふうなことでお話もあったというふうに、アンケート、ただ正直、市民の方ウェルビーイングという言葉自体が何だろうというふうな部分、理解が恐らく、聞かれたときには私も分からぬ知識の中でやり取りもさせてもらうのです。この辺の周知、認知というのが非常に大切なのかなと。取組自体は、非常にいい取組だと思うのですけれども、やはり市民の方に理解をしていただく、そういう認知、情報の伝達というのも非常に大切なと思っておりますので、今回初めて取り組まれ

るこのウェルビーイング、市民の方に理解をしていただくような取組をさらに深めていただくようにお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

3点目、次期市長選挙の出馬の考え方ということで冒頭壇上でお話をさせていただきました。改めて加藤市長より4期16年の実績を踏まえて5期目の考え方についてお言葉をいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） いろいろ御質問ありがとうございました。令和7年度の予算を振り返りますと、一般会計で283億円と過去最大の規模となりました。この間補正も可決いただき、293億円まで今膨らんでいるところであります。このことによって特に今回は学校関係、お話をあった名寄中学校、名寄東中学校と、さらには小中学校に全てクーラーを設置することができまして教育現場における大きな課題が1つ、懸案が解決できる見通しとなったなというふうに思っております。一方で、収支不足によって令和7年度の予算、基金を20億円以上取り崩すという事態になっております。2010年に私が市長に就任をして予算編成をもう十数回させていただいておりますけれども、最も厳しい予算編成だったなというふうに認識しております。このことを受けて令和8年度の予算編成におきまして、まずは一般財源ベース5億円の削減を目標とすべく職員に指示を出したところでございます。こうした状況下の中で現在令和9年度からの名寄市総合計画（第3次）の策定作業がスタートしているところであります。財政運営のこうした大きな課題を抱えながらも例えば公共施設の再配置の推進、図書館はもちろんありますけれども、今後の小中学校の適正配置でありますとか、市役所庁舎あるいは消防庁舎の在り方、さらには道北の中核都市として物流拠点化構想、これを具現化させていくこと、また市立大学、市立総合病院、これらの経営の改革、特色

ある教育、スポーツ、文化の振興、付加価値の高い産業の誘致、育成、課題は山積をしております。これら事業をやり抜いていくには、先ほど来議論がありますけれども、相当思い切った事業の廃止だと抜本的な見直し、徹底した行財政改革が必要であるという認識であります。まさに今大きな転換期だなというふうに思います。大きな市政の転換期に当たり、私はこれまでの経験を生かし、再度市政を担うべく次期市長選挙への出馬を、その決意を固めたところであります。ただ、当然私一人でまちづくりはできるわけもございません。市議会議員の皆さん、そして市民の皆様、市職員の御理解をしっかりといただきながら総力を結集して様々なこれらの課題を希望に変えていく、このためにしっかりと邁進をしてまいりたいと考えております。今後とも御指導よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 加藤市長より5期目の出馬に向けて大変力強い御英断のお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。先ほどから令和8年度の予算編成に向けて、さらには名寄市総合計画（第3次）策定の基本的な考え方についてやり取りをさせていただきました。市長におかれましては、5期目も人口減少だとか、あるいは少子高齢化一層進展をするという中で地域の暮らしや経済を支えていく担い手不足、公共施設等の老朽化だとか、あるいは財政運営の課題、今お話をいただきました。4期の間で培われた実績と卓越した人脈でまさに今後の名寄市が目指すまちづくりに向けてトップリーダーとして御活躍いただきますことをお願いを申し上げて、私の質問を終わりります。

○議長（山田典幸議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

地域福祉の推進についてを、遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で1点、

小項目で3点順次質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1、地域福祉の推進について、小項目の1、就労選択支援の進め方についてお伺いいたします。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律により、就労選択支援が創設され、新たな障がい福祉サービスとして令和7年10月から実施されることとなりました。就労選択支援では、本人の就労能力や適性を客観的に評価するとともに、強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮の整理を行う就労アセスメントの方法を活用し、本人と協同の上、情報提供等を行い、作業場面等を活用した状況把握、多機関連携によるケース会議、アセスメント結果の作成を実施し、その結果を本人にフィードバックして一緒に将来の働き方などを考え、必要に応じて事業者等との連絡調整を実施するとされておりますが、今後どのように進められていくのか、本市のお考えをお伺いいたします。

次に、小項目の2、地域連携推進会議の現状と課題等についてお伺いをいたします。地域連携推進会議は、令和6年度の障がい福祉サービスの報酬改定に伴い、令和6年度は努力義務として導入され、令和7年度以降は共同生活援助事業所（グループホーム）及び障がい者支援施設において地域連携推進会議の開催と施設等の見学を実施することが義務づけられました。地域連携推進会議の目的は、利用者や地域との関係づくりのほか、外部の目を入れることにより事業運営の透明性を高め、サービスの質を確保することにあり、おおむね1年に1回以上事業所が主体となって地域連携推進会議を開催し、構成員、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見を有する者、市町村の担当者等が事業所を見学する機会を設けることになりましたが、本市の現状についてお伺いをいたします。また、義務づけられたことによる課題等があればお聞かせください。

次に、小項目の3、成年後見センターの支援体

制及び現状と課題についてお伺いいたします。平成12年の民法改正により、新しい成年後見制度が始まって以来、成年後見制度において成年後見制度の利用者数の伸び悩み、近年親族が後見人に選任されにくくなっている、また本人の意思がより尊重されやすい補助や任意後見の利用率の低さ、市民後見人の選任数の少なさや関連機関の取組の在り方、身寄りのない高齢者等の増加と各自治体における財源や人材などの制約、後見人の申立て件数や市町村長申立て件数の格差、さらには根絶できない後見人による不祥事、本人の財産を本人のために使うことが難しくなっている状況等、様々な課題があると言われております。成年後見制度にはメリットがある反面、デメリットもあると言われております。今後ますます増加すると推計されている認知症高齢者、独り暮らしの高齢者の成年後見制度のニーズはかなりあるのではないかと考えます。また、自立支援法の成立により、知的障がい者、精神障がい者の制度利用も推進していく必要があり、実際のところはなかなか制度の利用には至っていないということが今後の課題であると考えます。本市では、平成30年1月から名寄市社会福祉協議会へ業務を委託して実施されているところですが、成年後見センターの支援体制及び現状と課題についてお伺いいたします。また、今後の進め方についてお考えをお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 遠藤議員からは、大項目で1点御質問をいただきました。私から答弁させていただきます。

初めに、大項目1、地域福祉の推進について、小項目1、就労選択支援の進め方についてお答えいたします。就労選択支援は、障がいのある方が自分に合った就労先や働き方を選べるよう就労アセスメントの手法を活用して本人の希望や就労能

力等を客観的に評価し、本人に最適な就労継続支援などの障がい福祉サービスや一般就労先を検討する新たな障がい福祉サービスとして令和7年10月1日に施行されました。このサービス対象者は、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある50歳未満で一般企業での就労経験がない方があらかじめ利用することとなります。新たに就労継続支援A型または就労移行支援の利用を検討している障がいのある方または既にサービスを利用している方につきましては、御本人の希望に応じて利用できることとなっております。支援の内容としては、短期間の生産活動などの実習を通じて就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向などの整理、いわゆるアセスメントを実施いたします。アセスメントの結果は、本人及び関係機関の担当者などが集まる多機関によるケース会議の中で本人の就労に関する意思を尊重して情報提供が行われ、最終的には御本人が利用の可否を判断することとなります。令和9年4月からは、新たに就労継続支援A型を利用する場合や2年間の標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する場合もアセスメントの対象となります。就労選択支援事業所として北海道内で指定されている事業所は、本年10月末現在で全道で20事業所と承知しております。現在本市におきまして新たに指定された就労選択支援事業所はございません。就労選択支援事業所がない場合は、制度上、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターなどによるアセスメントを経た後、就労継続支援B型利用が認められております。当事者から就労選択支援を必要とする就労継続支援B型事業の利用申請がございましたら、当事者及び関係機関などと調整の上、利用に向けて進めてまいります。

次に、小項目2、地域連携推進会議の現状と課題等についてお答えいたします。地域連携推進会議は、令和6年度の障がい福祉サービスの国基準省令改定に伴い、令和7年度から共同生活援助

事業所、いわゆる障がい者グループホームや障がい者支援施設などにおいて利用者と地域との関係づくり、サービスの透明性、質の確保、地域の人への施設などの利用者に関する理解の促進、利用者の権利擁護を目的に年1回以上の会議と構成員の施設訪問を実施することが義務づけられました。会議の設置としては、各グループホーム単位だけではなく、指定を受けた事業者単位で事業者が主体となって会議を行うこととなります。会議の構成員は、施設の利用者、利用者の家族、町内会長や民生委員児童委員などの地域関係者の3者が必須で参画することとなっており、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設所在地の市町村担当者が任意に参画することができます。開催に当たり、構成員の選定、日程調整、会議の通知、資料作成、当日の進行、意見交換の記録作成、公表までを行うこととなります。施設訪問につきましては、事業者が所管しますグループホームや障がい者支援施設を訪問し、施設の環境や利用者や職員の様子などを確認することとなります。令和7年度の義務化に向け、令和6年度に市内事業者と学習会を開催し、制度についての理解を深めてまいりました。令和7年度に入ってからは、各事業者での実施に向けての情報共有を図り、本年1月に市内2法人においてグループホームが所在する町内会におきまして実施をしております。今回は、市内で初めて会議を開催するため、実施に向けて本市も町内会長への制度説明を行い、会議開催に対する理解をいただき、開催の準備をして協力をしてまいりました。幸いなことに以前より町内会とグループホームとは良好な関係にあり、快く引き受けていただくことができました。また、開催に当たりまして他の事業者にも会議の様子を見学して今後の参考にしていただくために声かけを行ってきているところでございます。会議の主体は、各事業者になりますので、今後も事業者と情報交換をする中で課題などを共有し、会議開催に向け協力していきたいと考えております。

次に、小項目3、成年後見センターの支援体制及び現状と課題についてお答えいたします。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより十分な判断をすることができない方には、自分で財産を管理したり、福祉サービスを利用する際などに契約手続が難しい場合があります。また、そのような状態にある場合は、自分に不利益ということが分からずに契約し、悪徳商法などの被害につながることも考えられます。このように十分な判断をすことができない方を支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、大きく分けて法定後見制度と任意後見制度の2つの制度がございます。法定後見制度は、既に判断能力が低下している方が利用する制度です。家庭裁判所に申立てをし、適任とされる成年後見人を選任してもらいます。任意後見制度は、まだ判断能力が低下していない方が利用する制度です。将来自分の判断能力が低下したときに備えてあらかじめ任意後見人を自分で決め、どのように支援をしてもらうかを契約で決めておくものです。本市の成年後見センターは、平成29年9月に名寄市成年後見センター運営事業実施要綱を定め、平成30年1月から名寄市社会福祉協議会へ業務を委託しております。窓口は、総合福祉センター内にあり、成年後見センターの担当職員は社協内の業務も兼務をしておりますが、4人で対応しており、相談対応につきましても社会福祉士の有資格者が当たっております。

次に、成年後見センターの主な事業内容は、相談の受付では電話や窓口で対応しているほか、必要に応じまして自宅訪問により判断能力に不安のある方の生活や財産管理などについて相談に応じております。後見等の申請手続支援では、判断能力に応じまして任意後見制度や法定後見制度のほか、社協の独自事業であります日常生活自立支援事業などの説明を行い、本人やその家族が制度を利用しやすくなるよう法律に関する関係機関と連携を図りながら申立てなどに関する手続の支援を行っております。成年後見制度に関する普及啓発

につきましては、制度に対する理解を深めていた  
だくよう広報活動や市民向け講演会などを開催し、  
成年後見制度や権利擁護に関する制度活用のため  
成年後見センターの役割を広く周知しております。  
後見業務につきましては、本市の成年後見センタ  
ーの場合、社会福祉法人名寄市社会福祉協議会で  
後見人を法人後見という形で家庭裁判所の審判に  
おいて選任をされ、身上監護と財産管理を行って  
おります。身上監護とは、後見人が本人の生活や  
健康、療養などの日常生活全般に関する法律行為  
を行うことで本人の意思を尊重し、福祉サービス  
や施設利用などの契約を行い、御本人の生活を支  
えることです。また、財産管理は、本人の財産内  
容の正確な把握、年金の受領、必要な経費の支出  
といった出納の管理、預貯金の通帳や保険証書な  
どの保管を行うことをいいます。日常生活自立支  
援事業につきましては、認知症や知的障がい、精  
神障がいの理由から御本人一人で判断することに  
不安がある方の日常生活を支援するため、御本人  
との契約に基づいて社会福祉協議会が福祉サービ  
スの利用手続や日常的な金銭管理の支援を行う事  
業となります。一人で判断することに不安が出て  
きたときに、まず利用しやすい日常生活自立支援  
事業の活用を検討し、その後十分な判断をするこ  
とができる状況となってきたら成年後見制度の  
活用を考えていくということができますので、こ  
の2つの制度があることいろいろなケースに対  
応することができております。令和6年度におき  
ます新規相談などの実績ですが、成年後見制度に  
関する相談が21件、日常生活自立支援事業に  
関する問合せが11件ございました。成年後見制度  
利用件数は、札幌高等裁判所のデータでは令和7  
年8月1日時点で市内全体では45件、任意後見は  
ゼロ件で、全て法定後見となっており、内訳で  
ございますが、後見類型が25件、保佐類型が1  
3件、補助類型が7件となっており、そのうち成  
年後見センターの受任件数は10件でございます。  
センター開設以降の延べ受任件数は18件となっ

ております。現在は、成年後見センター事業を受  
託しております社会福祉協議会が法人後見を受けて  
おりますが、財産管理などを伴う複雑なものに  
関しては専門職後見人が必要となり、上川北部地  
域においては弁護士が不足している状況から困難  
事例を受任する際に課題が生じる可能性があると  
考えております。今後におきましても市民の皆様  
が安心して暮らすことができるよう、様々な相談  
に対する支援をしてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 大変御丁寧に御答弁  
をいただきましたけれども、確認事項等を含め何  
点かお聞きをしたいというふうに思います。

初めに、小項目の1番目の就労選択支援の進め  
方についてですが、今御答弁にあったとおり理解  
をさせていただきますけれども、一番気になった  
のが就労選択事業所の部分でありまして、本市に  
はないというのは以前からお聞きしていましたけ  
れども、その部分についてもしっかりと連携をし  
ながら進めていくということでありましたので、  
その分についてはよろしくお願いをしたいという  
ふうに思います。

今までのこの制度で我が国における現状と課題  
については、やはり就労系の障がい福祉サービ  
スの利用を希望する障がい者の就労能力や適性を客  
観的に評価して、それを本人の就労に関する選択  
や具体的な支援内容に活用する手法等がなかなか  
確立されていなかったということもあって、また  
障がい者の就労能力や一般就労の可能性について  
障がい者本人や障がい者を支援する方が十分に把  
握できていないといったことなどからもなかなか  
適切なサービス等につなげられていないというふ  
うに言われております。また、一旦就労継続支援  
A型、またB型の利用が始まると固定されてしま  
いやすいといったことも言われているところであります。  
就労選択支援については、障がい者本人  
が就労先、働き方についてよりよい選択ができる

よう就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスということありますけれども、この就労選択支援の対象者については先ほどもあったと思いますけれども、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者は令和7年10月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者については令和9年4月以降というふうになっております。そこで、今後の事業所等とのこういった連携の部分、またこの制度の周知等についてはどのように進めようとお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま遠藤議員から就労選択支援事業所が先ほど答弁申し上げたとおり本市にはないということで、実は先ほども壇上でも申し上げましたが、道北障害者就業・生活支援センターさんがその代替ができるということになっておりまして、私ども今回調査させていただいたところでは本年の9月末現在で就労継続支援B型の利用を希望して50歳未満で一般企業で就労経験のないという方が3人いらっしゃったという状況でございました。今年度というか、来春近隣の美深さんにありますけれども、高等養護学校さんのほうを卒業されて就労継続支援B型の事業所を利用したいという希望をお持ちのケースというふうにお聞きしておりますが、その方々については来年の4月もし就労継続支援のほうに行くという意向があるようでしたら、そのアセスメントについては既に終わっているというような状況だというふうにお聞きしています。現時点で就労継続支援B型の事業を利用されている方が市内に144人いらっしゃるということで、その方々については今後希望があれば使うという形になってくるということで、議員のおっしゃるとおり今後希望があった場合に市内にはないということでどのような対応をしていくかということなの

ですが、近隣ですと一番は旭川ということなのですが、旭川も今のところ名寄にないという実態をお伝えさせていただいているので、今後私どものところまでテリトリーを広げていただけるかどうかというところを検討していただけるかなというふうに思っていますが、実は近隣の道北管内の市、稚内には就労移行支援事業所になるための資格といいますか、あれを持っていらっしゃる事業者さんが1件あるようにもお聞きして、検討しているということでお聞きしておりますが、名寄や士別、留萌については今のところちょっと難しいというような状況もありますので、たまたまこの後道北市長会とかもございますので、その中で北海道とも連携しながら、就労移行支援事業所がないと就労支援B型の事業を使うことがなかなか難しくなってくるということもありますので、市内に開設していただくのがいいのか、また近隣のほうで幾つかまとまった形で事業所があることで、名寄市でもそれをテリトリーに入れていただきながらという形がいいのか、そこはまた検討という形になるかと思うのですが、いずれにしても就労支援事業所をお使いになりたい方が使えないということがないように本市としても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 分かりました。本市にそういった利用されている方は、本当に数多くおられます。何とか本市に本当にできれば一番いいのですけれども、まだ留萌とか士別、その辺でもできていないということで、やはり旭川の担当がその範囲を伸ばしてくれればいいと思います。その辺は、しつこく交渉していただいて全部網羅してもらうようによろしくお願いをしたいと思います。就労選択支援の目的については、働く力と希望のある障がい者に対して本人が自分の働き方について考えることをサポートするということあります。障がい者本人の立場に立って次のステ

ップを促す支援者がいるかどうかによっても職業、生活、人生が変わってくるというふうに思っておられます。令和9年4月から開始されるという部分もありますが、いずれにしましてもまだ始まつたばかりの制度でありますので、これ以上はまたの機会にお聞きしたいというふうに思いますが、就労選択支援に関わる関係機関等との連携を密にしていただいて、また複雑な部分も結構あるというふうに思っておりますので、制度の周知を含めて引き続き新たな障がい福祉サービスが充実して推進されることをお願いをしたいというふうに思います。

それでは次に、小項目の2番目の地域連携推進会議の現状と課題等についてですけれども、実際11月に2法人実施されたというところがありました。また、事業者との説明会など、学習会などで説明をされたということの内容でもありました。また、町内会長との説明となかなか大変だと思うのですけれども、そういうところも行われて、今現在そこの町内会とグループホームの良好な関係等も築かれているというようなお話をあったと思います。いずれにしましても、しっかりとこの部分については説明をしていただければというふうに思います。

そこで次に、今現状と課題について聞いたところですけれども、地域連携推進会議の今後の進め方の部分について再度お聞きをしたいと思います。地域連携推進会議というのは、利用者や地域との関係づくりのほかに、外部の目を入れることによって事業運営の透明性を高めてサービスの質を確保する目的で行われますけれども、そのためには事業所をはじめとする、また先ほども出てきました構成員といいますか、地域連携推進委員というふうになるのですか、そういった方々のさらなる理解、連携が必要になってくるというふうに考えるところですけれども、今後についてはそういった部分を含めてどのように進めていくかとお考えなのか、再度お聞かせをいただきたいというふう

に思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま地域連携推進会議の今後の進め方についてのお尋ねかと存じます。このような会議につきましては、議員御承知のとおり既に介護保険のサービスの分野では認知症のグループホームなどで運営推進会議ということで実施をしてきているところでございまして、地域の関係者の方々などの外部の方々を定期的に施設のところに来ていただいて施設の内部や職員の働きぶりや運営の方法、あと御利用者様と会っていただくとか御家族とお話ををしていただくということで事業の透明性を高めて議員おっしゃるとおり一定の質の確保にもつながるものかなというふうに考えておりますし、職員の方々すごく一生懸命やっていただいていると思うのですけれども、逆に一生懸命やるからこそ地域の方々がどう見ていらっしゃるのかということを評価していただく機会というのを、触れる機会というのがもしかしたら少ないかなというふうに思っていますので、その中で地域の方がそこの施設や職員、スタッフの方々をどのように見ていらっしゃったり、どのように思っていらっしゃるのかなって聞く非常にいい機会なのかなというふうに思っています。障がいの分野もこの会議を参考にした仕組みだというふうに思っております。先ほども申し上げましたように、障がい分野では今年度から義務化が始まりまして会議が開催したばかりでございますので、介護分野での先進事例や他自治体、またほかの事業所の実施方法などを共有していただくように市としても協力してまいりたいというふうに思っておりますし、今後初めて行う事業者さんもいらっしゃるかというふうに思いますので、相談などに丁寧に対応させていただくとともに、既に御覽になっていたかと思いますけれども、私どもの基幹相談支援センターのホームページのほうに地域連携推進会議の持ち方等につきまして周知を既にさせていただいておりますので、

そこら辺も参考にしていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 基幹相談支援センターの資料については、私も見させていただきました。しっかりそれが伝わるといいなというふうに思っておりますので、今部長のおっしゃったとおり進めていただきたいというふうに思います。何せ構成員となります地域連携推進委員の役割というのですか、については施設等が行うサービス、また利用者の暮らしを評価するものではなく、施設等を訪問して気になったことがあつたら施設等の職員であつたり、そういった会議の場で伝えていくというようなことだと思っております。訪問することで関わりを深めることもできますし、施設と地域が共同でできるきっかけにもなって新たな気づきにつながったり、施設、施設職員、利用者などをよく知る機会になると私は思っております。これも令和7年度から義務づけられ、始まつたばかり、先ほどに引き続き始まつたばかりの内容ばかり質問させていただきますけれども、また別の機会にお聞きをいたします。今現在認知症高齢者グループホーム、そういったノウハウもあるということでしたので、そういったことも生かしながら今後のそういう部分につなげていってほしいなというふうに思います。さらに、今後は利用者や地域との関係づくりをはじめ、施設等を利用する方々の暮らし、また日々の思いに少しでも寄り添えるものとなるように引き続きよろしくお願いをいたします。

それでは次、成年後見センターの支援体制及び現状と課題についてですけれども、成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2つがあるというところと今現在窓口は総合福祉センターのほうにあって、兼務で担当職員について4名ですか、おられるということで、平成元年のときにお聞きしたときと人数は同じかなと。また、資格につい

ても社会福祉士を持っている方が対応されているという答弁がありました。業務等については、当然変わるものではありませんので、理解をいたします。また、社会福祉協議会には日常生活自立支援事業ですか、これ後見センターができる前から行われている事業だと思うのですけれども、またそのほかに成年後見制度があるということによって二重のですか、いろんな選択ができる、取組ができるというようなお話をあったと思います。それでまた、相談件数ですけれども、本当に増えているなというふうに感じました。日常生活自立支援事業においては11件だったですか、成年後見制度については21件の相談件数であって、今実際令和7年8月1日現在では法定後見だけですけれども、45件ですか、令和元年にお聞きしたときは4件ぐらいだったなというふうに思いますけれども、やはり年々増えている状況かなというふうに感じました。

そこで、1点、これ令和元年9月の一般質問でもお聞きした部分なのですけれども、地域連携ネットワークの現状の部分について、制度の広報、制度利用の相談、制度利用促進、後見人支援等の機能整備のための地域ネットワークづくりにおいて本人を見守るチーム、地域の専門職団体の協力体制、協議会、コーディネートを行うための中核機関の整備など、地域共生社会の実現に向けて地域連携ネットワークの整備が本市においても推進がされてきたと思いますけれども、本市における地域連携ネットワークの現状どのようにになっているのか、その部分お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま議員から中核機関を含む地域連携ネットワークの現状についてのお尋ねだったかというふうに思います。成年後見人制度のニーズにつきましては、高齢化の進展や地域社会での孤立といった社会的な背景から高まっているにもかかわらず必要とされる方

に契約の行為が相当数増えてきているというようなことだと、いろんな部分で判断をしなければならないというところの部分で、過去よりもそういうところの部分が増えてきているというようなこともあって課題があるのかなというふうに言わっております。国では、現に支援を必要とするという方を含めて全ての方々が尊厳がある生活ができる地域社会に参加できるようにするために地域や福祉、行政など司法を加えた多様な分野が連携する仕組みの整備が進められているということで、これが中核機関というふうに言われているようございます。本市では、こういった機関は現在のところは設置をしておりませんが、先ほど申し上げました名寄市成年後見センターの運営委員会におきましては弁護士、それから司法書士、社会福祉士、民生委員児童委員といった方々がその委員を担っていただきまして、それぞれの立場から連携を図る仕組みをセンターの運営委員会の中で既に構築をさせていただいておりますので、このネットワークを充実しながら地域共生社会の実現に向けてまして権利擁護支援という部分を推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 分かりました。今現在協議会は設置をしていないけれども、しっかりと後見センターの運営委員会において弁護士であったり、司法書士、社会福祉士、民生委員の方々委員を担っているということありました。そういう部分でしっかりとそういったネットワークをつくっていただいて引き続き進めていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、最初の答弁にもありましたのですけれども、成年後見制度の部分での広報啓発の部分若干触れられていきましたけれども、成年後見制度、日常生活自立支援事業を含めてなのですけれども、これ聞いたことはあるのだけれども、内容がよく分からないよねといったような方もいる

ことは承知をされているというふうに思っておりますけれども、私も実際なかなか、件数はいろいろ増えているのですけれども、知られていないのが現状なのかなというふうに思っております。そこで、成年後見制度については、今後さらに理解、周知を図っていく必要があると思うのですけれども、その理解、周知促進を図るための施策といいますか、現在行われていることを含めて今後の広報啓発の進め方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 成年後見制度につきましては、高齢化社会や、もしくは障がいをお持ちの方々に対する支援の対応としては重要な役割を担っているところなのですが、ただ制度の手続の複雑さ、当然後見ということで後見さんがついていて、もしかすると本人が決めてきたことを本人の利益のためにそれを取り消したりするということも、当然裁判所の認可を受けていますので、できることになっていますので、簡単なことで後見選任されるということではありませんから、制度の手続の複雑さというところが一定の課題があつて利用促進を妨げているものであるというふうに言われております。本市の成年後見センターでは、今議員からもありましたように社会福祉協議会がそれを担っていただいているということで日常生活自立支援事業も行っていますことから、成年後見制度のように例えば取消権とかはないのですけれども、日常生活で一人では判断に不安のある方だと、今は大丈夫なのだけれども、将来が不安があるとかつていった方々につきましてもその体制を整えるために気軽に相談ができるように広報啓発活動に取り組んでいるところでございます。私ども市のほうでも成年後見センターに委託する際の仕様として、そういう広報啓発とかということも実はお願いしているところなのですけれども、その中でもそういったことも含めまして令和6年度になりますが、各種会議での制度

説明会をはじめ、権利擁護の講演会、合わせて6年度には6回ほど開催をしていただいているほか、民生委員児童委員や町内会との共同で高齢者世帯等に配付していただいている社会福祉協議会が行っていますまごころメッセージというものの裏面に成年後見人制度や成年後見センターのお知らせなどを掲載をさせていただきまして、日常生活自立支援事業や成年後見制度の内容周知に努めさせていただいているところでございます。今後も身近な機会を活用しながら啓発活動に継続して取り組んでいただくよう、市としても十分社会福祉協議会と連携を図ってまいりたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 分かりました。今回初めて聞いたのは、まごころメッセージの裏面でそういったこともされているということで、いい取組ではないかなと思います。また、社協との連携をしっかりと取っていただきながらやっていただくということが一番なのかなというふうに思います。また、先ほどからもずっと出ていますけれども、日常生活自立支援事業、そっちのほうもかなりいい取組だなというふうに思っておりますので、そちらのほうがまず使いやすいのかなというふうにも思いますし、当然成年後見制度は制度手続の複雑化といいますか、先ほど部長からも御答弁ありましたけれども、なかなかその手續がちょっと課題となっている部分もあるのかなというふうに思っております。

そこで、これ全然まだ決まっていない話なわけですけれども、今後成年後見制度の見直し、改定が行われるということなのですけれども、現時点では全く検討段階ということありますけれども、法務省が2025年度内に要綱をまとめて2026年、通常国会に民法改正案が提出される予定というふうになっております。成年後見制度は、2000年に始まって以来もう20年以上にわたってより多くの人を支えてきた制度ではありますけ

れども、それが成立すれば2026年以降に施行がされて制度が大きく生まれ変わる見込みというふうにも言われております。何が変わるかというと、終わらない制度から終われる制度へ、包括代理から限定的支援型へ、後見人を替えやすくなる、報酬の透明化などが見込まれております。まだ予定の部分でありますけれども、こういった部分、これここでお聞きするのはあれなのですけれども、これらの周知を含めた対応については現在どのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま議員から御質問いただきました民法の改正が今後行われる予定があるということで、一定法務省サイドのお話ですので、私どもはどちらかというと厚生労働省のサイドでのお話になるので、全部網羅できているかどうか分かりませんが、先ほど札幌高等裁判所から提供いただいたデータの数字をお話しさせていただきましたが、実は後見人数、後見人受けられている方々、記憶に間違いがなければなのですけれども、我市内でこれだけの後見の方が受けられているという数字が出てきたのは多分今回初めてではないかなというふうに思っております。これ北海道を通じて全道的に意向調査みたいのをされているようで、各市町村でどれだけの数がいるかというのを周知していただいた上で意見を求められて、多分その結果、回答とともに後ほど示されたりしたり、もしかすると成年後見制度の利用促進に関する北海道でも何か取組をされるのかなというふうに、その内容についても今後注視してまいりたいというふうにも思っておりますし、国におきましては本年の6月に先ほど議員からもありましたように法務省の法制審議会の民法部会、成年後見制度の関係の部会で中間試案というのが取りまとめられたようでございまして、現行制度上の課題とされている先ほど議員がおっしゃいました一度利用を始めると途中でやめられ

ないことや後見人の交代が実現しないこと、そして後見人の権限が広過ぎて本人の意思が反映されにくいことなどに対して見直しを行うと議論されているというふうに承知をしているところでございます。先ほども申し上げましたように、こういった内容がもしかすると成年後見利用の促進にブレーキがかかっているものもあるかというふうに思いますが、一定御本人の意向は尊重しながら、一定の権利擁護も必要になってくるというところで、どういった内容のことで見直しが行われたらいいのかなというのがきっと国のはうで行われているというふうに思います。今後いろんな調査物だとか、いろんな会議だとか、成年後見センターにも出席いただいていますが、家庭裁判所で家事関係の運営協議会とかも持たれているようでございますので、私どもとしても市民の皆さんに持たれている気持ちだとか意見だとかも一定代弁したり、実情を訴えられるように物事をきちっと整理しながら国の状況についても十分注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） まだ始まっていない部分でありますけれども、答弁いただきましてありがとうございます。理解をいたします。私もこの成年後見制度の見直し、法改定によって守られる制度から自分らしく生きるために選べる制度になることを祈っております。引き続きよろしくお願いをいたします。

本日地域福祉の推進について小項目3点にわたくってお伺いいたしましたけれども、地域福祉というのは高齢者、障がい者、子供など誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域住民であったり、行政、また福祉関係者などが協力し合って支え合うということであると私は思っております。また、近年の少子高齢化であったり、核家族化の進行、価値観の多様化によって地域社会が直面する課題は本当に複雑化しているのだなとい

うふうに考えております。これらの変化に対応するためにも地域福祉というものは従来の福祉システムを超えた新しいアプローチが必要とされておりまし、高齢者、障がい者、子育て世代など様々な立場の人々が互いに支え合う共生型の福祉サービスも今注目されているところであります。この部分は、以前一般質問でもお聞きしたことがあります、また別の機会にお伺いをしたいというふうに思います。

話変わりますけれども、昨日陽だまりの会の文化奨励賞の受賞記念式典に参加をさせていただいたのですけれども、本人部会からの発表等もあって非常に感動したところであります。私、涙が出ました。多分教育長も涙が出たのではないかと思うのですけれども、本市の障がい福祉の部分については本当にいい形で推進されてきているなというふうに私は感じております。

最後になりますけれども、引き続き誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり、そういうものに取り組んでいただけることをお願いし、また本市の福祉関係者の皆さんとの日頃からの御尽力に感謝をして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

---

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暮らしを守り抜く支援策について外2件を、高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問をしてまいります。

まず、大きい項目1つ目、暮らしを守り抜く支援策についてをお尋ねいたします。日本経済は、

本格的な経済再生に向けた歩みを進めております。我が国においても株式市場に関係ある裕福な方々には株価5万円を超えるという状況はいいのですが、一般の方々は国際情勢の緊迫化や円安などを背景に食料品とエネルギー等の価格高騰が続いている、長期に及ぶ物価高騰は家計や事業活動に深刻な影響を与えており、市民生活にも大きな影響を与え、買い控えが起きております。また、独り親世帯の子供たちを抱える方々は、朝と夜の食卓にも大きな影響を与えているそうです。本市の現状の物価高騰対策の影響についてお知らせいただきたいと思います。

先般国は、物価高騰対策やガソリンの軽減税率や電気やガスの補助などを柱とする総合経済対策を進めているところであります。しかし、補正予算をクリアしたとしても国で言うおこめ券や地域商品券であれば事務経費が多大にかかり、期限付おこめ券製作には時間の部分も長期になり、地方に落ちて配布できるようになるのは4月以降になると私は考えております。これから各地域の交付される重点支援地方交付金をどのように取組を進めるのかについて理事者の御見解をお願いをいたします。

重点支援地方交付金の活用に向けて、エネルギー、灯油等、食料品価格、給食費、また水道料金等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して地域の実情に合わせて必要な支援策を実施できるようになっております。物価高騰の負担が最も大きい低所得者世帯への負担の軽減を図る施策、住民税非課税世帯への迅速な対応、生活者支援では食料品価格高騰の物価高騰に伴う子育て世帯支援、生活者支援があり、低所得者や非課税世帯、生活困窮、独り親世帯の子供には別枠を設けるなど着実かつ迅速に実行していただかなければなりません。中川町では、全住民1人に物価高騰対策1万円の支給が本年配布が決定したそうです。本市でも食料品等の物価高騰対策への緊急支援の取組について理事者の御見解をお願いをいたします。

続きまして、大きい項目2つ目、ヤングケアラー等への支援の推進についてであります。社会の高齢化や核家族の進展に伴うヤングケアラーも増加傾向にあります。文部科学省と日本総研が2020年、21年の2回、小学校6年生と中学2年、高校2年と大学3年生を対象に調査が行われました。小学校6年生では6.5%、中学校2年生では5.7%、高校2年生では4.1%、大学3年生は6.2%とヤングケアラーの割合が出ております。約16人に1人がケアを行っている家族がいると答えておりそうです。ヤングケアラーが担う具体的なケアの内容は、家事だけでなく、家族の介助、通院の付添い、薬や金銭の管理、兄弟姉妹の世話や見守りなど生活のあらゆる場面にわたります。近年の核家族化と共に働きの増加により、子供が家庭内の人材不足をヤングケアラーとなり、生活している状態であります。また、介護人がいる場合、介護保険制度はあるが、家族がいる場合サービスの利用の制限があり、家族に介護が求められている状況であります。そのため、日常的に自分の時間が持てず、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障を来すなどケアを担う子供たち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性があります。そこで、誰もが介護人になり得る現状において介護するケアラーが孤立することなく当たり前の日常を送れるよう、ヤングケアラーやダブルケアラーを含めて介護の支援をするために相談窓口の設置と家事支援の体制の整備が必要と考えますが、理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目3つ目、安全安心な冬の道路環境についてであります。天気予報の予想が本年は降雪が多いと予想されておりますが、現状は今全く雪がない状態であります。昨年も市民から開発局の国道除雪と旭川開建の道道除雪が出動しているのになぜ名寄の除雪は出動しないのかということを度々言われております。歴代建設部長は、出動基準は深夜1時までに市内のパトロールを行い、積雪、降雪が10センチ以上または降り方や気象状

況によって朝まで降雪が10センチになると想定しているときと吹き込みと吹きだまりが多発する場合と言われておりました。近年は、気象データが高性能のため、アメダス観測等を活用すればミスマッチを防げると思われます。年に数回のミスマッチの対策と排雪作業の幹線道路も二、三回、通常道路は1回の排雪対策が行われていると思いますが、交差点の視界拡張対策、緊急車両通行可能な小型ロータリー車での積み上げ対策による道路拡幅対策の考え方と市民の安心、安全の道路のための除排雪体制の取組について理事者の御見解をお願い申し上げ、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 高橋議員からは、大項目で3点御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2についてはこども・高齢者支援室長から、大項目3については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、大項目1、暮らしを守り抜く支援策について、小項目1、本市の現状と物価高騰の影響について、小項目2、重点支援地方交付金について、小項目3、緊急支援の取組については関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。名寄消費者協会による11月の小売物価調査によりますと、調査対象52品目のうち、およそ半数を占める27品目が前月から値上がりしており、特に主食である米の平均価格については10キロ当たりの価格が前月より200円増の9,098円となるなど物価高による家計の負担が増加している状況であると考えられます。また、名寄商工会議所による令和7年9月の景気景況調査報告においても資材の高騰、原油価格の高騰、仕入れ運賃の増加や人件費の上昇などにより業種によっては今後さらなる業況悪化が見込まれるとされており、全国的な物価高騰は本市の市民生活や経済活動に大きく影響しているものと考えております。

す。こうした中、政府は令和7年11月21日に強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定し、その具体的施策の一つとして地方公共団体が行う物価高対策を支援する重点支援地方交付金について従来の生活者、事業者支援分とは別にいわゆるおこめ券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援措置の特別加算などのメニューの拡充が示されたところであります。現在重点支援地方交付金の配分額をはじめ、追加された支援内容に係る要綱等については届いていないため、交付金を活用した事業内容について決定はしておりませんが、府内各部連携の下、情報共有し、速やかに支援策を講じていけるよう協議、検討しているところでございます。重点支援地方交付金の拡充は、国の補正予算における交付金事業であり、可能な限り早期の予算措置が求められております。市民生活に必要な施策について府内でよく協議し、できるだけ早い段階で実施できるよう努力してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 大項目2、ヤングケアラー等への支援の推進について、小項目1、相談窓口の設置と家事支援体制の整備の必要性についてお答えいたします。

北海道では、令和7年7月に北海道ヤングケアラーに関する実態調査として道内の公立小中学校に通う小学5年生、6年生、中学2年生、道内公立高等学校に通う高校2年生、道内の大学生、4年制大学の全学年を対象に調査を実施しています。今回の調査からは、小学生の6%、中学生の3.9%、高校生の2.9%が自分がお世話をしている家族がいると回答しており、その5割がほぼ毎日お世話をしていると回答しています。お世話をしていることによる影響についての設問では、自分の自由になる時間がない、勉強する時間が取れないなどの回答が多かった状況です。また、お世

話の悩みを誰かに相談したことがあるかの問い合わせは、8割が周囲に相談した経験がないと回答し、相談しない理由については悩んでいないが最も多い結果となっています。ヤングケアラーは、家庭内での本人の役割や家族との関係性などデリケートな問題であること、また本人や家族にケアの負担に自覚がないといった理由から支援が必要であっても表面化しにくく、実態把握が難しい状況にあります。子供と接する時間が長く日々の変化に気づきやすい学校は、ヤングケアラーの発見、把握等で重要な役割を担っています。各学校では、児童生徒の心身の状況確認や見守りを行っており、変化に気づいた際には関係機関と連携しながら状況の把握や家庭訪問などを行っているところです。また、定期的な教育相談や個別面談を行うなど、児童生徒がいつでも相談できる校内体制の充実も図ってきております。地域においても町内会や民生委員児童委員などからの情報提供により、ヤングケアラーの可能性がある場合には家庭訪問を行うなど連携した取組を進めております。ヤングケアラー支援対応窓口としては、こども未来課で対応しておりますが、相談する窓口が学校であっても市役所や地域の方々であっても児童生徒が抱える課題に応じた適切な支援が受けられるよう関係する機関が連携していくことが重要であり、そのためにも相談を受ける職員がケアラーに関する知識を学び、児童生徒に寄り添った支援ができるよう体制づくりを進めてまいります。また、家事支援体制につきましては、ヤングケアラーに対しての家事支援事業は実施しておりませんが、それぞれが抱える問題に対し、活用できる支援やサービスにつなげていける相談体制の充実を推進してまいります。国は、ヤングケアラーの支援の強化に係る法改正として令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーについて家族の介護、その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供、若者と定義し、ヤングケアラーが地方自治体の支援の対象として明確

化されました。本市におきましてもヤングケアラーについて本人の気づきをはじめとして、周囲の大人が理解を深め、家庭においても子供が担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげていけるよう相談体制の充実と広報啓発に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聰男君） 私からは、大項目3、安全安心な冬の道路環境について、小項目1、安全対策と除排雪体制の取組について申し上げます。

今年度の積雪時期は、昨年と同様に遅い傾向となっており、現時点での除雪出動回数は多くないものの、天候や道路状況の確認を行うことで市民の通勤や通学、通院などの時間帯に間に合うよう連絡体制や除雪体制を整え、対応をしております。除雪の出動については、議員からのお話のとおり午前零時から午前2時までの間に市内の積雪状況をパトロールにより確認をし、積雪量がおよそ10センチに達しているか、もしくはその日の明け方までに10センチの積雪が見込まれるか吹き込みによる吹きだまりが確認された場合に出動することにしており、例年どおりの考え方でございます。本市の除雪出動時間については、国や北海道よりも積雪状況を確認する時間が早いため、朝方に降雪があった場合など雪の降り方次第で市の除雪は出動していないが、国道は出動しているなどミスマッチが年に数回起きていることは承知しております。アメダスによる積雪深の観測値の活用については、名寄地区は大橋区に1か所の観測所設置となっており、智恵文地区や中名寄地区、風連地区全域を網羅した広い範囲での状況把握とはならないことから、引き続き各地域でパトロールでの確認作業を行うことでミスマッチが少なくなるよう対応に努めてまいります。

排雪作業については、積雪がおよそ50センチに達した時点の道路状況を見ながらの判断として

おり、幹線道路はシーズン2回から3回、生活道路はシーズン1回の作業を予定しており、交差点排雪についても委託業務に組み込まれていることから、市道排雪と同様に交差点の排雪班を設けて作業を行っております。しかし、1日で数十センチの大雪等により市街地全域で交差点の視界不良や道路幅員が狭くなり、交通の妨げになるなどの急を要する場合には委託先の業者に加え、市の直営班により小型ロータリー車などの除雪機械を活用しながら積み上げや拡幅排雪の作業を行っており、積雪状況をしっかりと判断した上で部分的な排雪対応ができるよう今後も進めてまいります。

今年度におきましても国道や道道の除雪を所管する開発局や北海道建設管理部、警察、消防、町内会連合会、福祉や教育部門の本市関連部局といった関係各所に御参集をいただき、名寄市除雪対策会議を開催をし、情報の共有や課題について共通認識を持ち、除雪事業における問題点についても意見交換を行い、除雪体制の連携について確認をしてきたところであります。本年も市民の期待に応えられるよう、快適で安心のできる道路空間、生活空間の確保に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 丁寧な答弁をありがとうございました。ある程度再質問というか、まだ支援策が決まっていないという部分言わされましたので、私が勝手に、昔の栗栖さんがよく議場で1時間も自分の思いをずっと伝える質問をしたというふうに私はずっと昔から聞いておりましたので、そうなるかもしれませんので、お許しをいただきたいなというふうに思います。

まず、今の物価の高騰の状況は、総務部長言わされたようにひどい状況でありますし、約2万600品目以上のものが上がって約倍だと1.5倍のものがほとんどであります。生活するにも、先

日テレビでやっておりましたが、品物をずっと置いて昔の金額と今の金額を書いて置いたやつがありました。ほとんど1.5から1.7倍の、昔は7,000円でこれ全部買えたのが今1万2,000円ですというふうにコメントーターの方言っていました。それだけ物価高騰しております。そして、先日物価高騰のアンケートがありました。物価の影響を受けていない方、分からぬ方が4%です。そして、少し影響を受けている方が3%です。あと残りの93%の方が物価高騰に対して影響を受けていますってアンケートに書かれたそうです。それだけ今大変な思いで皆さん生活をされているというか、買物を控えたり、いろんな部分方策をつくって生活をされています。昨年の米の高騰対策で、2024年の米の1世帯当たりの支出額は約2万7,198円だったそうです。そして、パンの支出は、お米が高くて買えなくて3万4,610円であります。そして、うどん、そば、ラーメンの麺類の支出が米と大体同じで2万1,214円ということで、米不足で米離れがすごく起きて米消費がこのままでは、家庭での精米購入量が過去20年で最低だったそうであります、昨年は。

その中で先日テレビでおこめ券の話が出ました。経済対策には、ここにありますけれども、食品の物価高騰に対する特別加算、プレミアム商品券、電子クーポン、そして地域ポイント、またいわゆるおこめ券、食料品の現物支給など、米などの食料品の物価対策に使われる、そして灯油、エネルギーの対策、水道料金の減免の対策、そして学校給食への支援、プレミアム商品券ということでここに約2兆円出ております。きっとおこめ券配布は4,000億円と言われておりますので、ここにテレビで言う経費で12%使われています。ということは、4,000億円であれば480億円がここのおこめ券を出しているところの企業の方のところに回ってしまって、その分が市民使えなくなるということになってしまいます。そして、

東京の江東区では、おこめ券は配りませんと、現金にします。そして、北九州の市長もおこめ券は配りませんと。それはなぜかというと、やはり経費、そして時間がかかる、そしてきっと北九州の市長が言ったのはこれからおこめ券、期日のやつを作つて配布されて本人のところに行くまでに、9月までの期限なら、あと1か月か2か月しか使えないのではないかという答弁をしておりました。それだったら、少しでも市民の方々に10円でも20円でも多く回るよう現金だとか、プレミアム商品券だとか、ポイントを使ったほうがいいというふうに北九州の市長は言っておりました。そして、その部分というのがこの部分だと私は思います。お米の約8割のシェアを持つ全米販、そしてJA、1枚当たり500円が米を引き換えるときには440円になってしまふ、そして残りの60円は経費としてその業者に行ってしまう。経费率が12%という高い批判もある。大阪府の交野市の山本市長と箕面市の原田市長は、経费率の高さから、その理由でおこめ券は配布しないという明言をしているそうです。私もこのおこめ券にはすごく反対です。名寄としては、やはり今まで、去年もやりましたけれども、Yorocaポイントでしっかり地元の業者を通してお米だけでなく、きっとお米を食べる人も相当少なくなっているというふうに聞いております、米離れで。だから、自分の好きなものを買つたり、灯油で使つたりという部分が一番いいのかなというふうに、私はこういうふうにしていただきたいということで言つてはいるだけであつて、まだそういうふうにはなつていなかつとも思つてはいますけれども、市としてはきっと速やかにやるためにYorocaはどうなのでしょうかという部分、私お聞きしたいのです。一番早いのは、きっとYorocaではないかなと思うものですから、ぜひ年内にでも出せる体制にしていただいて少しでも市民の方々の献立にお米買えるかもしれない、違うもの買えるかもしれないというものを与えてあげる機会を

つくっていただきたいなと思うのですけれども、もし何かあればお答えをいただきたいなと思うのですけれども。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 高橋議員のほうからは、議員のほうの意見を踏まえて提案いただいたかなというふうに思つております。壇上でのお答えもさせていただいたのですけれども、具体的に今重点支援地方交付金に対するいわゆるメニュー、食料品の物価高騰に対する支援措置の特別加算といったメニューがついたというところはお聞きしているのですけれども、例えばそれらが年度内に使わないと、その交付金を使わないと駄目だとか、繰越ししていいだとか、そういう全体のスキームというものがまだ示されていない中でなかなか市としても制度設計ができないところがあるということは御理解いただきたいなというふうに思つています。ただ、先ほどもお答えさせてもらったとおり、市民の皆さん方の生活に必要な施策について府内の中でよく協議させてもらって、できるだけ早い段階で対策についてをお示しできればなというふうには我々も思つておりますので、御理解いただきたいと思いますし、先ほどYorocaという話もいただきましたけれども、Yorocaについて実績2回ほどございますので、その配布方法についてはこちらとしても経験値があるということから、それは確かに早くというか、やり方的にはこちらのほうも持つてはいるので、スピード感、スピード感は持てる手法の一つではないのかなというふうには思つておりますが、いずれにいたしましても全体の制度設計といいましょうか、全体の枠といいましょうか、そういったものが示されてこないとなかなか市民の皆様方にはしっかりととしたことがお伝えできないというところでありますので、御理解いただきたいなというふうに思つります。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。今き

っと国会ではやられている最中だというふうに思います。これが決定次第、きっと配布が開始されるというふうに思います。今Y o r o c aのお話が出ました。本当に速やかにできるのがY o r o c aかなというふうに思いますし、各個人個人いろんな部分でつくれるのかなという部分もありますので、ぜひそういうふうに進めていただきたいなというふうに思います。よく現金配ったらどうのこうのというのは、今はもうおこめ券よりも現金配れというのが市民のほうが、テレビでも多くなりました。それだけやっぱり緊急性があって、来たらすぐ使いたいという部分の思いが市民の方々にはあるのかなという思いで私毎日見させていただいておりますけれども、ぜひその部分、Y o r o c aではなくてもいいです。速やかに来ましたら配布できる体制を取っていただきたいなというふうに思います。ここに書いてある食料品の物価高騰に対する部分、本当にいろんな部分あると思いますけれども、市民が買える部分、またきっと灯油はじめエネルギーも入っておりますし、水道料金の減免もありますし、学校給食への支援もあるみたいです。そういう部分で少しでも速やかな配布をお願い申し上げます。

それでは次に、ヤングケアラーについてお聞きさせていただきます。先ほど室長言われたように、北海道でアンケートを7年7月に取られたみたいで、公立小学校の5年生、6年生、そして中学校2年生、高校2年生、大学生と、そして小学校では6%、中学は3.9%、そして高校2.9%、5割の方が自由な時間がない、そして勉強する時間がないという回答があったということで言われております。このヤングケアラーの部分は、なかなか表に出ない部分が多いのかなという部分が分かります。通常独り親の方にしても両親が共働きしてもやはり家庭の中の部分、兄弟を見るだとかいろんな部分で、兄弟のために御飯を作つてあげたりという部分というのはその子にしたら普通のことかなというふうに思うみたいなのです。だから、

通常そういう部分なのだけれども、国の制度だといろいろな部分から見れば、その人たちというのはヤングケアラーであって、まだまだ自分の自由な時間が取れて、自由に勉強ができる、いろんな部分を変えられる可能性があるというふうに考えています、私も。その中で先ほど市の取組で言わされておりましたけれども、ヤングケアラーは子供ですから、小学校だとか中学校だとか高校の先生も含め、教職員も含め、教育委員会も含め、そして市の民生だとか高齢だとかいろんな部分、重層的に見ていかない限り無理なのかなと。親は、もし障がいを持っていたら、そっちの関係で含まれるだろうしという部分で、今回も鎌倉行きまして重層支援の体制を見させていただきました。それ見させていただいたときに、1つの部分で対策できる部分でなくて、ヤングケアラーは全体含めて見ていかなければいけない部分なのだなというのを感じて帰ってきたのですけれども、この北海道の7年7月のアンケート、これ名寄の小学校、中学校、高校生も大学も入られてのアンケートだったのでしょうか、それとも特定の学校のアンケートだったのか教えていただきたいというふうに思います。

**○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。**

**○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 北海道のアンケートでは、公立の学校ということでしたので、どちらの学校ということは確認できておりません。名寄市のほうでも実態調査みたいな形でアンケートは取っていないのですけれども、令和6年11月に第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画策定の際に市内の小中学生を対象に子供アンケートを実施しております。ヤングケアラーに関する直接的な項目はございませんが、お手伝いについてという項目では親に代わって洗濯、掃除、料理などの家事をするという設問では小学校の4年生、6年生は毎日三、四時間が2.9%、毎日5時間以上やっていますというお子さんが1**

%、中学生では毎日三、四時間が1.8%、毎日5時間以上が0.4%など長時間のお手伝いをしているというお子さんがいることが分かりました。また、親に代わって兄弟のお世話をするという設問では、小学校の4年生から6年生は毎日三、四時間が4.8%、毎日5時間以上が4.4%、中学生では毎日三、四時間が4.7%、5時間以上で2.2%など、前項目のお手伝いよりも兄弟のお世話の割合が多くなっていることが分かりました。こども基本法に基づいた子ども・子育て支援事業計画に反映させるための子供アンケートだったので、この調査で本市のヤングケアラーの実態は把握できないのですけれども、今後子供たちの意見集約の機会があるときにヤングケアラーに関する設問を組み込んだ実態把握などに努めていきたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。今の室長のお話であれば、5時間以上家庭の部分で掃除だとか食事を作ったり、兄弟姉妹の方を面倒見ているという状況であれば自分の学校の宿題だとか何かできるのでしょうか。ひょっとして4時に家に帰ったとします。5時間、9時まで兄弟の面倒を見たり、食事の世話をするだとかやる、そして9時から自分の宿題をしなければいけないとなると、ほとんどヤングケアラーの部分に入ってくるのかなという部分を感じるのですけれども、それは私だけなのでしょうか。実態的に名寄でもヤングケアラーという方々って言ったらおかしい、そういうお子様がいるということをやはり私たちも掌握して、その子供たちをどういうふうに持っていくかというのが重要なというふうに考えます。その中で資料にもありましたけれども、ケアラーを見るために研修等々やられているという部分をお聞きしました。そして、その部分でいけば、教育委員会、そして学校の教師、そして市も含めてのヤングケアラーの研修等々というのはどういうふうに進められているのかお聞かせをいただき

たいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 市のほうの研修につきましては、福祉部門の職員が道の研修に参加しているという状況にございます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 紙に書いていないのですけれども、教育現場としてはどのような部分で今のお答えを、ヤングケアラーに対してなので、その研修だとかというのは、そこら辺は教育委員会としてはまだでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 学校のほうでは、道教委のほうから通知がありまして、そういった部分の研修というのでしょうか、動画を見ているということでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。ぜひ学校現場での子供たちの部分見つけていただくことをお願いします。

その中で、ここでタブレット開かせていただきます。ちょっと待ってください。群馬県の高崎市というところがあります。これちょうどNHKか何かのテレビあったときに高崎市長が出て、うちにはヤングケアラーの子供がいたら1時間無料で食事行ったりなんかしているのですってテレビ出たものですから、ちょっと見てみました。そして、ここにヤングケアラーSOSって、この高崎市では取組進めています。そして、このサポーター制度で食事を作ったり、そして家事をしたり、掃除をしたり、そして子供の面倒を見てあげたり、そして買物に行ったり、そしてもし家族、お母さんが障がいを持っているだとか、おじいちゃん、おばあちゃんの面倒見なければいけない部分の介護も含めてやられているのです。そして、時間が2時間無料で週3回って書いてあるものですから、

その中でいろんな部分、先ほど言っていました高崎市ではヤングケアラーがなかなか学校だと友達に言えないという部分が多いので、リモート相談を設置したのです。そこで何人かの方が連絡来ているみたいなのですけれども、できれば名寄はまだ支援体制はできていないけれども、この子供たちが少しでも自分はこういう部分で苦労しているという部分を友達や何かにはなかなか言えないと思います。しっかり名寄はリモート相談室を設けていますから、ここに連絡くださいだとかいうのを小中学校に配らなければなりませんけれども、そういう体制を組めるようにはできないのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 名寄市では、SNSなどを活用した相談の部分ということがまだできておりませんけれども、学校で児童生徒さんに貸与されているICTの端末からはおなやみポストという部分で子供さん御自身が相談できる窓口があるということで伺っています。市のほうでできることというふうに考えますと、ホームページなどでも少しヤングケアラーについて周知、広報いたしまして御本人の気づきですとか、周りの大人の気づきを、もう少し気づいていただけるような周知啓発をして、あと北海道などでヤングケアラーだけではなくて相談窓口など、メールですとかSNSを活用した窓口がありますので、そちらも掲載しながら、そこから相談につなげていけるような、そんな体制をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。一人の子供も悲しませないというのがやはり行政のお仕事であるかなというふうに思いますし、私たちの仕事でもあるというふうに私は感じておりますので、ぜひ少しでも子供たちが安心

して相談できる体制のところをつくってあげていただくことをお願い申し上げます。

最後に、除雪の部分であります。毎回除雪はやらせていただいて、除雪やらないと怒られるものですから、質問を入れさせていただいています。でも、札幌だと旭川へ行くと道路ひどいですけれども、名寄は本当にすばらしい除雪体制だというふうに私は考えています。そういう部分で市民の安心、安全な除雪の道路のために、今年まだ雪少ないですから、いいですけれども、毎年のようにやはり排雪始まるのと最後に行くまでにいろんな部分で道路幅が狭くなることがたくさんありますので、ミニロータリー車をしっかり活用していただいて安心、安全な道路をつくっていただくことをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

市職員の兼業についてを、水間健詞議員。

○4番（水間健詞議員） 議長より許可をいただきましたので、壇上より大項目1点について質問いたします。

大項目、市職員の兼業について。市内の名寄市の環境を見ると、事業所、個人事業主、スポーツや文化活動、地域活動などあらゆる分野で人手、人材不足が見られます。そして、その傾向は、今後さらに強くなると思われます。そこで、小項目2つについて質問します。

1つ目、名寄市職員の兼業に関するルールの現状について。地方公務員法では、営利企業との従事制限、職務専念義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務などにより原則禁止と、ただし任命権者の許可で例外許可のルールということになっておりますが、これについてこの名寄市において過去に許可の事例があったのか、それから許可があったのならそのときどういうルールに基づいて許可したのかについて説明願います。

2つ目、今後どうあるべきかについて。兼業の

許可を制度化している自治体も出てきております。令和7年の調査によると、都道府県、市町村などで64%、その前の調査が令和元年にあったらしいのですけれども、そのときから比べて25ポイント増えているというふうに聞いております。より進むと思われる人口減少、高齢化の中、特に地域貢献型の兼業などをむしろ積極的に位置づけていくことは今後必要なことではないかと私は考えます。また、市内事業者や団体においても通常は就業規則で禁止している場合が多いと思われますが、取り巻く環境は同様で、そういった事業所や団体に波及効果も期待できるかと思っております。今後どうあるべきか、お考えをお知らせ願います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 水間議員からは、大項目で1点御質問いただきました。私のほうから答弁させていただきます。

大項目1、市職員の兼業について、小項目1、名寄市職員の兼業に関するルールの現状についてお答えいたします。ハローワーク名寄管内の9月現在の月間有効求人倍数は1.44倍となっており、北海道の有効求人倍率0.92倍に比べても当地域の人手不足は顕著と言えます。お尋ねの市職員の兼業に関するルールについてでございますが、地方公務員法第38条の規定に基づき、任命権者の許可を受けるべき地位及び許可の基準を定めた名寄市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に準じて判断しております。規則では、職員から申請があった場合に、1つとして職務遂行に支障を及ぼすおそれのある場合、2番目に職員が占めている職と兼ねようとする地位または従事しようとする事業もしくは事務との間に特別な利害関係があり、または発生するおそれがある場合、3番目に職員の身分上ふさわしからぬ性質を持つ場合を除き、かつ法の精神に触れない場合に限り許可することができるとしております。さらに、就業時間につきましても兼業による心身の著しい

疲労のため職務遂行上能率に低下を来してはならないため、国家公務員の基準に基づき週8時間、また月30時間、また勤務日においては兼業先で1日3時間と上限時間を設けております。こうしたルールに基づき、申請があった場合には、その内容が許可基準に該当するか判断しているところです。これまでに申請があり、許可した具体的なものといたしましては、専門知識を求められる非常勤講師や各種委員会などの委員、国保診療所の医師の他病院への非常勤としての勤務、予備自衛官などについて申請があり、許可しているところでございます。

次に、小項目2、今後どうあるべきかについてお答えいたします。総務省は、令和7年6月に営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項についての通知を自治体に発出しております。その通知には、地方公務員の兼業については職員による自立的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景として希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められており、職員が兼業を通じて地域を知り、人と交わり、そこで得た学びを職務遂行や行政サービスの向上に生かすことにより地域住民の信頼を高め、効率的な公務運営の確保にもつながるものと考える所存です。また、許可基準を設定するに際し、職務遂行上能率の低下を来すおそれがないこと、相反する利害関係を生じるおそれがないこと及び職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこととの3点の基本的原則を満たすことが求められております。さらに、国家公務員では原則禁止とされている営利企業での兼業についても、地方公務員においては地方公共団体の実情及び人的資源の有効活用の点から一律にこれを禁止するのではなく、基本的原則を満たす場合において各任命権者の判断において営利企業の従業員との兼業を認めることが可能であるとされております。兼業許可

に関する基準を設けている地方自治体も増えていることから、国の通知に基づき本市においても兼業に関する許可制度の必要性について検討してまいりますが、地方公務員であるため、まずは全体の奉仕者として住民の信頼を確保すること、住民の疑念を招くことのないよう取り組むことが重要と考えております。また、兼業については、地域の実情を勘案しながらも、あくまでも職務専念義務が課せられていない勤務時間外における職員の自発的な活動であり、職員の意に反した動員的な運用であってはならないことに留意しなければなりません。地域の実情を把握した上で兼業に関するこれらの課題を整理し、職員が公務のみならず地域で活躍できる人材としての育成や魅力ある職場づくりに取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上、私たちの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） よく分かりました。まず、小項目1についてもう少し確認していくたいと思います。

過去のこういった事例があったよということでお知らせいただきました。そして、国の通知による内容としては、こういったことに注意しながら整備を進めていったらいいよねというような通知の内容だったと思いますが、そういった通知があるという前提で市の職員が自らのスキルやキャリアを生かして地域課題の解決に仕事という形で関わっていくのはいいことではないかというか、仕事として地域課題に関わることに対してはどう思いますか。いいことではないかって私は思うのですけれども。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） いいことではないかというか、職員の自立的なキャリアの形成ですか、あと自己実現、そういったことを自分の中でどういうことをしたいかというところのしっかりと意識を持ってそれぞれそういったお仕事という

か、業務というか、そういうことを自立的にやっていただくことはすごくいいことではないかなというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ちょっと質問の言い方が悪かったと思うのですけれども、そういったことで地域課題に寄与していくというのは誰にとっても、市の職員に限らず、普通に事業所で働いている人にとっても自らの技術やノウハウを使って地域に仕事という形で関わって寄与していくというのは非常にいいことだと思います。なおかつ、先ほどの国の通知でもそういう整備していったらいいよねということでなっており、また全体的な日本の各地方公共団体でもそういう整備が進んできているという現状において名寄市で任命権者の許可ルールが明示的に示されていないのはなぜなのかということを伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 示されていないというか、現状は最初の答弁でもお答えしたとおり、名寄市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に準じて許可いただいた後に判断させていただいているというところで今はやっているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 分かります。おっしゃるとおりだと思いますが、私の明示的というのはこういうことなら許可できますよということを見る化したルールがあつたらいいのではないかということを明示的という言葉で表したのであって、その辺を明示的に示していくことが必要なではないかと私自身思ってこういった質問をしているわけなのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） それが最初の壇上でも答えさせていただきましたけれども、令和7年

6月に総務省から通知をいただきまして、今後そういういった兼業に関するルールをしっかりと地方公共団体もつくっていくべきではないかといった発出をいただきましたので、それに基づいてこれから検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。私もそう思います。今は、もう制度がなければつくっていかなければならない段階ではないかと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。また、のこと以外でもある程度制度をつくって進めていきながら整備していくということも必要なことだと思いますので、ある程度のスピード感を持って、スケジュール感を持って示して進めていっていただきたいと思います。現状については以上です。

次に、小項目2つ目、ある程度今の中で伺つきましたが、今後どうあるべきかについて、今部長からもそういうところで進めていくということでしたが、具体的なスケジュール感とか、そういうしたものについて今お話しできるものあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 具体的にいつまでにつくり込むということはまだ考えておりませんけれども、一回この部分についてしっかりと総務省の通知を改めて見させていただきたいと思っておりますし、先進的な事例も幾つかよその自治体からも見られますので、そういうところを確認させてもらいながら、地域の実情に合った職員が兼業したいときに働きやすいというか、やりやすい環境づくりにも少し努めていくようなものを少し考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。今部長の答弁で進めていっていただけるというこ

とのですが、今現在ルールがこれならできるということで手札を提示していないという状態なので、この状態をできるだけ早く解消して、地方公務員法では原則禁止ということで、原則禁止をあまりにも厳格に今後続けていくというのは誰にとってもメリットがないというか、個人個人が持っている技術やノウハウ、スキルというのを地域の中でいろんな形で使える環境を整備するということが地域全体の生産性を高めるというか、特にスポーツ、文化活動なんかで過去にスポーツ経験者、文化活動の経験された方が市の職員でもほかの事業所などでもたくさんいらっしゃると思うのですけれども、例えばそういう方が地域に報酬を得た形で活動していただく、こういったことをあまりにも制限するというか、今基本原則市でも事業所や団体でも就業規則などで禁止している場合が多いと思うのですが、ちょっともったいないなって思つて今回こういった質問しています。ぜひある程度、これは市の職員だからもっとあちこち働けって言つてはいるわけではなく、そういうことで働く条件をはっきりさせてほしいと、そのほうが全体的なメリットになると思います。私、例えば名寄に住んでいる方たちというのはもうみんな仲間だと思って、助け合つてやっぱりこの地域の生産性上げていきたいなと思っています。そして、こういった今議員という立場になってからは、市の職員の皆さんはもう私の家族、木村部長も兄弟同然、そのように思つています。ですから、こんなに距離間詰められても木村部長は迷惑かもしれないのだけれども、そういう感じでお互いやつぱり家族、親戚なのだ、協力し合つてこの地域を盛り上げていこうというふうに思つています。これは、商売やっている事業所、それから地域のさつきも申し上げたスポーツ、芸術活動、それから町内会のような地域の活動や任意団体、いろんなイベント、あらゆることに関わつてくると思います。こういったことに市の職員だから、どこどこの兼業禁止の会社に勤めているから、そういう

たことで一緒に活動することを妨げることがあってはならないというふうに思っています。これは、部長からも今具体的にいついつということは示されないということだったのですけれども、できるだけ早い段階で進めていただきたいと思っています。ちょっと私の話長くなりましたがけれども、今現在隠れた副業ということでやられているケースそもそもしかしたらあるかもしれません。これ隠れてそういうことをやる副業ではなく、もっと応援して働いてもらえる、そういうマインドに市の理事者の皆さんのが切り替わっていくという余地はあると思いますか。ちょっと質問が抽象的なのですけれども、そういうマインドの切替えの余地はあるのかということを伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 議員からは、市の職員に対するすごく熱い思いと、またいろんな御意見いただいたところですけれども、やっぱり我々市職員におきましては地方公務員法の中で市職員として市の業務をしっかりと遂行して全体の奉仕者として市民の信頼を確保するということがまず何よりも大前提だというふうに思っていて、その上で就業時間外に自発的な活動として職員が兼業に取り組むということがやっぱり必要なのだろうなというふうに思っています。その上、ルールというものが必ずそこには出てくるので、総務省の通知にもありますけれども、基本的な3つの原則の中で営利企業でも認められるよということがございますので、何でもかんでもっていかないということは御理解いただきたいというふうに思っているところであります。現在も兼業に関しては、先ほどもお話しさせてもらったとおり申請の都度許可の判断をさせていただいておりまして、隠れた副業というようなお話をいただきましたけれども、そういう方がいるかどうかというのは認識していません。就業時間外における兼業ということになりますので、限られた時間の中で自発的な

活動といったとして職員の知識と経験を生かした就業によって地域の活動に貢献している職員も中にはいますので、そういうことで応援してあげるマインドといいましょうか、既にそういった自分の知識を持って外に出ていている職員に対してはぜひ頑張っていただきたいということは恐らく皆さん思っていることではないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） やっぱり兄弟だと思いました。私と同じように思っていらっしゃると。そう思っていらっしゃるなら、ぜひ私も今後このことについては注目して見ていきたいと思っていますので、できればどこで所管するのか、どんなスケジュール感でやるのか、早い段階でお示しいただけるように期待するところなのですけれども、どうでしょうか。何かもう少し踏み込んだ御答弁いただけないでしょうか。ごめんなさい。例えばどこで所管するように取り進めていくとか、次年度とか、そういう辺りで。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 兼業のルールづくりに関する所管は、私のところ、総務部だというふうに思いますというか、総務部でつくらせていただきたいというふうに思っています。先ほどもお話しさせてもらいましたけれども、総務省の通知が7年6月ということですので、改めてここをしっかりと読ませてもらって、先ほども何回もお話しさせてもらっていますけれども、基本的原則というところがございますので、そこにのっとりながら、地域の状況を踏まえながら、課題を整理するところも少し時間もかかっていると思いますし、私も水間議員と同じようにせっかくつくるこういったルール、ガイドラインですので、職員の方にも分かりやすいものがいいと思っています。あまり曖昧にしておくと、何がよくて何が悪いのだというところの線引きというところが兼業したい職

員のほうもそうだし、兼業を許可する側もなかなか難しくなってくると思うのです。ですので、そういういたところ結構先駆的な事例のところも少し見られますので、そういういたところの研究なんかも少しさせてもらひながら、なかなか年度とかいつまでというのは今の段階ではお答えできませんけれども、期待に応えられるよう頑張っていきたいと思います。

署名議員 佐藤 靖

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。先ほど申し上げましたけれども、期待を持って注視していきたいと思っておりますので、ぜひ市内のほかの事業所や団体にまで市ではこうやってやっているのだというふうに見えるような形で実施していっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で水間健詞議員の質問を終わります。

---

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。  
お疲れさまでした。

---

散会 午後 2時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 山田典幸

署名議員 清水一夫

令和7年第4回名寄市議会定例会議録  
開議 令和7年12月9日(火曜日)午前10時00分

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

## 1. 出席議員(15名)

議長	16番	山田	典幸	議員
副議長	10番	倉澤	宏幸	議員
	1番	中島	孝幸	議員
	3番	山崎	眞由美	議員
	4番	水間	健詞	議員
	5番	谷	聰	議員
	6番	今村	芳彦	議員
	7番	清水	一夫	議員
	8番	川村	幸栄	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	11番	高野	美枝子	議員
	12番	高橋	伸典	議員
	13番	遠藤	隆男	議員
	14番	東川	孝義	議員
	15番	東	千春	議員

## 1. 欠席議員(0名)

## 1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記記	及川洋人
書記記	川名桃代

## 1. 説明員

市長	加藤剛士君
教育長	岸小夜子君
総務部長	木村睦君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	松田慎司君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聰男君
教育部長	伊藤慈生君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸君
市立大學事務局長	水間剛君
総合政策室長	櫻田孝臣君
こども・高齢者支援室長	倉澤富美子君
上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	山岸克利君
監査委員	岡川進君

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 今村芳彦議員

11番 高野美枝子議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

行財政改革の推進についてを、谷聰議員。

○5番（谷聰議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目1点について質問いたします。

大項目1、行財政改革の推進について。小項目1、職員数の数値目標と働き方改革について。令和8年度予算で20億円の財源不足が生じ、一般財源5億円を削減する必要があると昨日の質疑でも取り上げられたところでございます。今後どのような予算編成になるか注目が集まるところでございますけれども、歳入面においてはガソリン税と軽油引取税の暫定税率が年内で廃止されることになりましたが、それによる市の税収減の見込みはどのようになっているかお伺いをいたします。

次に、昨年の第4回定例会におきまして質問いたしました職員数の数値目標でございますが、答弁においては職員の数値目標を定める必要はあるものの、時間がかかるということでありましたが、現状においてもその考え方へ変わりはないかお伺いをいたします。

次に、働き方改革について。市長、副市長からも当然指示されていることとは思いますけれども、安易な前例踏襲をやめ、真に必要な業務を効率的

に行うこと、働き方改革はこれに尽きると考えておりますが、議会としてもと言うとちょっと語弊があるかもしれませんので、現在のところは市政クラブとしてはということに今のところはしておきたいと思いますが、市職員の働き方改革は重要であると考えており、協力できるものについては前向きに取り組んでいかなければならないと考えています。現在市が取り組んでおられる働き方改革は、具体的にどのようなものかお伺いをいたします。

働き方改革に関連して、職務専念義務についてお伺いをいたします。昨年の9月議会におきまして、敷地内の喫煙所のことを質問させていただきました。多くの市民の皆様から質問に賛同いただいたと。同時に叱りも受けました。それは、職員の勤務時間中の喫煙をなぜ問わないのかということでございました。勤務時間内に自席を離れて喫煙することを認めている根拠と1日何回まで認めておられるのかお伺いをいたします。

次に、小項目2、事業の選択と集中による財政自治の原則遵守について。選択と集中という言葉は、いろんな場面で使われております。令和8年予算編成方針についてにおきまして、今年度の行財政改革の取組方針として選択と集中の実質化を目指すため、職員一人一人が前例にとらわれない大胆な見直しを行い、一般財源ベースで5億円削減という指示を発出されたということは承知しております。私もそれは大変重要なことだと認識しておりますが、ただ実際にこれまでどういうものを選択し、どういうものに集中させたのかあまり発信されていないように思います。具体的に選択、あるいは集中した具体的実例についてお伺いをいたします。

それから、国の予算編成におきましては、概算要求基準に基づき各省庁に要求上限額、いわゆるシーリングというものが設けられておりますが、市の予算編成では各部ごとにこのような枠を設けられているのかお伺いをいたします。

これから本格的な予算編成の作業に入ると思いますけれども、一般財源5億円削減の必要性に向けて現状どの程度めどが立っておられるのかを併せてお伺いをいたします。

小項目3点目、第2次行財政改革推進基本計画の基本的な考え方について。この基本計画において、行財政改革は組織の合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化などの形で実施されるものと考えられてきました。しかし、行財政改革は単なるコスト縮減を目指すのではなく、将来を見据えて市民の生活の豊かさを目指した自治を希求した活動でなければなりませんというふうにされています。ここでしかしというのは、前に述べた内容に対して反対や対立する言葉を導く逆説の接続詞であります。すなわち、組織の合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化は重視しない。さらに言えば否定するとも読み取れますけれども、そのこと自体は間違っているとは言いませんが、それは財源が潤沢な自治体において許される目標と言えるのではないかというふうに考えます。市の考え方についてお伺いをいたします。

この計画に記されている改革の必要性では、合併特例措置の終了による交付税の減少、人口減による市税の減少、高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化への対応など、状況分析はできているというふうに考えますが、コスト縮減を目指さなかったというのは間違いではなかったかというふうに考えておりますが、そのことについてお考えをお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） おはようございます。谷議員からは、大項目で1点御質問いただきました。私のほうから御答弁させていただきます。

大項目1、行財政改革の推進について、小項目1、職員数の数値目標と働き方改革についてお答えいたします。本市においては、少子高齢化、人口減少に直面し、市税や地方交付税などの一般財

源収入の大幅な伸びは見込めない状況であるとともに、物価高騰や人件費の増加、社会保障施策に要する経費の増加などから、財政面において厳しい状況に置かれています。そのため、本年7月の行財政改革推進実施本部会議において、名寄市の行財政改革の目指すべき姿として人材育成改革、財政改革、事業選択改革による選択と集中の実質化を目指すとともに、具体的な数値目標として令和8年度予算における一般財源ベースで5億円の削減を目指に掲げたところです。お尋ねのガソリン税の暫定税率廃止に伴う影響についてですが、暫定税率廃止に伴い、地方揮発油譲与税の減収が見込まれるところですが、基本的には譲与税の減収分は普通交付税で措置されるものと認識しているところでございます。

次に、職員数の数値目標については、第2次名寄市行財政改革推進基本計画（後期基本計画）の基本方針1、効率的で質の高い行政運営の推進、推進項目、適正な定員管理と人材確保において、簡素で効率的な組織機構づくりに努めるとともに、業務量に応じた適正な人員配置に努めるとしており、例年組織機構に関しては行財政改革推進本部所管委員会で協議をしているところでございます。今年度においても、各職場会議から提出された組織機構の見直しや人員配置の要望などに対して課題を整理し、委員会において協議、検討を行っていく予定となっております。

あわせて、さきにも述べましたが、今年度は行財政改革の目指すべき姿として選択と集中の実質化を掲げ、その3本柱の一つである人材育成改革には名寄市人材育成基本方針の改定を行うこととしており、求められる職員像を明確に定め、それに必要な育成、研修などを通じたキャリア形成、人材確保、職場環境の改善などの議論を進めいくところです。また、近年の地方行政業務においては、その量と質が大きく変化しているところから、市民サービスオンライン化をはじめとしたDXの推進や選択と集中による真に必要な事業につ

いても協議を進めているところでございます。必要な業務に対する適正な人員により市民サービスの維持、向上を図るため定数管理に取り組むことは重要かつ必要と考えておりますが、将来的な業務量等を見据えた職員定数については慎重な議論と時間を要するものと考えております。

働き方改革につながる業務の効率化、いわゆるBPRの取組については、令和5年度から作業量の過多や業務効率化が可能と想定される業務について取組を進めてきました。ワーク・ライフ・バランスが重要視される中で、職員一人一人が日々の業務に対する小さな改善の積み重ねに加え、前例にとらわれない見直しを行い、業務の効率化に努めているところであります。また、職務専念義務に関しては、地方公務員法第35条において「勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、」と定められているものであり、全ての職員が遵守すべきものと認識しています。そのため、職員が勤務時間中に喫煙のために自席を離れることについては、その頻度や時間によって職務専念義務違反とみなされる可能性があるものと考えています。本市においては、現在職員の喫煙所利用に関するルールを設けていないことから、今後他市の状況などを調査し、研究してまいります。

次に、小項目2、事業の選択と集中による財政自治の原則遵守についてお答えいたします。事業の選択と集中につきましては、総合計画実施計画事業を中心に各事業において行政評価における外部評価などの意見を参考とした検証、それに基づきローリングにおいて事業の廃止、縮小、維持、拡大など毎年度議論を行い、最終的には予算協議において選択すべき事業や集中すべき事業について議論し、予算を作成してきたところです。具体的に令和7年度予算においては、子ども・子育て施策に対し選択と集中したと考えております。インフルエンザワクチン接種の拡大から継続してきた小中学校の施設整備、冷房設備の整備など安全、

安心な学校生活を送ることができるよう予算措置したとともに、ALTの増員やGIGAスクール構想への対応など現在の学校教育の課題をしっかりと捉え、時期を逃すことのないよう子供たちの未来を見据え、このまちで育つよかったですと思ってくれるような事業の展開を図ってきました。さらには、本市の課題である人材の確保においても選択と集中により特別交付税措置のある地域おこし協力隊制度をはじめ、国の制度を活用し、新たな施策への展開や施策の拡充に向けた人材確保について予算計上したところです。

次に、本市の予算編成についてですが、本市の予算編成では各部局への枠配分方式ではなく、一件査定による予算編成作業を行っております。自治体の予算編成は各自治体それぞれの手法で実施されているものと認識しておりますが、本市においては厳しい財政状況の下、地域の多くの課題解決に向け一般財源収入を最適に配分していくかなければならないことから、事業別予算での予算要求による一件査定にて編成作業を進めているところです。なお、令和8年度予算における一般財源5億円の削減目標については、現在財政課における予算査定中であり、明確な数字はお答えできませんが、今後各段階の査定を通じ、目標に向け選択と集中の実質化に取り組んでまいります。

次に、小項目3、第2次行財政改革基本計画の考え方についてお答えいたします。平成29年4月に策定した第2次名寄市行財政改革推進基本計画では、改革の必要性として地方交付税の合併算定替えによる特例措置の終了による交付税の減少や生産年齢人口減少などに伴う市税の減少とともに、高齢化に伴う社会保障費の増加や公共施設の老朽化への対応など、これから市政運営には多くの課題が見込まれることから、引き続き健全な財政構造を持続できる改革への取組が求められるとされています。さらに、改革の理念として、行財政改革は財政の悪化や社会情勢の変化に対応して、組織の合理化、事務の効率化、職員数や給与

の適正化などの形で実施されるものとして考えられてきました。しかし、行財政改革は単なるコスト縮減を目指すものではなく、将来を見据えての市民の生活の豊かさを目指した自治を希求した活動でなければならないとされています。この文面から組織の合理化、事務の効率化を重視していないのではないかとの御質問ですが、ここに記されている内容は、まずは行財政改革を進める上での前提として、市民の将来を見据えた豊かなまちづくりが必要で、市民が安心して暮らし続けることが大切であることから、単なるコスト削減を目的とした行革であってはならないという意味として捉えており、決して組織の合理化や事務の効率化を重視していないわけではありません。実際に基本方針1、効率的で質の高い行政運営の推進では、コスト意識を持って行政運営に当たること、限られた財源を有効に活用するために業務内容を検証し、効率的かつ健全な財政運営を進めると示されていますし、主な推進項目においては行政組織と職員制度の見直し、事務事業及び業務改善が掲げられています。本市においては、こうした本基本計画に基づいた行財政改革を推進してきており、後期実施計画においては具体的な成果指標を示し、事業の進捗管理も行っているところです。さらに、予算編成方針においても徹底的な行財政改革に努めることとして、事業の選択と集中の実質化を念頭に一つ一つの事業の意義、手法、効果を根本から見直すこと、また主要施策であっても新規で予算計上する場合は必ず既存事業の廃止、縮小、整理、統合などの見直しを行い、その財源を確保した上で必要経費を計上することと全職員に対し方針が示されております。こうしたことからも、決してコスト削減を目指していないわけではなく、市民にとって真に必要なものは何か、市民の幸せのためにはどうすべきかを念頭に持続可能で健全な財政基盤の確立となるよう行財政改革の取組を進めているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） それぞれ御答弁いただきました。時間の許す限り再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、数値目標に関してです。今年9月の議員協議会で示されました名寄市行財政改革取組方針において、行政サービス維持に職員は不可欠で、人材確保は急務というふうな表記がございました。これは、もっと職員の数を増やす必要があるというふうにも読み取れたところなのですけれども、これは職員の数を増やす必要という判断をする前に、今いる職員のスキルアップを図るという方向に向かないのかなというふうに単純に疑問として思ったわけです。職員一人一人のスキルアップ、能力を向上させれば、仮に職員の数が減ったとしても行政サービス維持は可能であるというふうに考えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 穎君） もちろん職員の人材の育成というところもすごく必要なことだというふうに思っておりまして、さきの答弁でもお答えさせていただきましたけれども、これからは人材確保並びに育成に向けた基本方針に向けても作成を検討しているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） できる限りスキルアップ、能力向上に向けて取り組んでいただければ、少しでも少ない人数で住民サービスの維持をすることができますというふうに思います。

続いて、地方公務員の生涯賃金が総務省の調べによりますと2億8,000万円というふうになっております。今後の賃金上昇とかを考えると、1人約3億円生涯で賃金を受け取るという計算になると思います。このことは、職員を1人採用するということは3億円の買物をするということとほぼ同じような意味を持つのではないかというふうに思っています。今人口が減り続けて、予算規

模も縮小し続ける中、中長期的な数値目標を定めることは喫緊の課題ではないかと思いますが、お考えをお聞きいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 私は人材確保についてそのように1人当たり幾らって、買物とは全く同じように思っておりませんが、やっぱり将来的に今のこの財政状況の中で業務量を見据えて、市民サービスの維持、向上に向けては適正な職員の定数管理は、先ほどもお話ししましたとおり、必要だというふうに考えてています。ただ、ここについては、昨年の答弁とも同じになるかもしれない、繰り返しになるかもしれませんけれども、現状毎年度各職場におきまして組織機構の課題を整理しながら、その中で出された組織の見直しですか、人員配置の要望など意見を基に今そういうものの中で検討委員会等の中で職場の状況を的確に把握しながら、組織の機構や人員配置に反映するように取り組んでいるところでございまして、働き方の変化ですか急速なデジタル化などなどの業務の改善に向けた取組など、すごく自治体の業務内容や手法も大きく変化している状況であります。そのため、適正な行政サービスと組織の規模の在り方というところにつきましては、単に定数管理の側面だけではなくて、業務内容や手法と併せて総合的に考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） そこで、昨年もちょっとお伺いしたことの繰り返しになりますけれども、職員の数値目標についてはいつまでに作成というような時期的な目標が現在あるのか、それとも去年のままなのかどうかについて、去年の御答弁のままなのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 具体的に定数目標をいつまでにというところの目標は今のところ設けてはいませんけれども、当然この行財政改革推進

基本計画も来年度で終了となりますので、併せて今第3次総合計画の策定のほうを進めています。その第3次総合計画の中におきましても、この改革というところも一つやっぱり視点が関わってくるというふうに思っておりますので、そのような総計の考え方を基にこの行財政改革基本計画の見直しについても、見直しの中においてもこういった職員数の数値、適正管理に関わるところについては必要な議論だというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） 職員の数値目標については、一応そういう形で現在考えておられるということで私のほうも了解をいたしました。

次に、働き方改革についてでございます。今総務部長からも具体的な取組について幾つか挙げられたところでございますけれども、具体的に効果を上げているというか、実際に働き方改革で一番目安となるのは超過勤務時間が一つの目安となるのではないかと思いますけれども、令和7年は今途中ですけれども、令和6年、令和5年、私の記憶で1人当たり1か月平均およそ8時間ほどの超過勤務時間だったかなというふうに記憶しております。超過勤務時間について現在、7年度途中ですけれども、変化が見られるかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 7年度と言われると同じぐらいなのではないのかな、ここでは曖昧なことは言えませんので、ちょっと7年度については数値持っていないけれども、6年度の計画でいくと、今1人当たり8時間を目標にしているのですけれども、実績として8.2時間だったような気がしていますが、その前から比べてたしか少なくなっている……ここもちょっと曖昧なこと……確実なのが4.5時間以上超過勤務をされた方が令和5年度が延べ80人いたのですけれども、令和6年度につきましては42名となっているとい

うことから、45時間以上の長時間勤務の方々は少なくなっているという状況だけは、これは確実な数字かというふうにお話しさせていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） 働き方改革については、引き続き進めさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、職務専念義務についてです。先ほど総務部長から現状ルールは設けていないけれども、今後実態を把握してルールづくりをというような趣旨の御答弁だったかと思います。大変前向きな御答弁をいただいたと思っておりますけれども、このこととやっぱり今後敷地内の喫煙所の廃止に向けてについてもぜひ御議論いただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 敷地内の喫煙所の関係につきましては、前回も、昨年の議会でもお答えさせてもらいましたけれども、受動喫煙の防止に向けて今対策をしていくことから、現状はこのままというふうに考えておりますけれども、今後の扱いにつきましては、状況見ながら庁内の中でも研究していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） 現状例えればたばこを吸う職員が庁舎の外に出て喫煙する。1回当たり数分、あるいは10分ぐらいかかるのかなと思いますけれども、それが1日何回も繰り返されると、やっぱりそれなり……自席から離れるということは、実際休憩時間にも等しいというふうに考えています。本当にたばこ吸う職員だけが休憩ができる、たばこを吸わない職員が休憩ができないというような不公平感があると思いますので、たばこを吸わない職員の観点に立って今後も施策といいますか、勤務時間中の喫煙、あるいは庁舎内の喫

煙スペースのことについて庁内での御議論いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、小項目2番目に移ります。選択と集中についてでございます。今具体的な実例について子ども・子育て関連、それから学校教育関連での選択と集中をやったということ、または地域おこし協力隊についても集中してやったというような御答弁でございました。ただ、そのことがあんまり、これを選択したのだ、これに集中したのだということが外部向けにちょっとあんまりPRされていないような認識を私持っていましたので、ぜひそこは今後、来年度予算においてぜひこういう部門を選択しました、集中しましたということをPRすることが大事だと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 7年度予算におきましては、先ほどお話をさせていただきました子ども・子育て施策に対し選択と集中をさせていただいたということにつきましても予算委員会や予算の記者発表の中ではお話をさせてはいたでいたかなと思うのですけれども、改めてしっかりと皆さん方に分かるような形で周知に努めていきたいなというふうに思います。令和8年度におきましても、今年については集中的重点事項というのも示しているところでございますので、そういった観点からも、ただ今回につきましては骨格予算になりますので、その辺の見せ方含めながら市民の皆さん方に分かりやすい周知に努めていければというふうに考えているところです。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） 個別の施策については、今後ともぜひそういう形で選択と集中を進めていただきたいというふうに思います。以前私が、ちょっと去年だったかおととしだったか失念しましたけれども、加藤市長に対する質問で町なか活

性化と拠点化構想、大きなプロジェクトが持ち上がっていますけれども、これどっちもやるのですかということをお伺いしたら、どっちもやるのだというふうな御答弁だったように記憶しております。選択と集中というからにはもっと大きなプロジェクトについて、例えば優先順位を決めて、どっちを選択するということではなくて、どの事業を優先するのだということを、今の名寄市の財政状況を考えると必要があるのではないかと思いますけれども、これはぜひ市長としての政治的な責任において大きな事業の優先順位を決めるべきだというふうに思いますけれども、この点について市長、何かお考えありましたら。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今例に出していただいた拠点化構想と町なかの活性化ということで、それぞれ特色が違っていて、それぞれ重要な事業だというふうに思っています。いずれにしても、これ両方の事業とも名寄市だけで踏ん張ってやるという事業ではなくて、当然民間の皆さんの活力もいただきながら、あるいは公共施設の老朽化における再配置の問題もありますので、そうした機能を町なかに移していくという、その流れの中で事業を組み立てていくということになろうかと思います。いずれにいたしましても、優先順位をつけるという話はしっかりとこれ受け止めて、今後どのような形で事業を、ほかにもいろんな事業もあると思いますので、そのスケジュール感等、できる限り分かりやすく市民の皆さんに示すということは御提言として受け止めさせていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） 市長のお考えを伺いました。それで、令和8年度予算編成方針におきまして、今年度の行財政改革の取組方針として選択と集中の実質化を目指すため職員一人一人が前例にとらわれない財政の見直しを行い、一般財源ベースで5億円削減という指示を出されていました。

これ一人一人にやりなさいよといつても、それぞれの職、ポストといいますか、それぞれの責任の持ち方が職員一人一人違いますので、例えば部長と係員が同じ責任において仕事ができるかって、決してそういうことではなくて、やっぱりまず先ほど言ったように、市長が政治責任において政策の優先順位を定めると。その方針に従って各部、各課がそれぞれの持分、役職に応じた選択と集中に取り組むという指示の出し方でないと、なかなか一人一人の力の発揮のしようがないのではないかなどと思うのですけれども、この辺内々にはそういう具体的な指示は出されているのだと思いますけれども、これを一人一人前例にとらわれない大胆な見直しがなるべくできるような働きやすい上からの指示を出すことが必要ではないかと思いますが、その点お願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 東川議員の昨日の質問でしたか、予算訓令の話が出てまいりましたけれども、この予算訓令の中でも改めて一般財源で5億円の削減ということと、その上でこの事業をやっていくのだよということ、なかなか時期的なものもあるので、そんなに具体的なちょっと踏み込みはできていないところあるかもしれませんけれども、今後の事業については特に強調してやりましょうというような指示を出させていただいているところであります。今回は、今年度の早い段階から行革については特にここにいる部長さんを中心にななり議論させていただいて、いろんなやり方あるのだと思います。先ほど言ったように、シーリングを設けるだとかというやり方もあるのかかもしれませんけれども、まずはそれぞれの部長さんにしっかりとそれやらるべきことをまずやっていた中での積み上げで5億円をというような話もさせていただいて、それぞれの部長さんが動画撮って、各職員に強いメッセージを出していただいて、それぞれの部長さんがリーダーシップを発揮しながらこれをやっていこうということ

で確認をして進んでいるところであります、そうした取組をしているということで御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） 先ほど各部ごとにシーリング設けているかという質問の趣旨は、仮に設けているとすると、なかなか部をまたがったような大胆な政策チェンジといいますか、予算の増減といいますか、予算が硬直化してしまって、なかなか大胆な行財政改革ができないのではないかというふうに危惧があったものですから、確認させていただきまして、シーリングは設けていないということでしたので、私のほうはちょっとそれはそれでよかったなというふうに思っていたところです。昨日も旧風連と名寄との合併の話がちょっと出ました。ちょうど今年合併から20年です。旧風連町民の当時の多数の賛成意見、住民投票の結果2対1というような結果だったそうでございますけれども、そういう経緯もあって合併したことでも私最近になって知りました。今さら風連が、名寄がといって、これはそんなこと言っている場合でもないですし、今の子供たちは合併の経緯なんか知らない子供がほとんどです。将来の名寄市を背負っていく今の子供たちに将来どういう名寄市を残すか、今その岐路に立っているというふうに思っています。財政が破綻したときに一番の被害を被るのは市民です。これは10年後、20年後の人口推計を考えながら名寄市に何が必要なのかを考えいかなければなりません。本当に必要なものは何なのか。人口が2万5,000人を割り込んで、今後も減り続けるという自治体において、例えば小中学校が幾つ必要か、学区の見直しはどうなるのか、プールとかパークゴルフ場、スキー場など体育施設、文化施設がどれだけ必要なのかということをまさに選択と集中によって厳選していかなければならない時期に入ったと思っています。このことについて、先ほどから市長からも選択と集中についての意気込みをさら

にお伺いをしたところですので、選択と集中は以上で終わりたいと思いますけれども、9月の議員協議会において示された名寄市行財政改革取組方針にあったのですけれども、名寄市全体として誰かが何とかしてくれるという空気感で、当事者意識がないという記載がありました。これはかなり踏み込んだ表現だったと思いますけれども、実態が恐らくそうなのであれば、これはちょっとゆるしき事態だなというふうに思っています。このことについて、当事者意識を今後どういうふうに醸成していくかについて、総務部長でもよろしいですし、市長でもよろしいのですけれども、何かありましたらお願いします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 先ほどの予算の見せ方とももしかすると関わってくるのかもしれませんけれども、合併から、議員のほうもお話しいただきましたけれども、20年間がたったところを含めていくと、今の現状をしっかりと、名寄市の状況をしっかりと理解していただくような手法がやっぱり必要なのかなというふうに思っています。それが今進んでいる3次総計の議論の中においてもそういったことをしっかりと伝えさせていただきたいと思っていますし、今様々な観点でアンケートのほうも進めさせていただいて、その結果も一部これから分析等していくのかなというふうに思っているところでございます。そういったことで、名寄市がしっかりと存続して、そこに住む市民の方々がいわゆるウェルビーイングが向上するような取組についてしっかりと取り組むということをこれからもどのような対策を取ってやっていくかというところを広く周知、皆さん方で協議していくことが大切なのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） ゼひとも今後当事者意識を醸成していただく取組を進めていただきたいと思います。

続きまして、小項目3番目に移ります。第2次行財政改革推進基本計画の基本的な考え方でございます。これ合理化、効率化、給与の適正化などが行財政改革だというふうに思われてきたのだけれども、しかし単なるコスト縮減を目指すのではなく、市民の生活の豊かさを目指した自治を希求した活動でなければならない。これはまさしくそのとおりだとは思いますけれども、やっぱりこれは合理化、効率化は否定していないのだというような御答弁ございました。ただし、これ基本的な考え方として明文化されているものですので、次の基本計画、今後、今の計画は令和8年をもって終了するというふうに思いますけれども、来年度に入ればすぐ新しい基本計画をつくっていく作業に入ると思うのですけれども、私は効率化を目指しながらも豊かさを目指した自治を、これは両方実現していかなければならないものだというふうに考えますけれども、今後やっぱりちょっとそういうふうな書き方に改めたほうがいいのではないかと思いますけれども、その辺いかがお考えですか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 先ほどの答弁でもお答えさせてもらったのですけれども、決して今もそういう考え方で進めているというふうに、この計画でもそのように書かれているものではないかなというふうに私は読み取ってはいるのですけれども、分かりづらい表現であるということであれば、次の計画を策定する際には皆さんにしっかりと理解していただけるような文面に心がけていきたいというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聰議員） ゼひ分かりやすいといいますか、私もしかしの意味については、家にちょっと辞典がなかったもので、図書館まで行って、いろいろ大きな辞典とか引っ張り出して、いろいろ調べたのですけれども、やっぱり先行の事柄に對して既に述べたことを、両立し難いことを述べ

るのに使うとか、そういう言葉だというふうにどの辞典見ても書いてありましたので、ぜひ分かりやすい表現を使っていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、以上行財政改革により合理化、効率化、または人件費の抑制を図って、政策的な経費をなるべく捻出して、さらに選択と集中によりこれを具現化することで、将来に希望の持てる名寄市をつくり出すということが今必要だろうというふうに考えています。そういう趣旨で今回の質問させていただいたのですけれども、これは昨日5期目の出馬を表明された市長へのエールと受け取っていただきたいというふうに思っています。全体を通して市長から御意見なり感想などあれば伺って、質問を終わりたいと思います。まだ10分ほどあります。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 激励というか、質問ありがとうございます。昨日も述べさせていただきましたけれども、令和8年度はまずは一般財源5億円という話しましたけれども、そんなものでは済まないぐらいのやっぱり大きな改革が今後必要になってくる、まさに大きな転換期でありまして、最後にも述べましたけれども、これ決して私の思いつきは私だけでできる話ではなくて、ここにいるまずは議員の皆さん、そして市民の皆さんにも職員にもしっかりそこを十分認識していただいて、しかし前に進んでいくこうということでございます。改めて今回いただいた質問というのはそういう意味では大変意義があることだというふうに思っていますし、こうした非常に厳しい状況なのだと。しかし、そこと市民サービス、あるいは市民の幸せと両立していくためにみんなもっと当事者意識を持って、またみんなで知恵を出してまちづくりを進めていく、そんな機運を高めていくということがまさに重要だというふうに思っております。私もいろんな場面でまた市民の皆さんとも対話をし、また時には発信もしながらみんなで一丸とな

ってこの機運を高めていくべくしっかりと邁進をしていきたいというふうに考えておりまして、今後ともぜひ御指導いただければと思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聰議員の質問を終わります。

子育て環境日本一を目指して外1件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大項目で2点質問をさせていただきます。

最初に、大項目1、子育て環境日本一を目指して、小項目で4点お伺いいたします。第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度から令和11年度）では、基本目標1、子育てと就労が両立できるまちの施策目標として、市や民間事業者、住民など様々な主体が多様な保護者ニーズに対応して、きめ細かいサービスの充実に努めますと明記されています。

そこで、小項目1、多様なニーズに対応した保育等の充実についてお伺いいたします。年間を通じた待機児童の実態とその対応についてお伺いいたします。

複数の乳幼児を有する家庭の皆さんからは、負担を軽減する取組として兄弟、姉妹と同じ保育所等に通わせたいとの声が寄せられています。対応の状況と市の見解をお伺いいたします。

また、一時保育、延長保育、病後児保育の充実について、名寄市の特徴的取組についてお伺いいたします。

小項目2、こども誰でも通園制度による具体的な取組について。令和8年度から法定義務化される乳児等通所支援事業について、保育士の負担増など現場の受け入れ態勢に心配はないのかどうか、名寄市の体制についてお伺いいたします。

小項目3、地域で支えるファミリー・サポート・センター事業について。延長保育や一時保育を

支える上でも有効なファミリー・サポート・センター事業を継続していくためには、やはり提供会員の増加が不可欠であると考えています。市としての対応策についてお伺いいたします。

小項目4、子供の遊び場環境について。にこにこらんどの利用については、利用実態について保護者から様々な声が寄せられています。その中には、事前予約制については廃止を求める声も上がっています。にこにこらんどの掲示板には、締切り時間を過ぎても定員枠内なら入場ができますので、窓口で受付くださいとの貼り紙がありますが、市のホームページでは利用方法は事前予約制となっていました。見解をお伺いいたします。

最後に、居心地のよい授乳室についてお伺いいたします。授乳室設置について配慮されている点についてお知らせください。

次に、大項目2、中心市街地活性化の取組について。JR名寄駅やバスターミナル等の交通拠点や医療施設が立地するなど、中央地区は古くから名寄の中心としての機能を担っており、重要な地区であると言えます。名寄市立地適正化計画では都市機能、居住の立地適正化に関する誘導方針として4つの観点から方針が示されていますことから、以下の項目についてお伺いいたします。

小項目1、駅前通りに人の流れをつくり出す取組について。名寄市総合計画（第2次）の期間内、フェーズ1における公共施設等再配置計画の見通しと誘導方針に沿ってすぐにでも取り組むべき内容について市の見解をお伺いいたします。

小項目2、空き店舗の活用について。立地適正化計画の中で拠点での新たなビジネス展開を促進と記された誘導方針②に沿って、若者のチャレンジショップ等、空き店舗の活用を進めていく施策が求められると思いますが、具体的な取組状況と今後の計画についてお伺いいたします。

また、リノベーションまちづくりに対する市の見解をお伺いいたします。

小項目3、ベンチプロジェクトについて。出か

けたくなるまち、いつまでも自分の足で歩けるまち、つながりのあるまちを目指し、ベンチプロジェクトに取り組む自治体が全国に広がっています。1年の半分近くが降雪期にある名寄市では課題もありますが、中心市街地に人の動きをつくり出すためには、時に座って一休みできるベンチは有効であると考えます。御見解をお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 山崎議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2の小項目1と3については総合政策室長から、小項目2については経済部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、子育て環境日本一を目指して、小項目1、多様なニーズに対応した保育等の充実についてお答えいたします。保育所等に入所できない待機児童について令和6年度当初ではゼロ名となりましたが、その後保護者の育児休業明けなどで入所希望が増え、最大16名のお子様について待機をいたしましたところです。令和7年度当初では待機児童がゼロ名となり、令和6年度の途中で待機をいたしたお子様につきましても入所いただき、待機児童が解消されたところですが、今年度につきましても本日現在待機をいたしているお子様は8名となっており、今後も育児休業明けの時期によりましては待機児童が増えることが想定されます。待機児童の解消には保育士や保育教諭の確保が必要となります。募集してもなかなか応募いただけない状況となっております。こうした中、これまで保育士等就職支援給付金、保育士等宿舎借り上げ支援補助金を実施するとともに、今年度につきましては名寄市立大学社会保育学科と連携をし、市立認定こども園あいあい及び東保育所におきまして学生アルバイトを受け入れることで、実際の保育現場を身近に感じてもらうことで就労につなげる取組を行っているところで

あり、学生の応募につながっているところでございます。こうした取組を通じて、引き続き待機児童の解消に向けて保育人材の確保に努めてまいります。

複数の乳幼児を有する家庭の負担をなくす取組として、兄弟、姉妹を同じ保育所等に通わせたいとの声が寄せられているとの御意見をいただきました。本市では、南保育所及び西保育所を統合する形で令和6年4月1日に名寄市立認定こども園あいあいを開設いたしました。名寄市立認定こども園の開設に当たりましては、将来の人口推計や財政負担を考慮し、地域の資源である民間の幼児教育、保育施設の活用も見込んだ上で、利用定員を150人としたところでございます。また、市内の民間施設では、3歳以上児の受入れについては一定数確保されているものの、3歳未満児については保育士を多く配置する必要があることから、受入先が少ない状況にあります。そのため、民間施設で受入れが難しい3歳未満児について公立施設で受け入れる必要があることから、東保育所において3歳未満児を重点的に受け入れる体制を整備したところですが、3歳未満児の受入れについては3歳以上児に比べて多くの保育士を配置する必要があります。現在の公立施設の保育士数を考慮した際、3歳以上児を受け入れる体制をつくることができないため、3歳児となる際は他園に移籍をお願いしているところでございます。こうした状況の中、兄弟、姉妹が同じ保育所等に在籍できないという状況にあることは承知しているところでございます。本市の取組といたしましては、名寄市立認定こども園あいあいに3歳未満児で入所したお子様が3歳以上児に上がる際、御兄弟が民間の施設を利用している保護者に対し同じ施設を利用することをお勧めしておりますが、実際の移籍にはつながっておりません。引き続き御家庭の負担を軽減する取組として、他の民間施設を利用する御兄弟がいる保護者に対し移籍を勧めてまいります。

次に、一時保育、延長保育、病後児保育につい

てお答えいたします。本市においては、一時保育は3施設、延長保育は幼稚園における延長保育も含めて8施設で実施しております。病後児保育は、委託していた幼児保育施設の看護師、保育士の不足等により令和7年度は事業実施の予算化はしていない状況にございます。また、利用方法の煩雑さにより、ここ数年実績がほとんどありませんでした。いずれの事業も人材不足により民間施設も含めて提供体制の確保が難しくなっております。とりわけ病児保育事業等については、一定のニーズはあると認識しているものの、預かった子供の病状が急変した場合に重大な事故にもつながりかねないことから、専門的な受入れ態勢が必要となります。現状では難しいと考えているところです。

次に、小項目2、こども誰でも通園制度による具体的な取組についてお答えいたします。令和8年4月から新たな子供支援策として、保育所などを利用していないゼロ歳6か月から3歳未満の子供を対象に一月10時間を上限に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が全国一律で実施されることとなります。本市の取組としてどのくらいの御家庭が本制度を利用するのかを把握するため、令和6年度に対象児童を持つ御家庭向けにアンケート調査を実施してまいりました。アンケート調査ではゼロ歳で66.7%、1歳で48%、2歳で42.9%の方から利用したいとの回答をいただいたことから、令和8年度におきます1日当たりの利用の量の見込みを5人としたところでございます。提供体制につきましては、公立施設のみの実施では想定しているニーズ量を充足することが難しいため、民間の施設にも御協力をいただきたいと考えております。令和8年4月の本格実施に向けて、こども家庭庁では本年7月18日と10月10日に検討会を開催しておりますが、本事業の実施に係る交付金の公定価格は国の予算編成過程において決定をするとされていること、利用料の考え方につきまして

は今後整理の上、通知するとされていることや事業の従事者が受講すべき研修内容が定まっていないことなど、事業実施に当たって検討すべき内容が十分に示されておりません。こうした中、民間事業者に対し現在国から示されている内容を基に説明会を開催するなど取組を進めているところであります。また、誰でも通園制度の実施に当たっては、単に子供を預かるだけではなく、子供の成長を促す保育計画の策定や保育後の評価のほか、保護者と子供の過ごし方や成長などについて情報共有を行うこと、保護者の育儿不安に対する相談支援も行う必要があること、人員配置基準に基づき最低2名以上の職員配置が必須となっていることなどを考慮した体制の構築に努めてまいります。

次に、小項目3、地域で支えるファミリー・サポート・センター事業についてお答えいたします。ファミリー・サポート・センター事業は、子供の預かりなどの援助を受けることを希望する御家庭と当該援助を行うことを希望する支援者がそれぞれ会員となって、相互援助を行う事業となっており、本事業における会員の募集、登録や会員相互のマッチング、会員のサポートを担うアドバイザーの配置など、運営業務は名寄市社会福祉協議会に委託しているところです。令和7年10月末現在の会員数は利用会員が192名、提供会員が18名、利用も提供も行う両方会員が17名となっております。議員御指摘のとおり、利用会員に対して提供会員が少ない状況となっており、また登録をいただいている提供会員、両方会員の中には仕事をされている方もいらっしゃることから、実際受入れが可能な提供会員は登録数よりも少ない状況であると認識しております。こうした中、本事業の周知を目的に地元紙や名寄市社会福祉協議会だよりの掲載、幼稚園や小学校などを通じたチラシ配布などに取り組んでいるところですが、提供会員の扱い手は横ばいとなっております。実際

に子育て家庭からは提供会員が少なく、利用しづらい等の声をいただいているところであります。委託先である名寄市社会福祉協議会と連携するとともに、様々な機会を通じて制度の周知を図ることで提供会員の担い手を増やし、利用しやすい体制の整備に努めてまいります。

次に、小項目4、子供の遊び場環境についてお答えいたします。にこにこらんどの利用に当たっては、利用者数の把握、混雑に伴う事故防止の観点から近隣の同規模他施設を参考に利用定員を100名としたところです。また、開設当初にどのくらいの利用があるかが見通せなかったこと、利用定員を超える利用希望があった際に入場をお待ちいただくことや退場者が発生したときの入場待ちの御家庭への案内は円滑な運営に支障を来すおそれがあったことから、委託業者と協議をし、事前に利用予約をいただく形としました。利用予約に係るシステムにつきましては、委託業者におきまして構築をしていただいたところですが、当該システムは各クールの開始時間後は予約ができない仕様となっており、委託業者と開始時間後も予約ができないか協議をしたところ、当該システムの改修ができないことから、定員に空きがあれば受付窓口に申し出いただければ入場できる対応とさせていただいたところでございます。このようなことから、にこにこらんどの利用につきましては利用者数の把握、混雑に伴う事故防止の観点から事前予約をいただいた方に優先に利用いただくということが基本的な考え方となりますので、市のホームページ上では事前予約制とさせていただいたところです。ただいま議員からも御指摘いただいたとおり、事前の予約がない場合についても利用が可能であるということについて市のホームページの記載内容も見直してまいりたいと考えております。

次に、居心地のよい授乳室について御質問いただきました。授乳室につきましては、北海道の福祉のまちづくり条例において公共的施設等の多数

の者の利用に供する部分の構造及び設備に関して整備の基準が定められており、同条例施行規則第4条におきまして授乳及びおむつ替えの場所に関する基準が定められております。基準といたしましては、建築物内には必要に応じて円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設け、かつ当該場所にはベビーベッドなどを設けるとともに、出入口付近にはその旨を表示することとされております。また、北海道が推進する赤ちゃんのほっとステーションの要件では授乳、搾乳とおむつ替えの両方の行為ができる設備を有しております、希望者が無料で利用可能である場所とされております。基準といたしましては授乳、搾乳のためのスペースと椅子などの基準設備があり、利用者のプライバシーが十分に確保されていること、おむつ替えが容易に行えるようベビーベッド、ベビーシートなどが設けられていること、手洗い用の洗面台、消毒液などの設備があること、衛生面に配慮され、定期的に清掃が行われていることとされており、市内における北海道赤ちゃんのほっとステーション登録施設は公共の施設で5施設、民間の施設で3施設となっております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 私からは、大項目2、中心市街地活性化の取組について、小項目1、駅前通りに人の流れをつくり出す取組についてお答えいたします。

本市では、名寄市立地適正化計画において都市計画区域に対して住宅などの居住機能を誘導する居住誘導区域と医療施設や商業施設などの都市機能を誘導する都市機能誘導区域を設定し、コンパクトなまちづくりを推進しており、名寄市公共施設等再配置計画では公共施設の効果的な配置などについて検討しているところです。公共施設等再配置計画におきましては、令和4年度から令和8年度までをフェーズ1の期間とし、この間交通アクセスや生活利便性の高いJR名寄駅から市立総

合病院までの通りをメインストリートに位置づけ、中心市街地に人を呼び込むための施策として図書館機能を有する複合施設整備に向けて議論しておりますが、中学校の改築、改修、東病院の町なか移転の検討などが進められたことにより再配置計画フェーズ1対象施設の整備年次などにそれが生じている状況であります。また、複合施設整備につきましては、2つの候補地を選定し、検討を進めておりますが、土地が民有地であることから、交渉が難航している状況であります。中心市街地は、近年商店街の空洞化等により生活利便性の低下が課題となっております。現在策定を進めていく次期総合計画に向けた各種アンケートや各団体の意見交換、市民ワークショップにおいても、様々な意見が寄せられているところでございます。引き続き公共施設の再配置の議論を進めるとともに、空き家や空き店舗の有効な活用など、商工会議所やまちづくり会社など関係機関と連携を深め、誘導方針に沿った官民連携の取組を推進していくことが必要であると考えております。

次に、小項目3、ベンチプロジェクトについてお答えいたします。中心市街地にベンチを設置することで、休む場所があるとまちに人が増える、休まず歩き続けることが困難な高齢者なども自分の歩く範囲が広がる、商店街と行政が連携して取り組むことでつながりができ、住みよいまちになる等の考えからベンチプロジェクトを実施している自治体があることは認識しております。本市におきましてもウォーカブルな中心市街地形成に向けた都市機能誘導区域を設定することとしており、自動車がなくても快適に暮らせるまちづくりを目指しております。高齢者や子育て世代、学生などの休憩や憩いの場として、一つの取組としては有効であると考えますが、雪国寒冷地であるこの地域におきましては道外と比べてベンチの設置期間が短く、また設置する場合には管理費用や管理体制について商店街や地域住民の理解と協力は必要不可欠であると思います。まずは、中心市街

地の空き家や空き店舗の有効な活用など生活利便性を向上させ、市街地に行きたくなるような取組を優先する必要があると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは大項目2、小項目2、空き店舗の活用についてお答えいたします。

市内事業者においては、後継者不足や消費者構造の変化などを受け減少しつつあり、特に中心市街地である商店街においては空き店舗が増加している状況にあります。こうした状況を踏まえ、名寄市中小企業振興審議会における議論では、チャレンジショップなどスモールスタートでの起業を含め、幅広く創業を促すことや空き店舗の活用、中心市街地での創業を誘導するインセンティブの必要性など御意見をいただき、現在それらを踏まえ、中小企業振興条例に基づく支援制度について検討を進めております。また、創業に対するサポートを手厚くするため、希望する方の事業計画について名寄商工会議所、風連商工会による指導、相談など伴走型の創業支援について協議を進めております。現在営業を行っている事業所の事業承継におきましては、市内の関係機関と連携の下、事業承継、引継ぎをサポートする公的機関である北海道事業承継・引継ぎ支援センターの支援も受けながら事業所、店舗数の維持を目指していくと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、時間の許す限り再度質問させていただく中で、一部提案もさせていただきたいと思っております。

まず、大項目1についてであります。小項目1の多様なニーズに対応した保育等の充実のところで病後児保育の話をさせていただきました。子ど

も・子育て支援事業計画のほうで数字が入っていないということも十分承知していますし、この理由が手続の煩雑さから利用実態がここ最近なかつたというようなことも記載されておりましたので、そのとおりなのだろうなと思っておりますが、これこの後もずっと病後児保育、必要がないものというふうに考えるのは、私としては周りのお母さん方の話も伺っていて、どうなのがなというふうに思っているところであります。これについて、今後ずっと病後児保育はゼロという認識でいかれるのかどうか再度確認をさせてください。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） まず、手続の煩雑さといいますか、基本的には医師の事前登録をいただくということが大前提になっているのと、もう一点が利用される前に利用に当たっての医師の意見書というか、そういうものを用意していただくということを保護者の方に求めているというようなこともございまして、ここ数年利用につながらなかったというようなことがあるというふうに承知しているところでございます。また、実は病後児保育につきましては看護職も、先ほど申し上げましたように、配置をしなければならないというようなこともございまして、現状のところそこの委託をさせていただいている園では看護師の配置が難しいことと、かつ体制を整えることが厳しいということでできなかったのですが、今後未来永劫ずっとやらないということではなくて、病後児の必要性、病児も含めてなのですけれども、病児が必要なのか病後児が必要なのか。病児になると、もしかすると保育園というか、そういう保育施設ではもしかして厳しいという形になってくるというふうに思いますので、その辺のところは私ども今後またいろんな様々な計画をつくらせていただく中で検討していかなければならぬかなというのを思っているのが1点と、もう一点はお子様が体調が悪いときにお休みできないというような環境も、これはちょっと個人的な意

見になりますけれども、逆に言うと職場とかいろんなところでそういう親御さんにお休みいただけるような対応というようなことも、これは啓発になるかもしれませんけれども、していかなければならぬかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 部長から御答弁いただいた内容については、全くそのとおりだと思っております。ただ、病後児保育、病児については本当に子供たち、親のもとで安心して病気の間も育つていっていただけることが重要なことでありますので、病児についても大変なのですけれども、病後児については名寄市立総合病院がある、それから開業医も何件かいてくださる、そして名寄市立大学看護科がある、保育科もある等のことを考えると、やはり名寄市の子育て環境というところではやっていける方策をぜひ探っていただきたいなというふうに思つていての発言であります。

先ほど部長からは計画の中では今後も考えていかなければいけないことだと分かっているというような内容の御発言だったというふうに受け止めますので、ぜひとも周囲の、そのときに子育てをされている多くの方々の声を受け止めていただきたいなというふうに思っています。特に子育て環境ということに関しては、病気、それから病気の後安心して親が子供に関われるだけの職場環境、それは当然必要であると思っておりますが、それについても多くの課題がある中でありますので、トータルで物を考えていかなければいけないなというふうに思っています。先ほど看護師不足、それから医師の診断等のそういう書類の提出が必要であるというふうにお話がありましたけれども、何よりも一時保育、延長保育、病後児保育、そして小項目2で取り上げさせていただきましたこども誰でも通園制度、全てにおいてポイントになるのは、保育士の確保であるというふうに思ってい

ます。先ほど部長からは名寄大学の学生の皆さん  
がアルバイト的な形で現場に入ってくださっている  
取組の実態もお話しいただきました。これも本  
に重要なことであると思っていますので、この  
名寄市ならではの取組であるというふうに思って  
います。それはいっても、現場は大変混乱してい  
る状況があると思っています。この保育計画、小  
項目2ですけれども、こども誰でも通園制度に関  
わって保育計画、それから相談の対応もしなければ  
いけないということに関わっては、これは保育  
士を増やすという、そういう考え方で対応をされ  
る計画があるのかどうか、その点についてお聞か  
せください。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今定例会の1日  
目のときに新しい条例のほうも提案させていただきま  
して、可決いただきましたので、一部の準備  
行為は民間園さんも含めて今後進めていかなければ  
ならないかなというふうに思っているのですが、  
今議員からお話ありましたように、こども誰でも  
通園制度をもし実施するという形になってきます  
と、当然これ人員配置が必要となってきますので、  
それが条例等々でも定められておりますし、条例  
の前に国の基準省令で決まっているという形にな  
りますので、受け入れる人数に応じて人員の配置  
はしていかなければならないというふうに思って  
おります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ必要な定数、  
保育士さん1人に対してお子さん何人という基準  
が決まっておりますので、それに沿っての取組が  
当然されていくと思いますけれども、保育士でな  
ければできないという業務ばかりではないとい  
ふうに思っているところがございます。例えば1  
つの保育所に事務職が入ることで保育士の業務を  
軽減して、事務的なところは事務職が扱う、進め  
る、その中で保育士が本当に保育部門で力を発揮

していただく、そういうこともできるのではないか  
と思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） これ過去にも答  
弁させていただいたことあるかもしれません、  
今議員のお話あったように、保育教諭とか保育士  
のほかに実は子育て支援員という方を配置してい  
る園が数園ございまして、市内にも何か所かござ  
いますし、子育て支援員の養成講座といいますか、  
講座を受けていただいてということで、本市だけ  
ではちょっとできないものですから、実は旭川市  
さんのほうにお願いをして、名寄市分の枠を一部  
取っていただくなどの配慮していただいて、子育  
て支援員の資格を取っていただいて、保育士とセ  
ットになって、例えば補助的と言ったら変ですけ  
れども、保育所や幼稚園の運営に一部お手伝いい  
ただいている実態はございます。ですので、もち  
ろんその中には事務を兼務している方もいらっしゃ  
るかもしれませんし、子育て支援員専任でやつ  
ていらっしゃる方もいるかと思いますけれども、  
よくあるのが早朝保育とか、あとお残り保育とい  
うのですか、夕方6時以降とかの延長といいます  
か、遅くお帰りになられるお子様がいた場合につ  
いては、例えば保育士と子育て支援員がセットで  
対応するというような形もできる形になっている  
ようでございますので、そういう人材配置は園に  
よって対応させていただいていますし、それは民  
間だけではなくて、公立の園でもそういう対応さ  
せていただいている。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 既にやっていただい  
ているというところについて確認させていただき  
ました。保育士が不足しているという話は今始ま  
ったことではありませんので、どんどんそういう  
対応できる環境を広域的に進めていただきたいな  
と思っているのですけれども、子育てに関わると

ころずっと継続して調べさせていただいているのですけれども、ちょっと気になったところが、インターネットでの情報なのですけれども、出てきました。といいますのは、保育士の確保について、例えば大きなまち、東京23区ですとか、そういうところでは逆に保育所の、または幼稚園の定員割れが出ているという話なのです。大きなまちと名寄市のようなまちとで、保育環境を整えるということに課題が違うということが書かれておりました。うちの場合は、保育士が不足しているのです。でも、大きなまちは定員割れが起きていて、当然保育士の皆さんもその定員に沿っての保育士ということであれば、保育士の過剰な状況が生まれてくるのではないかというふうに推測するところあります。特に名寄市は杉並区と自治体の交流自治体締結、結んでおりますので、ずっとということではないにしても1年間、2年間とか杉並区で保育士をされていた方が全く環境の違う名寄市のような自然豊かなところで子育てに一度関わってみませんかというような、そういうやり取りの中で杉並区、東京、そういうところから保育士さんに来ていただくというような、そんなつながりを持つことはできないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 御意見としては承りたいかなというふうに思いますけれども、まず私介護の現場にもちょっと一部関わっていたときありますけれども、そういうようなことで実は東京なよろ会のほうに職員募集の案内を出させていただいたりというようなことも、出させていただいた経験もございますので、そういったことももしかしたら考えられるのかなというふうには思いますけれども、今のお話、保育士ばかりでなくして、医師も含めていろんな部分で専門職の偏在というのは日本国家的な課題になっているのかなというふうに思います。人材確保というのは専門職のところの部分だけではなくて、総体的な部分と

してもあるというふうに思いますので、議員からいただいた御意見につきましては御意見として受け止めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 杉並区という固有の自治体名を出させていただきましたけれども、本当に長い間積み重ねた杉並区との関係がございます。毎回機会あるごとに加藤市長をはじめとして民間の方たちも交流を深めてきていただいておりますので、そういうところで仕組みをつくる前にどういう状況が生まれるか話題にしていただくというところから始めていただくということも大事かなと思っておりますので、ぜひ加藤市長にはこの点頭の隅にとどめおきいただきたいと思います。よろしくお願いします。

ファミリー・サポート・センター事業のほうについて伺います。ファミリー・サポート・センター事業、部長の御答弁にもありました。やはり提供会員の増加がキーポイントかなというふうに思っています。提供会員、募集していただいているということについて、私は興味がありますので、周知不足というふうには思っていない部分もありましたけれども、なかなか御存じない方が多いのです。周知状況について再度詳しくお知らせください。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほども壇上でも申し上げましたが、繰り返しに一部なりますけれども、地元紙だとか社協さんの便りだとか、あと幼稚園や小学校を通じたチラシ配布などを行っておりますし、特に社協さん、お子さんだけではなくて、各福祉団体、本当子供さんから高齢の方々までの対応していただいておりますので、当然お子さんを育てていらっしゃる提供会員だけでなく、過去にお子さんを育てた経験のある高齢の方々とかというようなところにも一部周知は行っているというふうには認識はしております。ただ、

どういう形で今後周知していくことがより広がっていくのかということは研究していかなければならないかなというふうに思っておりますし、もう一点、ちょっと先ほども壇上でも一部申し上げましたけれども、過去に比べると保育所の希望者数が増えてきているというのもやはり働く親御様、父母の方々が増えてきているというようなこともあって、なかなか利用会員にはなれても提供会員になりづらいというのも、そういう働いていらっしゃる方が増えてきているというのも要因にあるのかなというふうに思っておりますので、そこら辺の働いている方々でもやり取りができるというような形も含めて、今後ファミリー・サポート・センターの提供会員の増に向けてはあらゆる方法を研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） あらゆる場面で提供していきたいという、その言葉に尽きるのだろうなというふうに思っています。社会福祉協議会の担当の方ともお話をしました。その中でもっとこのときにチラシを配ったほうがよかったのかなというような具体的な話も聞かせていただいておりますので、やっていただいていることを批判するとか、そんなことは全く思っていないわけでありますけれども、でも現実的に提供会員さんがなかなか増えていかないということに関して何とかしなければいけないと思うものですから、事前に利用会員と提供会員が顔を合わせてマッチングしておく場面というのが必要になってくるというふうに伺っておりますので、そういう機会が広く市民の方に分かるような場面でやっていただくこともいいのかなというふうに思っています。これならば私もできるですか、提供会員が女性である必要はないと思っています。そうですよね。男性でも提供会員になっていただけると思っています。ここちょっと確認させていただきますけれど

も、そういうことで広く地域の中で子供たちを支える、先ほど申し上げました一時保育ですか延長保育ですか病後児保育ですか、そういう保育所、それから幼稚園、公立、民間はありますけれども、そういうところで支え切れないところの支えをするのはやはり地域でなければできないと思っておりますので、ぜひともそういう機会をつくっていただきたいというふうに思っています。男性でも提供会員になれるかどうかの確認とそういう場面の設定についての見解をお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 1点目の性別に関する差というのは、設けていないというふうに承知しております。

もう一点が地域で支えるというところの部分で、まさに社会福祉協議会、地域福祉の第一線機関でございますので、社協さんとも協力しながら、もちろん委託先の社協さんだけにお願いするということではなく、私ども健康福祉部としても両輪になって、今後子供さんを支えるという形の一つであるファミリー・サポート・センターの事業がよりうまく回っていくように支えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） この件についても保育所の待機児童の件についても結構な声がいただけているのですけれども、こういう声は行政のほうにも届いていると思っています。その声を具体的に生かしていただくことを強くお願いしておきたいと思います。

次に、授乳室のほうなのですけれども、北海道のほうの8か所、公立5か所、民間3か所、道のほうのほっとステーション、赤ちゃんのステーションというのでしょうか、その取組もしていただいているということはインターネットでも出ておりましたけれども、名寄市内、いろいろ公共施設使わせていただいておりますので、行けば授乳室

どういう状況かなというふうに思って、見させていただきました。声としていただいている中にやはり清潔感と安心感は授乳室、特に搾乳もされるお母さん方いらっしゃることを思つたら、欠かすことができないというのは聞かせていただいています。当たり前のことかなというふうに思っていますが、中にはカーテンだけで仕切られている場所もあるのかなというふうに思っています。この点改善をお願いしたいと思いますが、行政としてできることに限りがあると言われるかもしれません、啓発だけはしっかり行つていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 民間もそうなのですが、特に公共施設における授乳室の設置につきましては、一部施設を除きまして専用の授乳室などは設置されていないのですけれども、今議員からあったように、例えば会議室の一部にカーテンを張りながら授乳スペースというのは確保させていただいていたりだと、依頼があれば空いている会議室などを利用していただくというような形を取らせていただいているので、必ずしもドアがあつたりだと鍵がかからなかつたりというようなところで一部御不便をかけているところの部分はあるかと思いますけれども、今それで例えば仮にカーテンがあったとしても、授乳中だとかということで実際中に入っている人がいらっしゃるということが分かるような工夫をしているものだというふうに承知しておりますが、今そういう御意見があったということですので、そういう対応していただいている各施設については、改めて清潔の保持も含めてそういう御意見があったということは伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） やつていただいているところは十分評価させていただきたいと思ひます。

がらも、やはり市民からいただく声については真摯に受け止めなければいけないなと思っているところでの発言であります、残念ながらよろーな交流センターには授乳室がありません。スポーツ施設、風連のB&G、それから改善センターにも授乳室がありません。当然小さいお子さん来られているのは見ていて、お母さん方困っていらっしゃるのも見ていています。そのときには、担当の方にちょっとこういうことでどこか場所を貸していただけませんかって声をかけると、快く引き受けてくださるので、それについては本当に地域が理解を示しているということであると思います。ところが、その状況が分からぬお母さん方もいらっしゃるわけで、どこかにこういうことができますよって、地域は応援していますよというような分かる表示をしていただけるとありがたいなと思っています。この点いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 過去の議事録を見ますと、山崎議員からは令和4年の1定にもこの御質問いただいているようでございまして、そのときに一部確認させていただいた部分もあるかというふうに思いますけれども、あれから3年、4年たつてくるということで、ただいま授乳室を設置していない施設においてそういうお声掛けをいただくというような御案内をさせていただいているのですが、それが一部漏れていますとか、案内が不十分だというところもしかしたらあつたのかもしれません。今回こういう御質問もいただきましたので、そういう掲示等も含めて改めて施設の所管課と協議の上、利用希望があった場合の対応方法だと、案内表示板の設置の取組についてどのように行つているのかというのを協議してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） よろしくお願ひします。本当に名寄市の施設の中で、例えば道立です

が、サンピラー交流館、とてもきれいな形で、安心して授乳も搾乳もできる授乳室を配置していただいております。表示もきっちとされております。そして、EN-RAYホールの授乳室もとてもきれいで、本当に授乳した後もちよつとゆっくりほつとできるような、そんな状況の授乳室だなということも確認させていただいております。ちょっとその中で気になったのは、男性の入室お断りという表示があるのです。今結構な男性が父親として子育てをされている場面も見ております。車の中でお父さんが後ろの座席で乳児を抱えて授乳をされている姿も見ております。声かけると、今日は僕が子育ての担当なのですってにこにこされながら言ってくださったこともあるのですが、搾乳は男性はしませんけれども、授乳室に男性が入らないというふうに思い込むというところが残念かなというふうに思っておりますので、必要であればそれは必要な表示ということになりますが、ちょっとその点も一度確認をしていただければありがたいなというふうに思っています。

大項目1について、すみません、ちょっと戻りますけれども、にこにこらんどについては、やはり予約制について、子供のことだから、なかなか、そのとき行きたいとか、予約してももう今日は嫌だって言ったりとかいろんなことがあるので、何とか予約ではなく入れるようにしてほしいという声は以前からかなりいただいておりまして、確かに予約でなくとも定員に達していないときはという項目もあるのですけれども、一部まだインターネットの紹介の中には予約制でという表示も残っておりますので、ちょっといろんなところのネット情報を確認していただいて、同じ内容の表示にしていただきたいなということをお願いしたいと思います。100名ということですが、100名超えるほどの活用の人数、遊んでいらっしゃるところを残念ながら私はちょっとまだ見ていないので、大丈夫かなと。そして、外から来られる方、札幌ですとか旭川から里帰りしてこられる方は、

あのにこにこらんどはすばらしいという評価です。ただで使わせてもらえる、こんなにありがたいことはないという評価ですから、評価も様々なわけですけれども、やっぱりせっかくあれだけ、2,000万円近くかけて年間運営しているところで、使っていただいて成果が現れるという施設ですから、使っていただきやすい方向で検討をお願いしたいと思います。それはお願いしておいて、大項目2に移らせていただきます。

大項目2のほうなのですけれども、中心市街地の活性化、取組ということで、何度か公共施設等再配置計画、いかがでしょうかという話しさせていただいているのですが、大変申し訳ありませんが、いただく答弁が毎回同じなのです。今できること、どんなふうに考えていらっしゃるのか再度お答えいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） なかなか次のステップの話がやっぱり今いただいたとおりできていないことについては、本当に申し訳なく思っているところでございます。今できること、していることということですけれども、これまた繰り返しの内容になってしましますけれども、今議員からお話をあったとおり、エリア的にも名寄駅から市立総合病院までがやっぱりメインストリートとしての機能を集中して、そこに人の密度を高めることを目指して取り組んでいかなければならないなというふうに、我々も同じ認識であります。御承知のとおり、ほぼ民有地ということになっておりまして、構想作成というお話をありましたけれども、そこの作成についてもちょっと今難しさがあるということ、それから大きなやっぱり方向性を掲げて、そして官民一体となって連携して推進していくかないと、本当に絵に描いた餅になりかねないなという、そういう危機感も我々も持っております。ここでは、力を発揮する存在としてやっぱり株式会社まちづくり名寄という存在がありまして、ここについては御承知のとおり名寄商工会議

所が筆頭株主、そして北星信用金庫、そして名寄市が出資している会社でございまして、これまでにも、これも御承知の話ですけれども、町なかの老朽化したビルの解体という実績があつたりですとか、あと王子マテリア名寄工場の倉庫の活用といった部分も、ちょっとなかなか行政では難しさがある事業についてもスピード感を持って着手していただきたいという実績もございますので、今後もやっぱり力強いパートナーとして連携して、今回の再配置についても進めていきたいというふうに思っております。町なかで今御商売されている方々も時代的になかなか厳しい状況、時代ではございますけれども、ありがたいことに飲食店など新規で出店していただける方も出てきておられますので、そういう方々がさらに意欲を持ってにぎわいをつくっていただけるようなコンセプト、そういうものを早急にやっぱりお示しをして、どのようなことをデザインしていくかなければならないのかといったことを、冒頭おわびしましたけれども、しっかりとお出しできるように今後進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 大きな財政を動かさなければいけない事業について、本当に令和8年度予算のこともこれだけ議論されている時期ですから、なかなか厳しいということは重々承知しています。今の部長の御答弁も、そういう御答弁が出てくることも想像しています。しかしながら、延びれば延びるだけ人はいなくなっているというイメージがあります。財政が厳しいということがモチベーションが下がるということにはしてほしくないなという、そうならないようにしていかなければいけないということはみんなが思っているところでありますので、では今できることは何なのかということについて御発言いただきたいなと思っています。やっぱり今できることというのは人がつながることではないかと思

っていますが、その点についていかがでしょうか。すみません。ちょっと抽象的過ぎて答弁できないですね。ごめんなさい。人がつながるというのは、例えばアスパラまつりですとかNスポーツコミュニケーションがやっている街なか運動会ですとか、そういうときには人が出てきて、あの通りにもぎやかになるのです。それは、1年に1回の大きなイベントではなく、小さなイベントであっても人がそこに集まれるようなことをつくるにはやっぱり人と人とがつながって、ベンチプロジェクトの話もさせていただいたのですけれども、本当に夏場の4か月間だけでも、季節のいいときだけでも何か人と人がつながって、手を打っていかなければ名寄市がどんどん寂しくなっていくということを考えていますので、そういう意味での人をつなぐ方策についてどのようにお考えなのかお知らせください。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 人がつながれるようなイベントということでございますが、ここは中心となっていただきたいというふうに思っていますのは、やはり地域の方々、民間の事業者の方々等含めて、いわゆるそういうつながりを持っていただけるようなイベントであったりとか、そういうにぎわいづくりといった様々な趣向を凝らしたものということを期待しているというところでございます。行政といたしましては、私経済部という立場から言いますと、そういう少しでもイベントを企画いただいたときの少し経済的な負担を軽減できるような、そういう支援メニュー、そういうものを活用いただくということを念頭に置きながらそういうものを予算化させていただいて、年間大体五、六件ぐらい活用いただいて、様々なイベントに生かして、活用いただいているというふうな、そういう実績もございます。ちょっと令和7年度に関してはまだ利用が少ない状況でございますけれども、そういうものを活用いただきながら、それをきっかけに人ととのつ

ながりということを形にしていただければなとうふうに思っております。また、これはまだどういうふうになるか分かりませんけれども、現在商工会議所青年部の皆さんのが中心となりながら、同世代の各団体の方に呼びかけをしながら、今後のまちづくりといいましょうか、今のまち、名寄市内の課題について様々な検討の場という形で、これ本当に主体的にといいましょうか、自主的にそういういった活動が見えてきたなというのもありますので、そういう活動も今後のにぎわいづくりであったり、いわゆる議員がおっしゃられるような人と人とのつながりといったものをさらに広げる、そういうことにつながっていくのではないかなどというふうに期待をさせていただいているところであります。

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和8年度予算編成に関わってを、川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大項目1点、令和8年度予算編成に関わって伺います。11月1日、令和8年度予算編成方針についての訓令が出され、作業が進んでいることと思います。本市の財政状況については、令和6年度決算から財政の硬直化がより一層進んでいる危機的状況であると述べ、令和7年度においてもこれまでにない厳しい財政状況の下での予算編成となつたとしています。特に基金については、このまま毎年度の財源不足分を取り崩し続ければ数年で枯渇する危機的状況に直面していると述べ、選択と集中の実質化を目指すため前例にとらわれな

い大胆な見直しを行い、一般財源ベースで5億円削減の目標を掲げました。これに対し、市民からは不安の声が聞かれています。国政では、物価高騰対策は見えず、消費税の減税は期待できず、医療費の抑制などが進み、暮らしの先行きが見えづらい状況にあります。そんな中で、名寄市は5億円の削減を目標としています。人件費の削減や冬の雪対策、高齢者支援など削られるのではないかと不安を感じています。そこで、次の4点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

小項目1、出を量り入るを制することについて伺います。財源の原則は、出を量って入るを制すことではないかと私は考えます。現状では、収入の範囲内で予算を組むという入るを量って出を制するとなっています。ですから、事業の見直しや削らなければならない状況にあります。訓令の中では、市民にとって真に必要なものは何か、市民の幸せのためにはどうすべきか改めて議論を重ねと言われています。そのためには、入るを制することが必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

小項目2、DX、デジタルトランスフォーメーションの強力な推進について伺います。行政サービスにおいて複雑化、高度化する社会に対応した業務遂行が求められています。しかしながら、行政における人材の不足は既に発生しており、DXの強力な推進が不可欠としています。市民サービスオンライン化手続などによる市民サービスの向上も併せて進めていくとされています。自治体の使命は、住民の福祉の増進、地方自治法第1条の2です。手続等のオンライン化は必要と考えますが、それを利用できない市民へのサービスや強力に進めることについて危惧されます。お考えをお聞かせください。

小項目3、行政における人材不足に対する考え方について伺います。行政における人材不足は、市民サービスの低下につながるのではないでしょ

うか。DXで補えることができるのでしょうか。  
お考えをお聞かせください。

小項目4、大学の力を活用したまちづくりを目指すことについて伺います。名寄市立大学の独立行政法人化は、地域の人々から親しまれ、受験生から選ばれる大学として維持、発展していくための取組であるとしています。独立行政法人化後どのような大学の力を活用したまちづくりを目指そうとされているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。  
よろしくお願ひします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 川村議員からは、大項目で1点御質問いただきました。小項目1、小項目2、小項目3については私から、小項目4については総合政策部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、令和8年度予算編成に関わって、小項目1、出を量り入るを制することについてお答えいたします。自治体の財政においては、入るを量りていざるを制す、つまり歳入を正確に計算してから歳出額を決めていくことが財政の基本と考えられることが多いものの、いざるを量りて入るを制すとして、歳出の所要額を基に歳入を決めていくことが財政の基本であるとも言われております。本市の予算編成は、毎年度事業別予算での編成を行っており、1件ごとの査定を通じて真に今市民の皆さんに求められ、必要な事業であるかどうかしっかりと議論をし、必要な施策や事業として歳出の予算措置を確定させるのと同時に市税や地方交付税をはじめとする一般財源と交付金や起債などの特定財源を積算し、その額を見込み、最後に歳入と歳出の差額を基金の繰入れで調整することで予算を編成しております。この編成手法については合併以降変わらない編成方法で、毎年度の当初予算編成では歳入のみで歳出を補うことが難しく、財政調整基金をはじめ、各基

金を繰り入れての予算編成をしてきております。しかしながら、国からの様々な経済対策に係る臨時交付金の活用や地方交付税の合併算定替えの影響などから、決算時には基金を繰入れすることなく、良好な決算で終えることができた年度もありました。また、本市は将来の財政的リスクに備え基金の積立てを実施しており、一時期は100億円を超える残高を有していました。しかし、令和4年度以降物価や人件費の高騰により様々な経費が増加し、特に経常的経費の増加の影響から財政調整基金など基金を大きく取り崩して、収支の調整を図る状態が続いております。基金を大きく取り崩さなければ収支の調整が難しい状況にあるということは、歳出に見合う歳入が確保できていないということでございます。そのため、まずはこの現下の経済状況に対応し、市民の安全、安心な生活を支え続けることができるよう健全な財政運営を目指し、まずは必要とされる事業に財源を集中させていく取組が必要であると考えているところでございます。

次に、小項目2、DXの強力な推進についてお答えいたします。議員お話しのとおり、地方自治体の役割は地方自治法第1条の2に定める住民の福祉の増進を図ることであり、DX推進や手続のオンライン化もその目的達成のための手段であると考えています。本市は、本年度市民の皆様の利便性向上と行政手続のデジタル化を目的にスマートフォンやパソコンから時間や場所を問わず申請できる市民サービスオンライン化事業を進めています。具体的には、住民票の写し、印鑑登録証明書の請求をはじめとする11の手続に対応とともに、市民文化センターなど5施設の予約をオンライン化する予定です。現在各担当部署において関連する条例、規則の改正などオンライン化後の業務開始に向けた準備を進めております。今後1月までにシステムのデモ環境で最終調整を行い、2月にシステムテストを実施し、3月の運用開始を目指して作業を進めているところです。市民サ

ービスのオンライン化などDXの推進は、職員の入手不足や業務の高度化に対応するため、また限られた資源を有効に活用し、質を落とさずに福祉の増進を図るための重要施策であります。一方で、オンラインなどデジタル技術を苦手としたり、活用できない市民の皆さんへの代替手段や支援策を講じることは、不可欠であるものと認識しております。そのため、本市では市民サービスのオンライン化を進めるに当たり、オンライン化基本方針を策定しました。この基本方針においては、全ての手続について原則オンライン化を目指すことを掲げつつ、同時にデジタルとアナログの共存についても明記しています。デジタル化に伴いアナログでの手續が廃止されるのではなく、市民サービスの向上を目指し、デジタル技術も活用した利用者中心の行政サービス設計を進める方針としております。厳しい財政状況と人材確保の難しさの中で、限られた資源を選択と集中により適切に配分し、誰一人取り残されない行政サービスを実現するために引き続きDXの推進に取り組んでまいります。

次に、小項目3、行政における人材不足に対する考え方についてお答えいたします。市民の皆さんが安心、安全に暮らすための市民サービスの維持、向上の遂行に必要となる職員については、現段階では一般事務職は一定数の確保はできているものの、保健師、保育教諭、土木技師などの専門職については応募者数も少ない状況であり、今後さらに人材確保が厳しくなると考えています。そのため、試験内容の変更などによる受験しやすい環境の整備、学校訪問、インターンシップの受け入れなどにより選ばれる自治体となるよう取組を進めているところです。今後市民サービスのオンライン化などDXの取組を進めてまいりますが、先ほどの答弁のとおり、アナログでの手續が廃止されるのではなく、デジタル技術も活用した市民サービスを行ってまいります。また、技術内容によってはDXに置き換えることが困難で、対面、

対人でなければならない業務もあり、必要な業務に対して適正な配置が必要と考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは小項目4、大学の力を活用したまちづくりを目指すことについてお答えいたします。

名寄市立大学は、道北のみならず全国から若年人口が集まり、卒業生の地元定着、公開講座をはじめ様々な地域貢献等、これまでまちづくりに大きな役割を担ってきています。法人化によって大学の自主性が高まり、自立的な管理運営やスピード感を持った意思決定が可能となることに加え、地域や学生のニーズに応える教育研究を推進するとともに、大学の専門領域である保健、医療、福祉分野における企業との共同研究、連携拡大などが見込まれます。また、積極的な情報発信による地域社会との連携を一層進めていくことが学生から選ばれる大学につながり、そして大学運営に外部者、地域人材などが関わることで透明性の向上はもちろん、さらなる地域課題の解決に向けた取組、地域貢献が推進されることにつながり、そのことが名寄市、道北地域の維持、発展にもつながるものと考えております。さらに、これまで以上に地域のニーズを踏まえた優秀な人材を輩出するとともに、学習機会の提供、地域課題の解決や産官との連携による雇用の創出等を行っていくことで、地域住民、市民理解を得ながら人口、産業、文化など多方面のまちづくりと密接に結びつく、この地域になくてはならない名寄市立大学と共に持続可能なまちづくりを進めてまいります。大学の力を活用したまちづくりを進めていく上で、法人移行後は設立団体である名寄市が中期目標を策定し、大学は目標達成に向けた中期計画を策定、実行していくことになります。その中で、様々な行政課題や地域課題の解決、地域貢献などについて指示することも考えられますし、評価指標、数

値目標による進捗管理及び学外者で構成する評価委員会で評価を行うことが義務づけられますので、これまで以上に目標に対する実施状況の見える化が図られる仕組みとなります。今後名寄市立大学法人移行推進委員会において、法人の骨格となる定款や中期目標などについて有識者をはじめ、委員の方々と検討、協議を行うとともに、市議会においても適宜情報共有を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 御答弁いただきましたので、再質問等をさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初に出を量り入るを制するということなのですが、冒頭にもお話ししましたように、収入の範囲内で予算を組むということになると、どうしてもやはり事業の見直しや、また削らなければならない状況になっていくというふうに進んでいくかというふうに思います。このところがやはり市民の皆さんにとって、今後5億円の削減が言われている中で、いろんな事業が削られていくのではないかという不安が非常に広がっているところです。極端な話が、バスの市内循環バスがなくなることもこれにつながっているのではないかというような極端な話も出てくるぐらいやっぱり不安を抱えているということだというふうに思っています。このところのやはり皆さんへの説明といいますか、これが必要なのだろうなというふうに思っているところであります。まず、この点についてお考えをお聞かせいただければというふうに思いますが。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 先ほどの答弁でもお答えさせていただいたのですけれども、この間のやっぱり予算編成作業におきましては歳出側から決めていきながら歳入のほうで調整していくことのほうが多かったのかなというふうに思っています。しかしながら、近年の経済状況によっていわ

ゆる基金で調整していく手法でいくと、いつか基金もどうしてもなくなってしまいますし、財政的にやっぱり非常に厳しいときが訪れてしまいますので、そうならないように可能な限り今ある積算できる歳入の中で事業のほうを執行していくべきではないかということで、今このような編成方法でいきますよということで訓令が発生されたと思っています。そういうことにつきまして、市民の皆様方にもこの間5億円削減ということも、今回の目標としてまずは5億円削減ということで、議会の9月の議員協議会の中でもまずお示しさせていただいたと思います。また、さきの予算編成の中でもお話しさせていただいているので、一定数、今回議員のほうからも市民の皆さんから不安をいただいているということを考えると、そういったことで少し市民の皆さん方にもそういった状況であるということは少しずつ分かってきていたいたのかなと思っているのですが、今後、先ほども谷議員のときにもお答えしましたけれども、3次総計の議論させていただいているので、次の名寄市を考えていく計画ですので、その際にはこうした財政的な課題というのもやっぱりセットで考えていく必要があると思っていますので、そういう中におきましても議論の中で一つとして考えていきたいというふうに思っていますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 市民の中には、金額がやっぱりどうしても先立ちます、大きな金額ですから。そういうふうになると、不安はどんどん、どんどん広がっていくというか、それで冒頭にもお話ししましたけれども、やっぱり国のほうの政策のところも明るい見通しはないというふうな中で、本当に目の前が暗くなるような、そんなような状況に陥らざるを得ないということになっています。そこで、やはり出を量り入るを制する、そういうところに、入るを制するところに重きを置いて、こういったことに取り組んでいきたいと

いうようなこともまた市民の皆さんに伝わればいいのかなというふうに私は考えているところです。訓令の中で出されていましたけれども、地の利を生かした付加価値の高い産業の誘致、育成を進めるとして、企業の進出も大切であります。昨日のやり取りの中でもこのお話が触れられていたかなというふうに思いますけれども、この点について改めてちょっとお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 地の利を生かした付加価値の高いというところの部分かというふうに思いますが、令和8年度の予算編成におきましてどうしても全ての事業を進めていくということはなかなか難しいということで、今回集中的な重点事項の一つとして地の利を生かした付加価値の高い産業の誘致、育成ということで掲げさせていただいている。雪質日本一をうたいました寒暖差の高い気候風土ですか、古くからの交通の要衝である上川北部の中核を担ってきた歴史的背景を踏まえて、さらに農業を含めた産業の誘致、育成を進めること、特に特色のある1次産業創出、喫緊の人材不足の解消など持続可能な経済の充実を図るとされているところだというふうに思っています。豊かな自然と寒暖差のある気候風土というところは、やっぱり私たちの名寄の特色であるというふうに思っています。この特色を守りながら将来にわたって安全で安心で暮らしやすいまちづくりが必要だというふうに考えているところで、ここが一つの集中的重点事項の1つ目として掲げさせていただいているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 事業だとか、また企業の進出だとか、そういったところも大切だとは思うのですが、今人口減のことも、この間も議論が進んでいたようでしたけれども、人口の流出が増えているという中で、住み続けられる地にしていかなければならないという、安定したやっぱり市

税の収入というところら辺では人口の流出を防いでいくことが重要だろうというふうに私は考えています。人口減少、全国的に同じような状況ではありますけれども、しかし中には子育てしやすいまちとか、また高齢者に優しいまちということで増えているところもあるわけです。私たちは、先ほども大学のお話の中で出ていましたけれども、福祉の専門職を育てる名寄市立大学を持つ名寄市です。ケアされる人もケアする人も心豊かに暮らせるまちづくりが期待されているのではないかというふうに思います。そういう方が定着して、この名寄で住み続けていただくということが必要だろうというふうに思っているのですが、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 今回そういった、繰り返しになってしまいますけれども、どうしても財源が限られている中におきまして全てを行っていくことは不可能なので、選択と集中をしていきましょうと。その中でも集中的に重点的な事項として何点か挙げさせていただいた中の先ほど一つ紹介させていただいたという点になります。議員にお話しいただきました人口減少を含めた対策につきましてももちろん必要な施策であって、今も既にいろんな対策を取らせていただいております。これまでの事業全てやめるというわけではございませんし、しっかりとサービスというか、事業を提供していくなければならない事業につきましてはこれからも継続していくことになりますけれども、やっぱりその中でも今までやってきた中でも効果の薄かったものとか、ニーズが少し変わってきたものというのがある。そういうものに関しては、やっぱり少しづつ財源を振り向いていかなければならぬということで、先ほどお話をさせてもらった3つのところを集中していきましょうということで掲げさせていただいているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 苦しい中でのいろいろ選択と集中ということになるのだろうというふうには思うのですけれども、ただ福祉の専門職を育てる大学がある地で、そしてやっぱりケアされる人たち、私の周りでも高齢になって、ケアされる方々がここに長く住めなくなってしまうという実態が何人もいらっしゃるというところでは、本当に子供さんたちが心配して、自分のところに一緒に行かれるのですけれども、ただ御本人にしたら名寄ずっと生きたい、いたいのだという思いはあふれているわけです。そういう方々にいてもらう、そしてその人をケアする人がいるというと、人口減少にやっぱり歯止めがかかっていくのではないかという期待を大きくしたいというふうに思っているところであります。こういったところでの安定した市税収入というところら辺につながるのかなというふうに思っているところです。今年国勢調査があって、その結果が待たれるところではありますけれども、少しでも皆さんがここに定着していただきたいという施策のところをぜひ進めていただきたいなというふうに思っています。

あともう一つ、歳入というか、お金を入るところ、入れるところで、部長の事務連絡の中で歳入においてということで財源確保は必須であると。そのために国や道及び関係機関などと十分協議して、可能な限り確実な収入源の積算に努めることというふうなことで事務連絡がされています。このとき、私は数年前同じ上川管内の東川町に視察に行かせてもらったときに、ここの職員さんたちが口をそろえて元町長さんの松岡町長さんが徹底してこのことをお話ししているのだということを聞いてきて、一回ここでも取り上げさせていただいた経緯がありますけれども、こういったことというのは私は非常に重要なというふうに思っているのですが、この点についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 事務連絡からお話をいただいたのですけれども、やっぱり一般財源が少なくなってきた中におきまして特定財源を見つけてくるということは非常に大きな課題の一つだというふうに思っていまして、事務連絡の中にも国や道と関係機関と連携を密にして注視するように努めるということ、たしか記載のほうがあるかなというふうに思っています。今も、これ予算編成のみならずなのですけれども、この間も各部局におきまして様々な補助金、交付金、さらには有利な何かそういった助成金含めてあれば、府内の中で連携しながら対応を取らせていただいているとおりですし、現状その意識が結構強くなっているのではないのかなというふうには思っています。また、今日副市長いないのですけれども、特に市長をはじめ国のほうに行かれていますので、そういうところで得た情報なんかも府議のほうにフィードバックしていただきながら、我々のほうでさらに検索させてもらって、採用させていただくようなことも結構ありますし、府内の中での掲示板を含めてこういった事業があるので、使いたい方いらっしゃいませんかみたいな投げかけもさせていただいているとおりです。そういう面では、これからも予算編成のみならず、といった特定財源の確保に向けてはしっかりと努めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） そういう取組が積極的に行われているということがやっぱり市民に伝わることが重要だろうなというふうに思っているのです。私たち地方自治体だけでは、地方公共団体だけではやり切れないというところの財源の状況には今なっている。特定財源もなければ本当に立ち行かなくなっている状況は名寄市ばかりではなくて、どこもここもそうだというふうに思っているのですが、市民の福祉を守るというためにはやっぱり財源確保というところら辺で非常に重要で

あって、こういった取組も積極的に行っていただいている、大変なことは思うのですけれども、その中から、東川町に視察に行かせていただいたときの職員さんのお話では、いろいろ調べてるうちに、そのときに事業が浮かんでくると。これがあったら住民に喜ばれるかなというようなことが浮かぶというような話もお聞きしてきました。そういうことがあると、市の皆さん方がやっぱり市民のほうに顔を向けていろいろ仕事していただいているのだなというところが伝わるのかなというふうに思っておりますので、ぜひまた、大変な中ですけれども、積極的に取組を進めていただけたらというふうに思います。

それで、2番目のデジタルトランスフォーメーション、DXのほうに行きたいと思います。私は強力なといったところら辺に、強力な推進というふうに書かれたところに私はびっくりして、戸惑ってしまったのですけれども、先ほど手続のオンライン化のところでデジタル、アナログ、併用しながらやっていくのだよという部長の御答弁がありました。ちょっと胸をなで下ろしているところであります。しかし、まだまだそういうことが浸透していないだろうなというふうに思っているのですが、ここオンライン化のこの事業が、先ほど御説明では1月にシステムデモを行って、3月から実施というふうにお話あったかなというふうに思うのですが、この辺のスケジュールといいますか、このところの周知はどのようにになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 当然ながら始まる前には広報ですかホームページですかLINE含めていろいろなものを使わせてもらいながら、こういったことができるようになりましたという周知のほうはさせていただく予定でございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） いろいろ広報等も今回新しい広報になって、目が引くような広報になっ

たので、皆さん手に取って読んでいただいているかなというふうには思うのですけれども、やはり皆さんに伝わるような広報をしていただけたらというふうに思います。

そして、デジタル化なのですけれども、DXの取組なのですが、私も予算審査の中で見せていただく中で、市財政の中での負担割合の大きさにちょっとびっくりをしているところなのです。ここにこそ、強力なというところに係るので、私は積極的にDX、デジタル化していくのだろうというふうな捉え方をしているのですけれども、そういう中でやっぱり選択と集中がこういったところでこそ必要ではないかなというふうに考えているのですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） どうしてもデジタルトランスフォーメーションでDX化を進めていく最初の段階では、やっぱりコストというものがかかるてしまいます。そういった面で、最初のいわゆるイニシャルコスト的なものでいくと、多分費用の負担が大きいのではないかというような御質問のかなというふうに思っています。こういったすごく今大変な財政厳しい状況だからこそDXを進めるに当たっては、まさにおっしゃられた選択と集中というのが必要になってくるのかなというふうに思っています。市民の利便性ですか、職員の業務の効率化、そういうものをしっかりと分析しながら、必要という、費用対効果が低い事業ではなくて、必要と思われる事業に対してDXのほうも施策を集中していくべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 国のほうでもこのDX、推進されているわけですけれども、しかし財政的な部分でいうと今年の4月に経済産業省の津田さんという方が執筆したデジタル経済レポートの中で2035年、あと10年後、日本のデジタル赤

字は最大45兆円に達するのではないかというような、こんなデジタル経済レポートも出されています。これは、デジタル分野での海外依存が大きいのだというふうなお話でしたけれども、非常に財政的な部分でのウエートが大きいというふうな中では、先ほどお話ししたように、これだけ財政が大変なときにやっぱり選択と集中が本当に必要なのだろうというふうに考えているところです。ぜひこここのところでも職員の負担軽減も含めて市民にどれだけ役に立つかというところら辺を集中して考えていただければなというふうに思っているところです。

デジタル化の中で実はこういったのもあって、これは教育委員会のほうでちょっとお尋ねをしたいなと思っているのですが、読売新聞の中でデジタル教科書のアンケートというのがされていて、出されていました。正式教科書化による学習面などへの懸念が根強く見られたと。デジタル化のことです。各アンケートを調査した各教育委員会からは、紙中心の教科書への支持も高く、意識の隔たりがうかがえる、手書きで思考を育む、学びを実感できるのはデジタルではなく紙の教科書ではないか、こんなデジタル教科書のアンケート結果が読売新聞のほうで出されていました。この点について名寄市の中ではどのような状態なのかお聞かせをいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 国の動きも含めましてお答えをさせていただきます。

本年9月に文部科学省のデジタル教科書推進ワーキンググループにおいて、デジタル教科書を正式な教科書として位置づけることや紙かデジタルの二者択一ではなく、両方を組み合わせたハイブリッド教科書も認めることなど、次期学習指導要領の実施に併せて導入していく審議のまとめが公表されたところです。教育委員会としましては今後の国の検討状況を注視してまいりますが、DX

化が進む中であっても紙かデジタルかといった二項対立に陥ることなく、紙、デジタル、リアルのそれぞれの利点などを踏まえながら、児童生徒の資質を伸ばす教科書について慎重に検討していくことが必要と考えております。なお、本市の小中学校で使用される教科書の採択の権限は名寄市教育委員会にありますが、採択に当たっては北海道第6地区教科用図書採択教育委員会協議会の構成市町村が協議して、種目ごとに同一の教科書を採択することになっており、名寄市教育委員会の考えのみで採択できないことを御理解ください。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ありがとうございました。先ほどオンライン化の話の中でもあったように、デジタルとアナログ併用でということでした。今教育委員会のほうでもそういうふうな動きがされているというふうな御説明だったかなというふうに思っています。コロナ禍の中でDXがだつと出てきて、私も非常に戸惑ったのですけれども、やはりオンラインでいろんなことができるようになったというのは本当に目覚ましい発展だったなというふうに思っていますし、あまり機械が得意でない私でも御利益にあずかっているというふうなことがあります。しかし、先ほども言ったように、それが使えない人、それから今健康保険証もマイナ保険証になって、マイナンバーカードからマイナ保険証にということでなかなか進まないとこのような話があります。それの中のどうしてかといったところでは、情報等の流出に不安を感じているというふうなことも言われていて、押しつけではないという、やっぱり一人一人が必要としているものを選ぶことができる、そういういたことが必要なのだろうなというふうに思っているところです。改めてDXを強力に進めるというふうにありましたけれども、強力というか、押しつけではないのだというふうに私は捉えていきたいというふうに思いますが、それでよいかどうかお答え

をいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 議員のほうも先ほど少し御紹介いただいたと思うのですけれども、デジタル技術の力というか、技術というかは本当に目まぐるしく、すごいスピードの中で精度が高まっていっています。いっていると思います。先ほどもお話しいただいたとおり、やっぱり最初は難しいかもしれないけれども、使ってみるとすごく便利になってきたり、利便性の高まるものがあるのかなというふうに思います。これまですごく時間のかかってきた我々の仕事の中でも、やっぱり少しこういったデジタル技術を活用することによって物すごく時間が短縮したり、今まで以上に精度のいい資料ができたりしています。こうした技術の力をやはり活用していかなければならぬのではないかかなというふうに思っています。そういったところから業務の効率化することによって今まで私たちが使っていたというか、少し時間がかかっていた時間を市民の皆さんより丁寧な対応に充てられるですか、少し施策や事業を考えなければならない時間に時間を使うとか、そういったことがこのデジタル技術をいわゆる強力に推進していくことによってできるのではないかというところだというふうに考えています。今お話しをいただいたように、オンライン化の基本方針の中でもデジタル技術も活用してというところで必ずしも皆さんに絶対使ってくれというわけではなくて、今はデジタルとアナログも併存してやっていきますよということですので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ありがとうございます。そのように私の周りのデジタルがあまり得意でない皆さんにもお伝えていきたいというふうに思います。それで、今お話があったように、職員の皆さん方も大変な中で、デジタルを使うことでま

たスムーズにいくもの、そしてまた先ほどの御答弁にもありましたように、DXではできないところは対面でというようなお話をありましたので、こここのところに期待をしたいなというふうに思っています。

それで、3番目の人材不足に関してであります。これ全国的にもなかなか募集しても、先ほどの御答弁では一般職は何とかということでしたけれども、専門職が集まらないというようなお話がありました。全国的にも募集しても集まらない、また内定されていても辞退するというケースも多いというふうに聞いているところであります。いろんなところで御苦労されているのだろうなというふうには思っているのですが、この間国の方では2005年の新地方行政指針で職員定数の大幅削減、民間委託、アウトソーシングが推進されてきた。また、2018年の自治体戦略2040構想では、人口減少を前提に情報技術の活用で自治体職員を40年までに半減させるという計画もあるといったようなことになっているところであります。こういった中で、地方公務員の定数の全国的な削減ということで調べてみたら、1995年に地方公務員数、定数が328万人だったのが2024年には281万人に減少しているといったところであります。それと一体になって非正規職員も増加しているということであります。自治体の合併もありましたから、どんどん減少していくのだろうなというふうに思っています。こういった中で人口減も進みますから、地方の衰退だったり、過疎の深刻化なども増えているということになっているのではないかというふうに思っているのですが、こういった國の方針の中での地方自治体の御苦労というところら辺でのお考えをお聞かせをいただければというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） そもそも公務員のほうが割と福利厚生面ですか、そういう面では

よくて、民間企業に比べても一定程度公務員人気というのはあったのですが、最近はやはり民間企業のほうがそういった面でもよくなってきておりますので、公務員人気の陰りが見られてきていて、現状はなかなか職員も確保できない状況になってきていると。中でも専門職と言われている方々については、特に厳しい状況が続いていると、我々も今非常にそこについては課題感を持っていて、人事担当している総務部のみならず、それぞれ担当する部局の職員の皆様にもしっかりと連携をしながら職員確保に向けて今対策を進めているところでございます。定数確保については、さきの谷議員のところでお話しさせてもらいましたけれども、必要な事業にどれくらいの職員数が必要かというところがやっぱりポイントとなっていると思っていますので、こちらについても新しい行財政改革の見直しを策定する際に議論の一つとなるものかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 私は、地方公務員と言われる自治体労働者の方々は公共の仕事を担う本当に大切な仕事をしていただいているというふうに思っています。公共の仕事です。ですから、皆さんに広く役に立っていただいているというふうに思っています。大切にしていきたいというふうに思っているのです。それで、先ほどちょっと触れました非正規職員、会計年度任用職員の待遇改善も必要になってくるだろうというふうに思っていますし、特にこの会計年度任用職員には女性の割合が高いかなというふうに思っています。また、私の前で質問されていた保育士の関係も含めて、保育士の半数は非正規というふうになっているかなというふうに思っています。非正規雇用の待遇の安定化、正職員化していくことが私は必要で、この名寄市に定着していただきたいな、いただけるのではないかというふうに考えているのですが、この点についてどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 会計年度任用職員の方々の処遇改善につきましても、この間いろいろとかなりさせていただいているかなというふうに思っておりますし、今現状、先ほどの定数管理の中の話とリンクすると思いますけれども、これから必要な人員の部分については必要な人数というところを考慮しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） これ厚労省のサイトなのですが、多様な働き方の実現応援サイトというところを見たときに短時間正社員制度の導入というのが出てきました。従来多くは原則としてフルタイム勤務ができる人が正社員として採用、活用されてきたけれども、子育てや介護や自己啓発やボランティア、そんな心身の健康も含めて事情によってフルタイムではないのだけれども、正社員として働くと、そういう制度が今進んでいるということが厚労省のサイトで出されました。こういうのもぜひ参考にしていただきながら、やっぱり皆さん、先ほども言った公共の仕事していただく自治体の皆さん方が働きやすい場になるように検討を進めていただきたいなというふうに思っていますし、先ほど部長のほうで専門職が減っているという中で選ばれる自治体をというふうなお話がされていましたので、ぜひとも選ばれる自治体になるための施策を検討していただくことを求めたいなと思っています。

あともう一つは、民間のコンサルタント会社、コンサルに頼むって、いろいろ委託している状況があるのですが、ここも非常に委託料が膨大になってきているのかなというふうに思っていますので、やはり専門職が減っているという中の委託業務につながっているかなというふうに思うのです。ですから、専門職の方々にぜひこの名寄で働いていただく方々を増やしていただく、選ばれる

自治体になっていただくようにいろいろ御尽力いただければなというふうに思っておりますので、ちょっと時間がなくなってきたので、次に行かせていただきたいと思います。

最後になりました。大学の力を活用したまちづくりに関わってありますが、今法人化後どのようなまちづくりを目指すのかというふうにお尋ねしたところでありますけれども、法人化後中期目標を立てて、数値目標も立てて進めていくというふうなお話でありましたので、今はそれほど具体的な中身がない、出来上がってないのかなというふうに私はお聞きしたのです。産官学の連携というふうなお話はありましたけれども、具体的にこうしてというのはちょっと聞き取れなかったのですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 議員おっしゃるとおり、まさにこれから各体制を整えて、その議論を深めていくという段階に入っていきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今大学の力を活用したまちづくりというところら辺でいろいろ私もこの間も質問させていただきましたし、改めて振り返ってみたところであります。約800名を超える学生が名寄市の住民ということあります。消費者として、また働き手としても大いにまちづくりに貢献していただいているなというふうに思っています。毎度言わせていただいているが、農家の有償ボランティアだと、また企業との商品開発も進められているところでありますし、先ほども御紹介があったように、コミュニティケア教育研究センターでは学生のボランティア参加やら、また市民公開講座、これもY o r o c a ポイントがつくということになって、参加する方も増えているのではないかというふうに思っているところであります。ですから、市民と学生とのつながり

りというのは、非常に増えているなというふうに思っています。私の住んでいる町内会では、大学と町内会との連携事業支援を活用させていただいて、町内会と学生が本当に身近になっているところであります。今後やっぱり4年間でいただくわけですので、町内会の役員などにもなってもらえたらしいのではないかなというふうな、そんな思いもあります。というのは、実は私の住んでいる町内会では夏休みのラジオ体操と一緒にさせてもらっています、この連携事業を活用して。それで、町内会の役員の皆さんと交代で、大学生の皆さん方にも役割分担して、1週間ごとに交代をして、責任を持って賄ってもらうというふうなことを御本人たちと相談をしながら了解を得てやっているというふうなこともありますので、ぜひ今後大学の力を活用したというところでは大学生の皆さんの方をお借りしながら、今困っている町内会の、高齢で困っていて、役員が足りないと言っている人たちの中でぜひ4年間の中で1年でもいろんな形で活躍していただければうれしいなというふうに思っているところであります。さらには、大学院の設置が進めば専門性も高まりますし、大学図書館の市民利用も広がつていけばいいなというふうに思っています。いろいろ考えている中で、やっぱり本当に大学生の皆さん方の力を借りながら私たち今まちづくりに、少しずつですけれども、前に進んでいるのを実は実感をしているところであります。といった中で、大学の力を活用したまちづくりを目指すというふうに掲げられた、そのところについて、これはぜひ市長にお答えをいただければなというふうに思うのですが、大学の力を活用したまちづくりを描いている状況等ぜひお話をいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大学を生かしたまちづくり、これまで大学生あるいは大学の知見を活用して様々な地域課題の解決や大学生が地域をキヤ

ンパスと捉えて、様々な活動も行っていただいているということに、これまでの大学の取組に関して心から敬意を表するところであります。一方で、今後、さっきからもお話出ていますけれども、急速にやっぱり大学生の18歳人口が減っていくという中で、今後もこうした学生をしっかりと確保できるのかということは、これは大きな課題であり、危機感も感じているところであります。さらに、大学生、何といっても学生に選ばれて、学生が本当にこの大学で、ここで学び、ここで活躍してよかったです、それが本当社会に出てからも大きな力となっていく。真の意味でさらにこの大学が地域に、そして学生のためになるために今さらに改革を進めていかなければならないのではないか、そのための組織の在り方を今しっかりと検討していくということで、法人化に向けて議論を進めているところであります。これを契機に大学の先生もそうですし、市民の皆さんにもよりまたさらに関心を持っていただく中で、大学のあるべき姿をしっかりと描いていくことが重要ではないかなというふうに思います。まさにここも、さっき市政の大きな転換と言いましたけれども、大学にとっても今いろんな意味で人口動態を考えた上では大きな転換期でありますので、これからもこの地域にあり続ける大学であるためにしっかりと議論を重ねていきたいというふうに思いますので、議員にもぜひお力添えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

---

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。  
大変お疲れさまでした。

---

散会 午後 2時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 山田典幸

署名議員 今村芳彦

署名議員 高野美枝子

**令和7年第4回名寄市議会定例会会議録**  
開議 令和7年12月10日(水曜日)午前10時00分

**1. 議事日程**

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第33号 工事請負契約の変更について  
日程第4 議案第34号 名寄市議会政務活動費の特例に関する条例の制定について  
日程第5 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書  
　　意見書案第2号 OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書  
　　意見書案第3号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書  
日程第6 報告第1号 例月出納検査報告について  
日程第7 閉会中継続審査(調査)の申し出について  
日程第8 委員の派遣報告

**1. 本日の会議に付した事件**

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第33号 工事請負契約の変更について  
日程第4 議案第34号 名寄市議会政務活動費の特例に関する条例の制定について  
日程第5 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書  
　　意見書案第2号 OTC類似薬の保険

- 給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書  
意見書案第3号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書  
日程第6 報告第1号 例月出納検査報告について  
日程第7 閉会中継続審査(調査)の申し出について  
日程第8 委員の派遣報告

**1. 出席議員(15名)**

議長	16番	山田	典幸	議員
副議長	10番	倉澤	宏	議員
	1番	中畠	孝幸	議員
	3番	山崎	真由美	議員
	4番	水間	健詞	議員
	5番	谷	聰	議員
	6番	今村	芳彦	議員
	7番	清水	一夫	議員
	8番	川村	幸栄	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	11番	高野	美枝子	議員
	12番	高橋	伸典	議員
	13番	遠藤	隆男	議員
	14番	東川	孝義	議員
	15番	東千	春	議員

**1. 欠席議員(0名)****1. 事務局出席職員**

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美

書記及川洋人  
書記川名桃代

---

1. 説明員

市長	加藤	剛士君
教育長	岸	小夜子君
総務部長	木村	睦君
総合政策部長	石橋	毅君
市民部長	松田	慎司君
健康福祉部長	馬場	義人君
経済部長	山田	裕治君
建設水道部長	東	聰男君
教育部長	伊藤	慈生君
市立総合病院事務部長	佐々木	紀幸君
市立大学事務局長	水間	剛君
総合政策室長	櫻田	孝臣君
こども・高齢者支援室長	倉澤	富美子君
上下水道室長	佐藤	美香君
会計室長	山岸	克利君
監査委員	岡川	進君

---

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に9番、佐藤靖議員から遅れる旨の届出がありました。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 谷 聰 議員

12番 高橋伸典 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

令和8年度予算編成について外1件を、高野美枝子議員。

○11番（高野美枝子議員） おはようございます。大項目2点について御質問いたします。

大項目1、令和8年度予算編成について、小項目1、予算編成の考え方と重点施策についてお伺いいたします。まず、どのような方針で編成を進めているのか、また厳しい財政の中で優先事項についてはどのように考えておられるのか、行政評価をどのように反映しているのか、また重点施策の考え方についてお伺いいたします。

小項目2、財政の健全化について。名寄市行財政改革取組方針にある令和8年度予算5億円削減の根拠と、達成可能な金額と捉えて健全化に向けて進んでいるものと思います。そこで、現在の状況についてお伺いいたします。名寄市行財政改革実現に向けての具体的な取組状況、具体的に何を削減するのかお知らせください。

次に、交付金の考え方についてお聞きいたします。令和5年度の特別交付税の過大交付税5,443万3,000円の令和7年度への一般財源へ

の影響については、どのようにになっているのかお知らせください。

また、名寄中学校の交付金がいまだ未採択の状況であるとお聞きしています。原因と今後の行方についてお知らせください。

名寄市行財政改革取組方針にある職員の人財、また人材不足への対応の考え方についてお知らせください。

大項目2、名寄市の課題について、小項目1、人口減少、少子化対策についてお伺いいたします。名寄市は、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの中で国立社会保障・人口問題研究所の調査より人口減少が進んでおります。人口減少、少子化に対する対策はどのように考えているのかお知らせください。

名寄市の2025年9月末日の人口は2万4,297人、出生9人、10月は人口2万4,239人、出生7人と急速な勢いで人口減少、少子化が進んでいます。具体的に人口減少に歯止めをかける施策についてお伺いいたします。

9月の出生人数9人、12か月で108人、10月の出生人数7人、12か月で84人、あと六七年で全市、名寄市内の小学生が1学年100人程度、また未満という状況になる可能性があります。適正な小中学校数の考え方、適正配置についてはどのように計画しているのかお知らせください。

また、少子化対策として子育て世代の人口をどのように増加させていくのか、お考えをお聞きいたします。

小項目2、公共施設について。総延べ床面積13%削減は達成されたのでしょうか。また、名寄市公共施設個別施設計画では効率的、効果的な施設の統廃合を検討し、施設の適正配置を計画と提示していますが、どの程度達成されたのかお聞きいたします。

再配置計画で進められているフェーズ1は、令和8年度までの計画であると認識しています。来

年度最終年を迎えるに当たり、施設整備の考え方についてお知らせください。

また、名寄市立地適正化計画にあるコンパクトなまちづくりの推進状況についてお伺いいたします。

小項目3、公共交通について。市民が長年なれ親しんだ定時定路線からデマンドへの完全移行に当たり、市民やバス利用者の意識をどのように変えていかれるのかお聞きいたします。

また、JRが単独で維持困難な線区、いわゆる黄色線区の名寄から稚内など道内8線区で26年度までに確実で抜本的な改善策を求められています。宗谷本線維持に向けて、活性化協議会の今後の対応についてお伺いいたします。

小項目4、協働のまちづくりについて。市民、市民活動団体、事業者、行政などが地域の課題解決やよりよいまちづくりという共通の目的のために対等な立場で互いの役割と責任を自覚し、協力、連携して行政主導ではなく、市民が主体となってまちづくりをされていると思いますが、具体的にどのように市民の声を拾い、まちづくりに反映していくらっしゃるのかお知らせください。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） おはようございます。高野議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については総合政策室長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、大項目1、令和8年度予算編成について、小項目1、予算編成の考え方と重点施策についてお答えいたします。令和8年度の予算編成方針につきましては、物価高騰などの影響を受け、厳しい財政状況であることから、選択と集中の実質化を目指し、一般会計ベースで5億円の削減目標を掲げるとともに、3点の基本的な考え方に基づき編成するよう市長訓令が発出されたところです。基本的な考え方の1つ目、総合計画や総合

戦略の具現化に取り組むことでは、第2次総計が令和8年度に最終年度を迎えることから、それぞれの計画の目標達成に向けて事業を着実に推進すること、2つ目の徹底的な行政改革に努めることでは、事業の選択と集中の実質化を念頭に事業を根本から見直し、主要施策であっても新規事業は必ず財源を確保した上で必要経費を計上することや公共施設の集約、統合、再編、複数年度にわたり執行率が低い事業や成果指標の達成度が低い事業の廃止や縮小の検討をすること、3つ目の集中的重点事項を捉えた予算編成に努めることでは、厳しい財政状況下において要求される事業の全てを実施することは困難であり、どの事業に集中して取り組むかが非常に重要であるため、様々な観点から将来の名寄市を見据えた予算編成に取り組むこととし、3点の集中的重点事項が示されました。こうした予算編成方針に基づき総合計画で描いた将来像の実現に向け、主要な取組である重点プロジェクトや名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略等における各事業の成果、課題を総点検するとともに、行政評価の結果も踏まえながら目標の達成に向け、それぞれの施策や事業を着実に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、小項目2、財政の健全化についてお答えいたします。持続可能な行財政運営となるよう今年度の行財政改革については人材育成改革、財政改革、事業選択改革を進めることにより選択と集中の実質化を目指すこととし、具体的な目標として基金の減少や大型の普通建設事業実施に伴う市債借入増加による公債費の増加などから、令和8年度予算において一般会計ベースで5億円の削減目標を掲げたところです。目標の達成に向け各部では削減目標を定め、より実効性を高めるため6月から9月にかけて副市長による担当課、さらには部長職へのヒアリングを行い、全職員一丸となって事業の精査を重ねております。非常に厳しい財政状況に直面している中、これからも誰もが住み続けたいと思える名寄市を築くため、まずはし

っかりと目標を達成すべきと考えておりますが、削減内容や金額については現在予算査定中であるため、お答えできません。

次に、令和7年4月の会計検査院実地検査による令和5年度特別交付税の過大交付についてであります。この過大交付分については今年度の特別交付税で減額されることとなりますので、特別交付税の交付額は厳しくなると考えております。そのため、これまで以上に効率的な予算執行に努めるとともに、各関係機関の動向に注視し、一般財源が少しでも減少するよう特定財源の確保に努めてまいります。

また、名寄中学校の改築事業に係る学校施設環境改善交付金については、現在採択が保留となっております。国では、継続事業のうち採択が保留となっている事業については追加財政措置があつた場合優先的に採択するとしており、本市といたしましては現在開会中の臨時国会における補正予算案の審議に注視しているところです。

本市職員の人材不足への対応については、現段階において一般事務職は一定数の確保はできているものの、保健師、保育教諭、土木技師などの専門職については応募者数も少ない状況で、今後さらに人材確保が厳しくなると考えています。そのため、試験内容の変更などによる受験しやすい環境の整備、学校訪問、インターンシップの受け入れなど様々な取組を進め、職員の確保に努めているところです。人材育成面においては、急速に変化する時代に対応するため行革実施本部所管委員会において求められる職員像を明確にし、人材育成、人材確保、職場環境の改善などについて議論を進め、（仮称）名寄市人材育成・確保基本方針を策定する予定であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 次に、大項目2、名寄市の課題について、小項目1、人口減少、少子化対策についてお答えいたします。

本市における人口減少対策としましては、平成27年10月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、5つの基本目標を定め、人口についてはまち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて令和7年は2万5,398人を目標とし、施策を推進してまいりました。しかしながら、本年9月末現在での人口は2万4,297人となっており、目標よりも1,101人の減となっております。また、出生数においても平成30年が年間230人だったのに対し、令和6年は年間128人となっており、年々減少している状況であります。本市におきましては、子育て世代が安心して暮らし、将来にわたって定住いただける環境づくりを重要な施策として位置づけ、これまで様々な取組を進めています。主な取組としましては、天候や季節に左右されず、安心して遊べる屋内の遊び場、にこにこらんどの整備や待機児童の解消に向けて認定こども園あいあいを新たに開園し、受け入れ態勢の充実を図ってまいりました。また、乳幼児等医療費の助成につきましては、助成対象を小学生から高校生年代まで拡大し、子育てに係る経済的負担の軽減を図っているところでございます。加えて、若い世代が本市に就職してもらい、働き続けられる環境を整備するための施策にも取り組んでおります。今後もこれらの施策を着実に推進するとともに、新たな産業の創出による雇用の場の確保など、若い世代に選ばれるまちづくりを進めしていくことで人口減少の抑制につなげていきたいと考えております。

最後に、本市における小中学校の適正規模や適正配置については、児童生徒数の将来推計などを考慮しながら次年度に検討を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、小項目2、公共施設についてお答えいたします。名寄市公共施設等総合管理計画は、中長期な視点から公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的かつ効率的に実施することを目的に平成28年に策定しており、その後総務省より指

針の改訂が示されたことから、令和6年11月に改訂しております。本計画は、策定年から令和17年までの20年間で公共施設の総延べ床面積を13%縮減することを目的として掲げており、令和6年度末において約1.2%縮減したところです。名寄市公共施設個別施設計画は、さきの名寄市公共施設等総合管理計画登載施設のうち63施設に対し、長寿命化を目的に令和3年に策定しました。両計画策定以降、旧智恵文小学校の校舎解体や瑞生団地及び栄町55団地の一部の棟を解体するとともに、認定こども園あいあいの新設により統合された南保育所と西保育所の解体も行いました。また、福祉センター内に設置していたこども発達支援センターこどもらんどを認定こども園あいあいに移設し、施設の効率的、効果的な活用を行っているところです。公共施設等再配置計画につきましては、令和4年度から令和8年度までをフェーズ1の期間とし、取組を進めてきました。この間図書館機能を有する複合施設に向けて議論してきましたが、中学校の改築、改修、東病院の町なか移転の検討などが進められたことにより再配置計画フェーズ1対象施設の整備年次などにずれが生じている状況です。また、複合施設の整備については、2つの候補地を選定し、検討を進めておりますが、土地が民有地であることから、交渉が難航している状況でありますので、今後も株式会社まちづくり名寄と連携を図りながら整備に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、コンパクトなまちづくりの推進でありますが、本市は名寄市立地適正化計画に基づき都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定め、市街地への居住や都市機能の集積を図っております。近年は、商店街の空洞化等により生活利便性の低下が課題となっておりますので、立地適正化計画で定める居住誘導区域に市民の皆様が居住しやすい環境を整えるため関係施策を総合的に推進してまいります。

次に、小項目3、公共交通についてお答えいた

します。まず、コミュニティバスとのるーと名寄に関するこれまでの経過についてでございますが、令和4年10月、運転手不足による影響でコミュニティバスの西まわり線が減便されました。そこで、新たな交通モードの検討を行い、令和5年11月にA1オンデマンドバス、のるーと名寄の導入により運行が開始され、名寄地区市街地においてはコミュニティバスとのるーと名寄との重複運行がされてきたところです。それを受け、令和6年9月に開催した公共交通活性化協議会では、コミュニティバスの廃止とのるーと名寄への集約について承認されました。また、令和7年4月には、2024問題による運転手のシフトの影響からコミュニティバス東西まわり線の朝3便が減便となっていたところです。その後令和7年10月と11月に実施した協議会において、コミュニティバスの廃止時期が12月31日になること、それに伴いのるーと名寄の運行日時の拡大と乗降場所の移設、新設を行うことで承認されたところです。

今後の対応としては、コミュニティバスを利用している方、また今後ののるーと名寄を利用する方に向けて周知を丁寧に実施していきます。市のホームページや公式LINE、のるーとアプリを活用した周知、併せて市の広報紙や町内会への文書配布、新聞等への掲載も予定しているところです。また、コミュニティバスの運行事業者であります名士バス株式会社においても、ホームページやバス車内、停留所で周知を行っていただいております。さらには、のるーと名寄利用説明会を開催し、予約することや乗車することに不安を感じている方に対して個別の相談会を実施するなどし、利用促進につなげていきたいと考えております。市民の皆様には出前講座や各種会議の場を活用していただくなどして、のるーとの概要、便利さなども分かっていただけるような取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、JR宗谷本線につきましては、JR北海

道と沿線自治体、北海道等が一体となり、利用促進やコスト削減など取り組み、令和8年度末までに抜本的な改善方策を確実に取りまとめることとされています。本市が事務局を担っております宗谷本線活性化推進協議会及び宗谷本線調査・実証事業協議会では、地域住民向け特急利用の促進やサイクルトレインの実証、直通バスの実証などの各種事業に取り組んでおり、引き続き宗谷本線の活性化や利用者の利便性向上、利用促進、沿線地域の振興に寄与していくための諸活動を実施してまいります。

次に、小項目4、協働のまちづくりについてお答えします。本市では、名寄市自治基本条例においてまちづくりの基本理念や基本事項等を定め、市民一人一人が主体的、能動的にまちづくりに参加することで、本来の地方自治の理念にかなった市民主体のまちづくりを推進していくこととしております。具体的な取組としましては、本年度から策定作業を開始した次期総合計画においては、全市民向けのまちづくりアンケートとウェルビーアンケートはじめ、市内各団体や小学生から大学生に対してもアンケート調査を実施しております。その他市民ワークショップの開催や分野ごとに団体等との意見交換会、アウトリーチも実施するなど幅広い年代や業種、団体の皆様方から御意見をいただきてきております。今後におきましてもパブリックコメント等において広く市民の皆様より御意見をいただきながら、総合計画に反映させていくための取組を行ってまいります。また、市民の意見反映につきましては、総合計画に限らず、各種計画の策定等においても様々な手法により市民意見を聴取しておりますので、今後も市民の声をしっかりと聞き、市民と行政が一体となった協働のまちづくりとなるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） それぞれ答弁いた

だきましたので、再質問に入らさせていただきます。

大項目1の予算編成、小項目1、予算編成の考え方と重点施策についてそれでお話をいたいたところですけれども、行政評価をどのように反映していくのかというところで気になるところがあるものですから、ちょっと再質問させていただきたいというふうに考えております。C評価、D評価のものがあるのです。先日の答弁にもありましたけれども、厳しい評価になっているのだというような考え方をお聞きしたところなのですけれども、ちょっと気になるものですから、これ説明していただきたいと思います。基本目標のⅢ、主要施策の交通安全ということで、交通安全推進事業について、1次Dなのです。ワーキンググループもD、そして外部でB、そして2次でDということになっておりまして、これを次年度にどう生かしていくのかなというところはちょっとお聞きしたいところなのですけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 交通安全推進事業についての行政評価のDの部分、どうしていくのかという御質問だったかというふうに思います。総合評価で最終評価としてD評価にはなっているのですけれども、この交通安全推進事業につきましては名寄市内におきます交通安全の減少といいますか、交通安全自体をなくしていくこうということで活動している事業になります。主には関係団体と共に一緒になって交通安全に対するいろいろな啓発活動をやらせていただいているというところになります。評価のほうでは、外部評価でBをつけていただいたというところがありますけれども、この内容についても取組自体は交通事故を減らすための取組を非常によくやっていただいているというふうに評価していただいている。KPIの設定がこの間交通事故数ですか死亡者数というような、なかなか我々でコントロールし難いよ

うな目標をKPIというふうにしていたということもありまして、少し評価としてはこの制度ではD評価にしかならないというような形になっております。ただ、やっている内容については、名寄市内の交通事故の啓発についてやっているということで、非常によくやっていただいているというふうに御評価いただいております。これをどう予算に反映していくかということになるのですけれども、我々行政としましては引き続いて交通安全に対する市民への啓発活動を実施をしていくということが大きな任務といいますか、大きなことだというふうに思ってございます。引き続いて、予算措置のほうはただいま措置をしております横断歩道ですとか、そういうことの消えかかったところの補修ですか、壊れたところの標識ですか、特に学校周りの部分については標識を増やすなど、そういったことの対応させていただいております交通安全施設整備事業というのを予算措置していますけれども、それは引き続き予算措置させていただきますし、交通安全の推進事業費ということで、関係団体と共に啓発活動をやっていく事業費についても計上させていただきながら、引き続い交通安全には取り組んでいくというところで進めていますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） D評価というのは非常に厳しいものがあるというふうに思いました、お尋ねしたところです。

あともう一つ、主要施策の地域公共交通のデマンドバス運行委託事業で、これも1次C、ワーキングC、外部C、2次Cと全部Cになっておりますけれども、このことについても少しお知らせいただきたいというふうに考えております。お願いします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） デマンドバスの運行委託事業ということでございます。全部C評

価というようなことでございますけれども、こちら風連地区のデマンドバス、下多寄線、御料線ということで、この成果指標は月平均の利用者数ということが基準値となっておりまして、先ほどの交通安全のこともそうかもしれませんけれども、当然ながら当時の人口とその地区における人口減少に伴って利用者数というのが全て基準になってございます。当然ながらこちらデマンドバスというのは必要なことでございまして、ただ利用者数の減少に伴って、当時とまた状況が違ってきているというようなことでございます。外部評価のところでも当然ながら郊外地区への移動手段の確保のため必要な事業ということで考えておりまして、採算性の観点から検討が必要ということとアウトカム、現在の指標の設定なんかも再検討したほうがよいのではないかというようなことでコメントいただいておりますので、こちら次回、次年度に向けて公共交通の活性化協議会等においても風連地区再編に向けた調査、検討というの必要だと考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 本当に次年度にしっかりと生かしていっていただきたい、C、Dというのを見るとやっぱりびっくりするものですから、そこら辺きちっとやっていただきたいなというふうに思います。予算編成のポイントだとか重点施策のプロジェクトの考え方、また行財政改革の3本柱、いろいろお聞きしたところでございます。

次に、交付金の考え方についてお知らせいただきましたけれども、やはり今後も交付金に頼った財政運営をしなければならないって。資材ですか、資機材ですか、人件費の高騰などもあり、今後も厳しい財政状況の中で交付金が保留になっているとか、非常に厳しい状況であるというふうに思いますけれども、名寄市も厳しいですけれども、全国的に自治体どこも財政的に大変な状況であるというふうに思いますので、今後も行方について注

視していきたいというふうに考えております。

人材の関係なのですけれども、ずっと答弁いただいたところでございますけれども、各自治体とも人材不足と採用、退職者、辞退者の増加で頭を悩ませているという報道をお聞きしているところです。危機感を持っているということの報道もありました。名寄市の職員募集自体の状況についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 職員募集につきましては、先ほどもお話しさせてもらいましたけれども、現段階におきましては一般事務職におきましてはある程度確保のほうさせていただいているけれども、保健師さん、保育士、保育教諭、土木技師の専門職については応募者数も少ない状況であるということでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） ほかの自治体が大変ひどい状況の中で、名寄市はそこまで危機感を持っていないけれども、今後については危ないかもしれませんということで、十分職員採用については頑張っていただきたいというふうに思います。

大項目2、名寄市の課題についてなのですけれども、小項目1、人口減少、少子化対策についてお伺いいたします。この間子育て施策に取り組んできたにもかかわらず、少子化の一途をたどっているという状況でございます。これまで施設整備やソフト面での様々な事業に取り組んできましたが、少子化対策に歯止めが利かない状況であるというふうに思います。これまでの少子化についてどのように総括されているのか再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 少子化、子供が少ないという原因ということですけれども、ここはやはり人口減少に比例してそこについては減っていくといった部分と、私つい先日ある研究機関の統計を、ちょっと資料に目を通したときに出でたのが、これは全国ベースの話になるのですけれども、実は1年間で出生した方の第1子目なのか、2子目なのか、3子以上なのかという割合は20年前と実は変わっていないのです。なので、2人目、3人目を授かって出産いただける方の割合というのは実は変わっていなくて、総数が下がっているということは子供を持たない世帯が全国的には増えている傾向があるといったことが分析結果として出ておりましたので、そこについては子供を授かりたいと思ってもらえるような施策を進めていくということがやはり重要な要素になってくるのかなというふうに思っております。結果として、やはり人口減少と比例して、そういった子供を持たないというか、希望しない方が増えているところも一理あるのかなというふうに分析しております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 名寄市は子供を育てやすいまちだというふうに評価いただいているところなのですけれども、なかなか現実的には子供が増えていかない。人口が減っていますから、子供だけが増えるわけではないのですけれども、そのところ、やはり若い方が働ける場所がないということにつながるのかなというふうにも思います。なので、そこら辺取組よろしくお願ひいたします。

名寄市のまちづくりというか、一般論としてやっぱり学校ができて、地域の核になっていくって、そして商業施設、お店ができていくと。そして、その周りに住宅が建っていくと。それでまちができるいくのだというふうに思うのですけれども、この間コンパクトシティという考え方で進められてきたのだというふうに思うのですけれども、やはりそこが町なかでなくて、南小学校だとか名中だ

とか、向こうのほうに拡大されていっているのではないかというふうに私は思っていまして、なかなかコンパクトシティというふうになっていかないのかなというふうに今思っているところなのですけれども、そこら辺の考え方についてはどのように思っているかお知らせください。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 現状住宅新築等の広がりの傾向についても今お話をあったとおりの動きが一部出ておりますけれども、長い将来を見据えて、ではこの名寄のまちをどう形づくっていくのかといった部分でいうと、立地適正化計画で定めさせていただいている居住誘導区域、それから都市機能誘導区域、特大エリアの部分もサブコア、2つメインコアを置くのかという議論も当然当時ありましたけれども、議論をした結果、やはり駅周辺、ここに重心を持ってくるといったところで全体の中で確認をして、計画を策定して進めておりますので、我々としてはその考えにのっとって、その中心に公共施設等の再編をして、中心に魅力を詰め込んで、よりこの周辺で集まっていただける、利便性が上がっていくような、そんなまちづくりを進めていくという計画をつくっておりますので、その考えにのっとって今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） なかなかまちが流動的に動いていくという形で、今後どうなっていくのかなというところがありますので、よろしくお願いしたいと思います。

今公共施設のフェーズ1、小項目2の公共施設についてなのですけれども、4年から8年の計画ですけれども、進んでいないということで、一昨日の夜11時15分ですか、名寄でも震度3の地震がありまして、結構長く揺れていますし、名寄は地震がないというふうに言われてきましたが、まだ地震があるかもしれないみたいな報道がありまして、本当に心配するところなのですけれども、

やっぱり一番先に思ったのは消防本部と名寄庁舎が地震に耐えられないですよね、きっと。耐え得るのかって。2や3でしたら大丈夫ですけれども、今後何があるか分からないということで、老朽化した両施設は災害が起きたとき災害本部になるわけだと思うのです。その役目を果たせるどころか、地震や災害が起きたとき危ないのでないかというふうな思いがあるのですけれども、名寄市にとって一番大事な庁舎だと消防本部の改修や複合化を最優先させなければならぬのではないかというふうに思うのですけれども、そこら辺のお考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 瞳君） 先般の議員協議会でもお示しさせていただきましたけれども、名寄市の財政の課題におきましても、公共施設の老朽化への対応というところは財政面から見ても非常に大きな課題だと捉えているところであります。この名寄庁舎につきましても築57年も経過していますし、風連庁舎も築45年と経過しています。両庁舎とも築年数が経過していて、庁舎の在り方については大きな課題となっているということについては、十分認識しているところであります。一方で、やっぱり両庁舎、さらには今消防のお話も議員のほうからありましたけれども、それぞれの対応についてはそう簡単なことでもないというふうに思っていますし、それも事実だと思います。事業費ですか建設場所など多くの課題とか様々な課題もあります。ただ、やっぱりこの課題について協議をスタートさせていかなければならない時期ではないかなというふうにももちろん考えているところです。次期総合計画の中で議論の一つとして、テーマとして検討できればというふうには思っています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） ゼひ安全、安心な名寄市民のために検討を続けていただきたいとい

うふうに思います。

先ほども質問したところなのですけれども、中心市街地の空洞化というか、商店街がやっぱり衰退しているなというふうに思うところなのですけれども、コンパクトなまちづくり計画をコンサルタント会社などに依頼して、お金もかけて今まで進んできたわけですけれども、なかなか効果が出てきていないのではないかと思うのですけれども、そこら辺の考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

コンサルタントにお金をかけて今まで計画を立ててきましたけれども、なかなか効果的にはなっていないということでおろしいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

---

再開 午前10時48分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聰男君） 今コンパクトなまちづくりということで、コンサルのほうに委託をしてということで、それは進んでいないのではないかというお話をございますけれども、そこ少子高齢化、人口も少なくなってきたというところで、将来的なということで、これからまちづくりをどうしていくかということで立地適正化計画を策定させていただきました。そもそもがその前に都市計画マスタープランというものがございまして、その中で名寄の市街地これからどうしていくかということで考えているところでございますけれども、その部分で現在将来的に、さつき石橋部長のほうからもありましたけれども、やっぱり名寄市につきましては市街地中心部、6丁目を中心としたということで計画を立てまして、そこにはまず都市機能誘導区域と居住誘導区域ということで出てきますけれども、まずは都市機能を誘導するエリアを設定をいたしまして、あとはその中に公共施設ですとか病院ですとか、少しで

も市民の皆様が中心部に寄ってくるエリアということで、それに併せて居住誘導区域ということで設定をさせていただいておりますけれども、この部分につきましてもやはり行政主導で行う公共施設の部分もありますし、商店街云々という部分もございますので、その辺りはこれからも関係機関と協議をいたしまして、進めていくしかないなということで考えているところではあります。いかんせん物を建てる、公共施設ということになっていきますとお金のほうもかかるという部分もございますし、配置計画のほうもございますので、その辺りは地域とも協議をしながらこれからも進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） ありがとうございます。先日の報道の中に都市計画審議会が開催されました、都市再生整備計画の事業評価、中心市街地についての議論が報道されていましたけれども、結構厳しい意見も出されたということで報道されていましたけれども、どのような内容だったのかお知らせいただけますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聰男君） それでは、過日11月20日に開催をされました都市計画の審議委員会ということでございますので、こちらにつきましては名寄地区の、今申し上げましたけれども、都市機能誘導区域の中に都市再生整備計画を策定して、令和4年度から6年度までの間のこの3か年間で国の都市構造再編集中支援事業を活用いたしまして、名寄地区の老朽化した3つの公立保育所を再編をいたしまして、認定こども園、こども発達支援センター機能を有した複合施設の整備と併せて市民駐車場の整備、そして商業施設内での子育て世代活動支援センターの整備、子育て施設へのアクセス道路の改善など、この地区に住み続けたくなるような魅力のある中心市街地の形成に向けた整備ということで、令和6年度に

事業を完了したところでございます。これに伴いまして、この都市構造再編集中支援事業を活用した事業につきましては事業の完了後1年以内に国の定める事後評価というものを実施する必要がございまして、この部分につきまして名寄市都市計画審議委員会において評価原案について御議論、御意見をいただいたところでございます。いただいた主な御意見といたしましては、課題として中心市街地の活性化と言われ続けてはいるのだけれども、具体的な活性化に向けた取組が進んでいないのではないかという部分ですとか、この事後評価の指標に対するアンケート調査については今回整備をした事業に対する評価ではなくて、全体的な評価となっているので、評価が低く出ているのではないかという部分ですとか、この補助事業の指標に対する評価について事業完了後に評価対象の成果を適切に把握できる数値、利用者数や交通量調査など事業の前、事業の後の比較ができる、そのような形の対応が必要ではないかというような御意見をいただいてきたところでございます。今後また以降事業を取り組む際の指標の設定につきましては、定量的な数値を設定をして、評価の対象となる事業に対して評価ができるような形で取り組んでまいりたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、今後のまちづくりにつきましても担当部署や関係機関と連携をして取り組んでいく必要があると思っているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） やはり今後のまちづくり、本当に中心市街地が大切なというふうに思っておりますので、皆さんの意見を反映していただいて、進めていただきたいというふうに思います。

次に、小項目3の公共交通についてお伺いいたします。コミュニティバスがいろんな状況で難しい状況にきておりまして、先ほども行政評価とか

もありますけれども、料金が上がるということやはり今までなれ親しんでいたバスからどういうふうに使っていいのかっていういろいろ対策をしているのだというふうに先ほども御答弁があったところですけれども、料金の問題と、あと通勤だとか通学に使う方もいらっしゃると思うのですけれども、そこら辺の回数券や割引とか高齢者施策とか、財政が大変だというときにあれなのですけれども、そういう考え方をどのように持つていこうとなさっているのかということをちょっと再度確認したいのですけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） コミュニティバスが廃止されることによってのるーとのほうへの利用というのを心配な声は、これまででもお聞きいただいております。私も当時コミュニティバスがスタートしたときの担当しておりまして、当時もやはり新しいバスが路線を乗り慣れるまで相当時間と案内のガイドをつけたりですとか、そういうことも周知してきた中で、ちょっとお時間がかかることかなと考えております。そこは、先ほど答弁させていただいたように、丁寧に時間をかけて、今回来年から行う実証運行の中で丁寧な説明と、やはり一度乗っていただくということが分かりやすさが伝わるのではないかということありますので、そういったところを重視して、これから利用促進策とともに進めてまいりたいと思っております。

料金に関してですけれども、今までのバスは150円と。のるーとは大人料金ですと300円と。倍に感じるかもしれませんけれども、札幌、それから近隣でいうと士別、稚内のほうでも昨今バスの値上げ等しております。のるーとは近くても遠くても一律300円ということありますし、バスとはまた違う使い方ができて、柔軟な走り方をしておりますので、そういった面も含めても、受け止め方は様々かもしれませんけれども、やっぱり利便性はすごく高いなと感じておりますし、そ

の料金ということあります。そして、使い慣れていただくような形で考えておりますので、料金設定についてはこれからまた実証運行を進めた中でバス事業者の方々も意見をいただきながら、タクシー、バスのほういただきながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、高齢者ですか、そういう設定も含めて、そういう御意見も多分議員のほうに伺っているということありますので、実証運行の結果を含めてそういったことも考えてまいります。

回数券は、実証運行の中でもちょっとまずやらさせていただきますけれども、そういったところも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 倍になるわけですから、市民にとっては大きいものがございますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、JRのほうですけれども、2024年度JR、黄色線区の赤字は圧縮目標に届かず、全区間で148億円との報道を目にしました。宗谷線の存続を目指す名寄市の加藤市長は、道や国の踏み込んだ支援が不可欠とした上で、何年もだらだら議論しているのはいかがか。沿線自治体はおまえら頑張れとむちを打たれ続けているようだ。絶対に残す担保があるなら、金額は限られるにしても負担に乗れると報道されたところです。26年度で10年になる黄色線区問題ですが、このコメントについて加藤市長の真意をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） コメントのとおりでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） コメントのとおりということでございますけれども、諦めるのか、やめるのか、続けるのかというところが試されるところだというふうに思いますので、引き続き26年度の回答に向けて加藤市長の手腕が試されま

すので、よろしくお願ひいたします。

小項目4、協働のまちづくりについてですけれども、総合計画の策定委員のワークショップの公募年齢を70歳以下にしたということで、市民の皆様からいろいろな御意見をいただいているところなのですけれども、このことについて、そこを70歳とした見解というのですか、考え方についてお知らせしていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ワークショップの今回のお話ですけれども、ここでの基本的な我々の考え方としては、日頃御意見をいただく場面においては比較的年齢の高い方々が一生懸命参加していただいて、多い傾向がございます。これは、協働のまちづくりを進める上では大変ありがたい行い、そういう参加だというふうに我々も受け取っております。一方で、いわゆる現役世代の方々が著しいやっぱり参加については低下傾向であるということございます。また、過去に本市が実施してきたアンケートについても40代以降の年代の方の回答率はやっぱり高い傾向にあって、それ以下については下がれば下がるほど回答率も相当低くなってくるというような、そんな傾向になってございました。そのようなことから、できる限り現役世代の方の意見をワークショップで、そういう場面でぜひ聞きたいということで、仕事や子育てをする若い世代が参加しやすいように時間帯も夜に設定をさせていただいて、今回行わせていただきました。しかしながら、御指摘のとおり、年齢制限をさせていただいた理由については市民説明と周知が不足していたと。これは素直に率直に反省をしておりまして、今後市民の皆様にしっかりと御理解いただけるように丁寧な説明を心がけて進めさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 前の総合計画のときには高齢者も活躍していただけるようなとい

のような言葉もあったというふうに思いますが、今回そのところで非常に寂しい思いをしている高齢者のお声もたくさんお聞きしておりますので、今後とも高齢者に配慮した様々な施策を進めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

宗谷本線を廃線にしないためにを、中畠孝幸議員。

○1番（中畠孝幸議員） 議長から指名を受けましたので、通告に従い、大項目1点について質問してまいります。

大項目1、宗谷本線を廃線にしないために。2016年にJR北海道が発表した単独では維持困難な黄線区道内8区間のうちの一つに当たる宗谷本線名寄稚内間は、国から発せられた2024年3月の監督命令により徹底した利用促進やコスト削減などの取組を行い、2026年度末までに事業の抜本的な改善方策を確実に取りまとめることとされています。本年11月16日の北海道新聞の報道によれば、JRは抜本的な改善方策について25年度中に考え方を示し、1年かけて合意形成を図る方針だとのことです。それが事実であるとすれば、今年度中に何らかの考え方方が示され、来年度1年のうちに何らかの結論を導き出さなければならぬことになります。そのような状況の中で、宗谷本線を廃線にしないために今取るべき方策は何かについて問うのが質問の論点であります。

小項目1、抜本的な改善方策について。宗谷線アクションプラン実行委員会というところから2025年10月に事業の抜本的な改善方策の実現に向けた実行計画検証報告書、宗谷線というものが出されています。これは、調査実証事業の結果や収支の推移等をまとめたものですが、実際の抜本的な改善方策とはどのような形式でまとめられるのか、JRから何らかの情報を得ているのか伺

います。

また、次のようなものが抜本的な改善方策となり得るのか、基本的な考え方を伺います。1、廃線、バス転換、2、上下分離。

小項目2、市民への周知について。宗谷本線が今どのような状態にあるのか、今置かれた状況を市民に周知することが必要であると思われます。ひょっとすると宗谷本線がなくなるかもしれないが、それで本当にいいのですかといったようにです。一般に廃線が決まった地域では、急にそんなことを言われても困るといった声が上がり、北の鉄路を守ろうといった反対運動が起きるのが常です。しかし、廃線が決まってしまうと、反対運動も意味を持ちません。もし万一廃線になったとしても、それまでの経緯を市民が十分に分かっていることが必要であると思われます。今できるのは、廃線になるかもしれないという究極の状況を示して、宗谷本線の意味や役割を考えてもらうことではないでしょうか。特に今年度から来年度にかけては、宗谷本線が今後どのようになる可能性があるのか市民に情報を提供して、理解してもらう必要があると思います。これまで市民に対して宗谷本線存廃に関する問題をどのように周知してきたか、また今後どのように周知するつもりか、理事者の考えを伺います。

小項目3、徹底した利用促進について。徹底した利用促進というからには、市がJRの利用促進について本気度を見せる必要があるのではないかでしょうか。まず、指摘したいのは、名寄駅のホームを渡る跨線橋の存在です。荷物を持って転倒したら非常に危険な状態であり、それを放置していて、JRを利用してほしいという姿勢があるとは到底感じられません。危険を解消する方策として、1、エレベーターを設置する、2、構内踏切を設置して、地上を歩くようにする、3、列車車両の入替えにより1番線のみを使用するようにする等の方法が考えられます。それらについてのお考えと検討の上、JRと協議していただけるか伺

います。

利用促進のためには、単にJRを利用しましょ  
うとキャンペーンするのは意味がなく、JRを使  
えばメリットがあるというインセンティブを設け  
て、JR利用に誘導することが肝要であると思わ  
れます。インセンティブ、つまり利用を促進する  
ような特典を設けることに関するお考えを伺いま  
す。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 中畠議員から大  
項目で1点御質問いただきました。私からの答弁  
となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、宗谷本線を廃線にしないた  
めに、小項目1、抜本的な改善方策についてお答  
えいたします。JR宗谷本線を含む北海道内の8  
線区について、令和6年3月に発出された事業の  
適切かつ健全な運営に関する監督命令に基づき、  
令和8年度末までに事業の抜本的な改善方策を確  
実に取りまとめることとなっております。国から  
発出された監督命令では、令和6年度からの3か  
年でJR北海道と沿線自治体、地域の関係者が引  
き続き一体となって徹底した利用促進やコスト削  
減などの取組を行い、るべき交通体系に関する  
徹底的な議論を行うよう指示があったところでござ  
ります。質問のありました抜本的な改善方策を  
どのようにまとめていくかについては、現在JR  
北海道から具体的に示されたものではなく、今後3  
年間で実施した取組を検証していく中でJR北海  
道と沿線自治体等が協議、議論を重ねた上で示  
されるものと考えております。また、北海道が策定  
する北海道交通政策総合指針の中では、宗谷本線  
は本道の骨格を構成する幹線交通ネットワークと  
して、維持に向けてさらに検討を進めるとされて  
おります。さらには、本市が事務局を担い、沿線  
自治体など26の自治体で構成される宗谷本線活  
性化推進協議会においては、宗谷本線の維持と完  
全高速化を実現することを目的として、関係機関

に対する陳情、要望活動や利便性向上を図るた  
めの諸活動を実施していますので、現時点で廃線に  
ついての考えは持ってございません。

次に、小項目2、市民への周知についてお答え  
いたします。宗谷本線活性化推進協議会において  
は、名寄稚内間の高速化の実現や宗谷本線の利便  
性向上、利便性促進を図るための諸活動、さらには  
必要に応じJR北海道をはじめ、国などへの要  
望活動を実施し、宗谷本線の維持に向けて取組を  
進めているところであります。現在JR北海道から宗  
谷本線の廃線に関する情報はありません。市民へ  
の情報提供については、市の広報紙やホームページ  
などを通じて宗谷本線に関わる利用促進のほか、  
必要な情報発信を行っている認識ですが、今後も  
必要に応じて丁寧な情報提供に心がけていきたい  
と考えております。引き続き宗谷本線の維持や高  
速化などに向けた取組を実施してまいりますので、  
御理解願います。

次に、小項目3、徹底した利用促進についてお  
答えいたします。宗谷本線調査・実証事業協議会  
では、都市間輸送の維持、強化により利用拡大を  
図るとともに、沿線地域の公共交通の維持、利便  
性向上を図るために必要な調査、実証事業を実施  
することとされております。名寄駅の線路をまた  
ぐ跨線橋へのエレベーターの設置や構内踏切の設  
置については、本市や宗谷本線全体の利便性向上、  
利用促進を図るために設立された協議会としてJR  
北海道の施設である名寄駅の施設整備を実施す  
ることは困難ですが、今後も引き続きJR  
北海道と情報交換を行ってまいりますので、御理  
解願います。なお、列車車両の入替えによる1番  
線のみの使用については、利便性が確保されるよ  
う本市からもJR北海道には申入れをしていると  
ころですが、JR北海道からは同じ時間帯での乗  
降がある場合や御利用の多い特急列車を優先的に  
1番ホームに乗り入れを行っている場合、異なる  
ホームの使用は避けられないと伺っております。

また、JR利用に誘導するためのインセンティ

ブを設けることについては、他の公共交通機関とのバランスを考えると現状難しいと考えておりますが、先ほど申し上げた調査・実証事業協議会の中で利用促進に向けた取組を実施してまいりますので、御理解くださいますようお願ひいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） それでは、再質問に移りたいと思います。

令和5年から令和7年、今年にかけて私は宗谷本線に関しては一般質問で何回か取り上げてまいりましたけれども、これまで宗谷本線の維持をめぐってとか、宗谷本線の活性化に向けてというような大項目で質問してまいりましたけれども、今回は意識してといいますか、意図的に宗谷本線を廃線にしないためにという、廃線というちょっと危機感を持たないといけないというような表現にいたしました。それは、先ほども申しましたけれども、国の改善命令により2026年度末には抜本的な改善方策を取りまとめないといけないという、今そういう時期に差しかかっているということで、あえて廃線にしないということで大項目にいたしました。それで、今櫻田室長からの御答弁で、まず廃線ということは考えていないし、JRからも出てきていないということで、それを確認したということで進めさせていただきたいと思いますけれども、まずちょっと順番が前後しますけれども、3番目の、小項目3の徹底した利用促進についてということから御質問したいと思いますけれども、徹底した利用促進のために跨線橋を何とかしてもらいたいということ、これはエレベーター設置というのはかなり、2億円以上お金がかかるということで、私令和5年6月26日の第2回定例会でも令和5年に質問しておりますけれども、そのときの御答弁では名寄駅は民間企業であるJR北海道の施設であることからも今後もJR北海道と情報交換を行ってまいりますというよう御答弁をいただいております。エレベーター、

確かに今の財政状況の中で2億円以上かけて設置するということは現実的ではないと思いますので、実現性のある方策としては、先ほど櫻田室長からもお話の中にありましたけれども、1番線のみを使うというのが一番実現性があるのではないかというふうに考えております。現在名寄駅に発着する列車、名寄駅を出発する列車が23本です。名寄駅から北のほう、南のほうに出発する列車が23本、これが1日の出発する本数です。多いとは言えないです。皆さん御存じのとおり、1時間に1本あるかないかぐらいの頻度で発車しております。このうち1番線というのは、ホームを出ですぐの場所ですけれども、1番線が14本、2番線、2番線というのは橋を渡って左側ですけれども、そこが5本、3番線、これは橋を渡って右側ですけれども、これが4本、合わせて23本の列車が……ちょっと今、失礼、到着と見間違えていました。出発するのは13本が1番線、2番線が4本、それから3番線が5本、合わせて22本の列車が名寄駅を出発しているという状況であります。1番線がやはり一番多いので、その点は便宜を図ってくれていると思うのですけれども、2番線から出るのが4本、3番線から出るのが5本というのが現状であります。それから、名寄駅に到着した人も2番線、3番線からは橋を渡って改札を出なければいけませんけれども、到着するのが、名寄駅到着、1番線が14本、2番線が5本、3番線が4本、合わせて23本の列車が名寄駅に1日に到着する列車の本数であります。この場合もやはり1番線が14本と一番多いという点はいいと思うのですけれども、残り、2番線5本、3番線4本というのが、これがどうしても橋を渡らなければ改札を出られないという状況にあります。このような状況の中でやりくりできないというのは、ちょっとわかには信じ難いというふうに申し上げたいと思うのですけれども、これを何とか、そんなにあの橋を渡るというのは軽い問題ではないというふうに認識する必要があると思います。高

齢者が重い荷物を持って上り下りしていて、特に冬などは雪もありますので、滑って転んで大けがをするということも十分にあり得る。そういう状況を放置するということは、非常に問題だと思います。予算がないのであれば、できる方法で、今のような1番線だけを使うという方向でぜひともこれはJRと交渉して、実現してほしいと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 1番線のダイヤを全て利便性上げるために全部使つたらいいのではないかという御提言ですけれども、我々もそういう意識を持っておりますし、JR北海道も同じ意識を持って、現在のダイヤとなっております。御指摘の部分なのですけれども、幸か不幸か、名寄駅というのは中心的な発着駅になっておりまして、名寄から北、名寄から南へ走っている駅と。いわゆる分岐というか、そういった特急以外はここを中心に北に南へというダイヤが組まれておりますので、基本的に例えば旭川からの下り列車の場合は旭川から名寄に来て、実はその車両が次のダイヤの折り返し車両になっているのです。なので、入ってきて、実はその次のダイヤまで停滞する。停滞している間に次の特急が入ってきたりということになると、これはやっぱり避けなければいけない。となると、やっぱり2番線、3番線というところを活用しないと、これは名寄駅だからこそこの悩みというか、そういった意味ではJRとしても現実的に1番線を使えるダイヤについては全て1番線を活用しての今のダイヤ編成となっておりますので、そこについては我々も旭川支社のほうに確認をしながら進めておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 旭川支社に確認の上、進めているということですので、今後もぜひこれは、もう既に交渉といいますか、そういうお話は

されているということですけれども、何とか次1番線のみで入替えをして、2番線、3番線があるのですけれども、乗り降りだけは1番線ができるようにということでぜひとも進めていただきたいというふうに思います。利用促進のためにも、これはぜひやるべきことであると思います。

それで、利用促進という観点からですけれども、利用促進、これまた小項目3に関わりますけれども、宗谷本線をどうすれば利用してもらえるのかということを考える上で、私もよく宗谷本線乗りますけれども、旭川方面に向かう列車は割と乗客が乗っている。稚内方面に向かう列車は、印象としては少ないということが言えると思いますけれども、それは輸送密度という数字で表されることありますけれども、1キロ当たりの1日平均乗車数、輸送量、これが旭川名寄間の輸送密度は、これ令和5年の数字ですけれども、1,120人、それから名寄稚内間の輸送密度は令和5年度で252人という、数字の上ではっきり表れておりますけれども、旭川名寄間の輸送密度1,120というのもこれはこれでそんなに大きな数字ではありませんけれども、印象としては随分乗っているなという印象を受けます。よく旭川まで私JRで行きますけれども、高校生も非常に多く乗っていて、部活のジャンパーに大きく高校の名前が入っていたりする場合がありますので、あの高校の生徒が乗っているなということですいつも見ておりますけれども、旭川に人が集まる、JRを使ってみんな行くということですけれども、旭川に引き寄せられる人がJRを使うというのは、やはり大きなまちの魅力があるからといいますか、施設が充実しているということが言えると思います。旭川には、多くの高校があります。美術館、公会堂などの文化施設もありますし、映画館などの娯楽施設もあります。商業施設、あるいは病院というものも整備されております。そういった点で、旭川周辺のまちから旭川に人が集まるということも理解できるわけでありますけれども、それを名

寄に置き換えてみてもこれは同じことが言えるのではないかと思います。名寄も名寄高校があります。それから、北国博物館のような文化施設もありますし、EN-RAYホールなどいろいろなコンサートなどもしぇつちゅう行われています。そういった点からすると、名寄も旭川と同じような役割を果たせる、周辺地域から人を集めることができる、そういう役割を持っているのではないかというふうに感じられます。ですから、そういうことを生かしてJRの利用を活性化するということが必要になってくると思います。例えば名寄高校の場合も、周辺の町村から今年度の数字をちょっと伺ったのですけれども、名寄高校に美深から22名、それから音威子府から2名、宗谷北線からこれだけの生徒さんが通っている、宗谷本線を使って。ということ、それからこれは今年度の調査ですけれども、士別からも18名の高校生が名寄にJRを使って通っているという現実があります。ですから、そういった高校があるという点も旭川と類似したように人を集める要素を持っていますし、商業施設も名寄にあるということを考えると、そういう点からすると名寄にもそういう旭川と同じように道北地域からJRを使って人に来てもらう、それをいかにJRを使って来てもらうふうに誘導するかということが大事になってくると思うのですけれども、そこでちょっとひとつ今年度の調査実証事業についてお伺いしたいと思うのですけれども、調査実証事業の中でサイクルトレインの実証運行が9月12日に比布から名寄、名寄から比布というふうに運行されておりますけれども、その調査実証事業の状況、どのような結果が出たのかという点について、サイクルトレインの運行についてひとつお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 利用促進に向かって一つということで、サイクルトレインの実証運行というのを今回始めさせていただいたというと

ころです。実際に9月12日1日間で、比布駅で自転車を積み込んで、名寄駅で自転車を下ろして、市内をサイクリングするというようなツアーの内容でございました。定員10名のところ21名の応募があったということでございますけれども、皆さんから感想も伺っておりまして、とてもよかったですというのが60%、よかったですというのが40%ということで、比較的実証の中身はよかったですというような評価でございます。ただ、やはり貸切り列車によるサイクルトレインのほうがよかつただろうというようなお話をございまして、あと料金の部分もいただいております。そのような中身で、ちょっと1日の10名の御感想といったところでの報告になります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 申込み21名あって、非常に関心が高かったということは言えると思いますけれども、貸切り列車という点では日常的にほかの一般客が乗っている中での実証ではなかつたという点がちょっと残念だったと思いますけれども、そういったことが実現可能であるということが実証されたのではないかというふうに思いますけれども、例えばサイクルトレインということをせっかく実証事業で行ったのですから、今後生かすとすれば、宗谷北線の北方面から買物に自転車で名寄まで来てもらうということも考慮に入れて、いわゆるママチャリで、JRに自分の自転車を乗せて、名寄駅で降りて、そこから名寄の商業施設に自転車で向かってもらうということも非常に利便性、利用促進にも効果があるのではないかと思いますけれども、そういったことに関しては何かお考えありますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋毅君） 中畠議員、重ねてこの宗谷線の質問いただいていること、その都度私も課題提起としていつも受け止めさせていただいております。宗谷本線の問題は、今るる質問

いただきましたけれども、これは中畠議員の質問の言葉でもいろいろ出てきましたが、周辺であったり、道北であったりということで、やっぱり広域の課題ということでの取組であります。これは、名寄市ののみならず広域に影響がある課題でございます。類似でいうと、例えば高規格道路の早期完成であったりとか、国道40号線の維持、修繕、改善だったりとか、それから治水、川の関係、これも多分同じような広域に関わる課題に対して期成会を組織してこれまで取り組んできておりまます。宗谷本線に関しては旭川以北、これは離島も含めて26の議会を含めた自治体と経済団体では6団体、ここにオブザーバーとして北海道も参画する実は一番大きな組織でございます。そのような広域の取組だということをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

それから、そういう意味では名寄市単独で維持に取り組もうということでは効果的にはなかなか厳しい課題が多いのではないかなどというふうに受け止めております。今自転車のお話もありましたけれども、沿線地域としてできることというのが、これまで実証事業のことでもやってきましたけれども、例えば観光列車のおもてなししたり、できることをJR北海道と連携して取り組んできております。この間利用の極端に少ない駅とか地域が協力しては廃止、それから地域負担することで管理費の縮減、時間短縮につながっているというふうに私たちは考えております。先ほどの1番線のJRの姿勢もありましたけれども、実は名寄高校駅を移設したときに、通常この間隔で快速列車というのは止まらないのですけれども、JRの配慮で普通列車と快速列車、特急以外全て名寄高校駅へも停車していただける、こんな取組も自発的に行っていただいております。そんなこと踏まえて、いろいろある御提案ありますけれども、活性化協議会で同じ方向向いて、足並みそろえてJRとも連携して引き続き取り組んでいくことが重要と考えております。そして、そのことで持

続可能な鉄路を目指していきたいということありますので、今申し上げたとおり、非常に大きな組織の中で意思決定をして、事業を実施してきておりますので、ここで議論というよりは、ここでその取組を報告することは我々できますけれども、ここで具体的な議論についてはちょっとふさわしくないというふうに私は受け止めておりますので、提案がございましたらしっかりとここで受け止めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 提案は受け止めさせてもらうというようなお話をしたので、さらに提案になりますけれども、先ほどのサイクルトレインにいわゆるママチャリを載せて、買物に名寄まで来るという、これは名寄の商業施設がちゃんとあるということで、そこに魅力があって、来てもらえるのではないかというのが基本的な考えになっています。それで、具体的に、これも具体的な提案になってくるのですけれども、美深、音威子府方面からそういった形で名寄に買物に来るという場合に8時46分名寄着の列車で来て、買物を済ませて、14時59分名寄発の稚内行きの列車で帰る、あるいは14時17分名寄着の列車で来て、ちょっと時間が少ないですけれども、16時39分の音威子府行きの列車で帰るというようなことが考えられますけれども、これいずれも現在の発着のホームが3番とか2番になっていて、非常に自転車でまた橋を渡らなければいけないというような問題が生じますので、これにもリンクしてきますけれども、ぜひとも1番線で乗り降り、自転車も乗り降りできるということは、お年寄りとか体の不自由な方にとっても乗り降りしやすいということになりますので、ぜひともこれ1番線に集約していただいて、利用促進ということであれば美深、音威子府から名寄に自転車で買物に来てくれる人にY o r o c a ポイント、例えば片道分、美深だと580円、音威子府ですと1,380円、

片道のポイントをつけたY o r o c aをお渡しして、それで名寄で買物してもらうというような、そういったことで利用促進、これは先ほどの小項目3にありますインセンティブの一つになりますけれども、そういった形でぜひともそういう人が何か目的を持って移動する、そのときにJRを使ってもらうというJRを使いやすいような、しかもJRでないと、自転車なんてバスでは運べませんので、JRに自転車を載せて、買物に来てもらうというような、そういったことが可能になるようなことをぜひとも考えていただきたいというふうに思います。何かお考えありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 意見として受け止めさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） お聞きいただいたということですので、実証事業を生かして、ぜひとも次につなげていただければいいと思います。

もう一つ、最後に先ほど石橋部長がおっしゃった名寄市だけではなくて、活性化推進協議会、あるいは調査・実証事業協議会が各自治体まとまっておかなければいけないということ、それはそのとおりだと思いますけれども、先ほど壇上からも申しましたけれども、名寄市が本気度を示すということ、これは非常に大事だと思います。両協議会の事務局が名寄市でありまして、加藤市長が大きな役割を果たしているということを考えますと、ぜひとも名寄が中心になってJRの利用促進をするということ、その本気度を見せるということを考えていただきたいと思うのですけれども、最後になりますけれども、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 様々な御提言ありがとうございました。先ほど石橋部長からもお話をありましたけれども、協議会は26の自治体で構成され

ておりますが、いつも確認はしているのですけれども、我々としては基本的にはこの宗谷本線を残していく、そのことを前提にできることは全部やっているというようなスタンスで、これまで様々な実証事業だとか、それぞれの自治体でできること、あるいは沿線で取り組むこと、そんなこともやってきたし、加えてコスト削減のためにそれぞれの利用の少ない駅を自治体で管理をしたりだとか、場合によっては廃駅となることに関しても地域の皆さんとの御理解もいただきながらそれを受け入れてきたという苦渋の、身を切るというか、そうした思いもほかのいろんな北海道内の線区の中では先駆的に率先してやってきているというふうに自負もしているところであります。今後ともJR北海道、あるいは広域の交通行政を担う北海道庁、さらには国と、しっかりと我々が言うべきことは言って、やるべきことをやっていきたいというふうに思います。私が一貫して言っているのは、いろんな利用促進はそれはやるのは当然必要だと。しかし、線区の収支を考えるとそれは本当に微々たるものであって、基本的にはやっぱり國や、あるいは北海道の絶対的な支援がなければこれは維持できないというふうに考えております。我々は、この線区は北海道あるいは全国、日本を見ても背骨の幹線であって、ここをなくすということは、国を守るという意味でもこれはなくしてはいけないということを一貫して申しておりますが、改めてそのために今後とも協議会等、広域での皆さんとも連携をしながらしっかりと運動を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続き議員にも御指導、お力添えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） ぜひとも加藤市長には今後とも宗谷本線を廃線にしないという意思の下に奮闘をお願いしたいと思います。それで、できれば、先ほどの議論との関わりでは広報なよろが新しくなりましたけれども、何月号か分かりませ

んけれども、もう名寄駅で跨線橋を渡らなくても済みますから、ぜひJRをたくさん利用してくださいというように加藤市長のメッセージが載ることを私夢見ておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 以上で中畠孝幸議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第3 議案第33号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第33号 工事請負契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

特別養護老人ホームしらかばハイツ等施設改修工事（建築工事）は、令和7年5月13日に中館・近藤特定建設工事共同企業体と2億9,370万円で工事請負契約を締結し、現在施工中でございます。本件は、既存材料の劣化状況に対応するため屋根改修に補強材を追加をし、施設内装及び外装改修の仕様や施工範囲などを見直したもので、これらの部分の設計数量が増減したことにより契約金額に変更が生じたため、既存の契約金額に270万6,000円を加え、2億9,640万6,000円で当該企業体と変更契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第34号 名寄市議会政務活動費の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議案第34号 名寄市議会政務活動費の特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本市における現下の厳しい財政状況を鑑み、議会としても市民の負託を受けて活動している立場として議員一人一人が自己規律を持ち、財政改善に向けて具体的な行動を取ることにより市民の負担を少しでも軽減し、本市が直面している困難を乗り越えるための一助になるものと認識し、令和8年4月以降の今任期中における政務活動費を交付しないこととする特例条例を制定しようとするものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第5 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書、意見書案第2号 OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書、意見書案第3号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外2件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第6 報告第1号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第8 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

厚生文教常任委員会、高橋伸典委員長。

○厚生文教常任委員長（高橋伸典議員） 厚生文教常任委員会の行政観察について報告をいたします。

名寄市において人口減少が進み、とりわけ高齢化率は上昇の一途をたどっています。当委員会では、高齢者福祉の増進をテーマとして、高齢者が活躍できる取組や包括的な支援体制の先進地である東京都稲城市、神奈川県綾瀬市、神奈川県鎌倉市の取組について視察を行いました。稲城市では、介護支援ボランティア制度を実施しています。同事業は、高齢者が社会活動に参加することで介護予防に資することを目的とし、介護支援ボランティア活動に参加した方へ特典を付与する事業となっています。ボランティア活動に参加することでスタンプ押印をもらい、最大5,000円の交付金を受け取ることで実質的な介護保険料負担の軽減につながります。財源は国、都、市で半分、残りを保険料で賄っています。ボランティアの内容は様々で、介護施設で入居者の方の話し相手になることや配膳の手伝いなど誰でも気軽に取り組める内容が中心となっており、特徴的な取組がメディアで取り上げられてからは市民理解も進み、受入れを希望する施設も増加しているほか、参加者も一定程度確保ができます。参加者アンケートによると、活動に参加したことで生活に張り合いが出てきた、健康になったなどよい影響があったとの回答が8割を超え、主観的健康感では大きな効果が現れており、実際に令和5年における要介護2以上の65歳健康寿命では男性で東京都内4位、女性は1位となっています。ボランティア活動で年間最大5,000円の介護保険料負担を実質的に軽減する取組は、ボランティア参加の動

機づけとして有効であり、本市においても普及が可能になる事業だと感じており、新たな知見を得ることができました。

綾瀬市では、いつまでも生きがいを持って活動できる地域社会の実現を目指し、アクティブ・シニア応援窓口を設置しています。綾瀬市は市内に駅がなく、ハローワークまで交通が不便であること等の理由から、市役所1階にハローワークの出先機関を開設していた経緯があり、平成27年から就労支援を目的とした窓口として開設されました。翌年には就労支援だけでなく、社会参加としての窓口として機能を強化、以後仲間づくりやスキルアップセミナー、スマホ教室等を適時に開催しています。同窓口の開設により高齢者でも働きたい方と求人のマッチングはもちろん、独自の求人先を開拓することで6割を超えるマッチング率となっており、働きたい高齢者の大きな受皿となっています。また、地域活動やボランティア、サークル等、社会参加の窓口としての機能も兼ね備えており、令和6年度には約1万3,000人の来場者を記録した上、マッチング率は98%以上とほぼ全ての方が希望する活動に参加できたことは、同事業の特筆すべき点と言えます。ハローワークの出先機関でもあるジョブスポットあやせとも連携し、長期の働き口の紹介はもちろん、短期間のアルバイトなど幅広くあっせんが可能である点、セカンドキャリア形成を含めたライフプランニングのセミナーを開催するなど生涯にわたって相談事が可能な窓口として機能しています。昨今の人口減少など社会変化に伴い、就労先の新規開拓や来場者増加に向けた取組段階に至っていることが課題であるとして、御教唆をいただくことができました。活動する高齢者を増やすことで、人材確保にあわせて市内経済の循環を図ること、稲城市と同様に高齢者の社会参加を推進することで生きがいとなり、介護給付の抑制につながる大きな興味深い事業でありました。本来は、社会教育担当が所管する趣味のサークルに関する情報提供と

就労関係の相談をワンストップ化することで利用者の利便性が高められており、本市においても福祉分野のみならず労働、教育の部分が連携した施策展開の必要性があるのではないか、参考とする部分の多い視察となりました。

鎌倉市では、重層的支援体制整備事業が展開されており、府内の部署を横断した支援体制が取られています。日本有数の観光都市である鎌倉市では、市民による行政参画の意識が高く、困り事がある人もそうでない人も同じように活躍できるまちづくりを推進しています。鎌倉市では、平成31年に共生社会の実現を目指す条例を制定、縦割りになりがちな高齢者や障がい者の支援を重層的に捉え、相談者本人の直接的な問題だけでなく、その背景となる家庭環境や社会環境などから課題を関係部署と共有し、根本的な解決を目指す取組と言えます。鎌倉市において独居老人が増えている背景であり、独居だと社会とつながりが希薄になり、あつという間に社会から孤立してしまう危険性が高まっています。このことから、これまで以上に社会に参加する具体的な支援が必要であり、その目指すところは誰でも安心して自分らしく暮らせるまちづくりとなります。サポート役となる担い手が減少していることも事実であるほか、問題の複合化が課題であります。これまで相談支援体制では窓口まで直接訪れ、口頭で説明することが可能な方が問題として取り上げられてきましたが、窓口まで届けられない、相談する人がいない、そういう方々にこそ重層支援体制の力を発揮します。具体的な取組として、包括的相談支援、多機関協働、アウトリーチ継続的支援、参加支援、地域づくりの5つの事業が挙げられます。例えば子供が家庭環境について学校で相談を受ける、あるいは担当の先生が気づいた場合などは教育部から課題が課長級会議で共有されます。共有された課題は関係部署それぞれが対応に当たり、必要であれば玄関先まで出向いた対応を行うほか、官民連携での見守り体制や交流機会の提供体制の拡充

が出口対策となります。出口対策となる官民連携の地域づくりプラットフォームとしては、社会福祉協議会、NPO法人、行政、福祉法人の4者が連携し、取組を進めています。重層的支援体制を整備することで、多様な支援体制の構築と居場所づくりを並行して推進することが可能となり、地域ぐるみのセーフティーネットが完成すると説明をいただきました。この鎌倉市の特徴的な事業は、まちづくりの中長期的な観点になり得ること、そして成果は即効的、局所的なものではなく、地域住民と同じ目線に立って継続して取り組むことで、絶え間ない進化が求められる事業であると感じました。名寄市においても高齢化社会の来訪と同時に高齢者の孤立、孤独が問題となるほか、複合的な課題解決に向けたまちづくりの手段としての重層支援体制整備に向けて、十分検討に値するものと思います。

今回の視察を通じ、高齢者の置かれた環境を改善することで経済活動が活発になること、社会で活躍することは給付金の削減につながる、健康寿命の延伸に寄与すること、そのためには官民の区別なく多様かつ長期的な目線でのまちづくりが重要であると改めて学ぶ貴重な機会となり、大変多くの知見を得ることができました。今後も全ての市民福祉が向上できるよう取り組んでいく考えであります。

以上、厚生文教常任委員会の視察報告といたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第4回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

---

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 山田典幸

署名議員 谷聰

署名議員 高橋伸典

## 質問文書表（一般質問）

令和7年第4回定例会

発言順序	氏名	発言要旨
1	東川孝義 (P 18)	1 令和8年度予算編成に向けて (1) 令和8年度予算編成の基本的な考え方について (2) 行財政改革の具体的な施策推進に向けて (3) 集中的重点事項の具体的な施策について 2 名寄市総合計画（第3次）策定に向けて (1) 名寄市総合計画（第2次）後期計画の進捗状況について (2) 名寄市総合計画（第3次）策定の基本姿勢の考え方について (3) 次期市長選挙出馬の考え方について
2	遠藤隆男 (P 28)	1 地域福祉の推進について (1) 就労選択支援の進め方について (2) 地域連携推進会議の現状と課題等について (3) 成年後見センターの支援体制及び現状と課題について
3	高橋伸典 (P 37)	1 暮らしを守り抜く支援策について (1) 本市の現状と物価高騰の影響について (2) 重点支援地方交付金について (3) 緊急支援の取り組みについて 2 ヤングケアラー等への支援の推進について (1) 相談窓口の設置と家事支援体制の整備の必要性について 3 安全安心な冬の道路環境について (1) 安全対策と除排雪体制の取り組みについて
4	水間健詞 (P 45)	1 市職員の兼業について (1) 名寄市職員の兼業に関するルールの現状について (2) 今後どうあるべきかについて
5	谷聰 (P 52)	1 行財政改革の推進について (1) 職員数の数値目標と働き方改革について

		(2) 事業の「選択と集中」による財政自治の原則遵守について (3) 第2次名寄市行財政改革推進基本計画の基本的な考え方について
6	山崎 真由美 (P 61)	1 子育て環境日本一を目指して (1) 多様なニーズに対応した保育等の充実について (2) 「子ども誰でも通園制度」による具体的な取組について (3) 地域で支えるファミリー・サポート・センター事業について (4) 子どもの遊び場環境について ①にこにこらんどの利用について ②居心地の良い授乳室について 2 中心市街地活性化の取組について (1) 駅前通りに人の流れを創り出す取組について (2) 空き店舗の活用について (3) 「ベンチプロジェクト」について
7	川村 幸栄 (P 73)	1 令和8年度予算編成にかかわって (1) 「出を量り、入るを制する」ことについて (2) DXの強力な推進について (3) 行政における人材不足に対する考え方について (4) 「大学の力を活用したまちづくり」を目指すことについて
8	高野 美枝子 (P 87)	1 令和8年度予算編成について (1) 予算編成の考え方と重点施策について (2) 財政の健全化について 2 名寄市の課題について (1) 人口減少、少子化対策について (2) 公共施設について (3) 公共交通について (4) 協働のまちづくりについて
9	中畠 孝幸 (P 98)	1 宗谷本線を廃線にしないために (1) 抜本的な改善方策について (2) 市民への周知について (3) 徹底した利用促進について

## 令和7年第4回名寄市議会定例会議決結果表

令和7年11月27日～令和7年12月10日 14日間  
本会議時間数 8時間42分

議案番号	議件名	委員会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審査結果	議決結果
第1号	名寄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第2号	名寄市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第3号	名寄市印鑑条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第4号	名寄市ピヤシリスキ一場条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第5号	名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第6号	名寄市都市公園条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第7号	名寄市総合福祉センター条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第8号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第9号	名寄市博物館条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第10号	名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第11号	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第12号	名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第13号	名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第14号	指定管理者の指定について（名寄市スポーツ施設）	— —	— —	7.11.27 原案可決

議案番号	議件名	委員会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審査結果	議決結果
第15号	指定管理者の指定について（名寄ピヤシリスキ一場、名寄市ピヤシリシャンツエ、体育センター・ピヤシリ・フォレスト）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第16号	指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第17号	指定管理者の指定について（名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第18号	指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第19号	指定管理者の指定について（名寄市東部地区集落センター）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第20号	指定管理者の指定について（名寄市西部地区集落センター）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第21号	和解について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第22号	令和7年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第23号	令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第24号	令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第25号	令和7年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第26号	令和7年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）	— —	— —	7.11.27 原案可決
第27号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第28号	名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第29号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決

議案番号	議件名	委員会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審査結果	議決結果
第30号	名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第31号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第32号	名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	7.11.27 原案可決
第33号	工事請負契約の変更について	— —	— —	7.12.10 原案可決
第34号	名寄市議会政務活動費の特例に関する条例の制定について	— —	— —	7.12.10 原案可決
報告第1号	例月出納検査報告について	— —	— —	7.12.10 報告済
質問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	— —	— —	7.11.27 適任と認める
意見書案第1号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	— —	— —	7.12.10 原案可決
意見書案第2号	OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書	— —	— —	7.12.10 原案可決
意見書案第3号	食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書	— —	— —	7.12.10 原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	7.12.10 決定
	委員の派遣報告	— —	— —	7.12.10 報告済